

平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 人事・恩給局総務課

評価年月 平成20年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策1 国家公務員の人事管理の推進

（政策の基本目標）

国家公務員に関する制度を適切に運営・改善する。

質の高い行政サービスを実現し、行政に対する国民の信頼を確保するための適切な人事管理を推進する。

公務と公務員を取り巻く環境の変化に対応した公務能率の向上を図る。

（政策の概要）

国家公務員給与・退職手当制度の運営・改善を図るとともに、適切な人事管理を推進する観点から、能力・実績主義を重視した人事運用、多様な人材の確保・活用、高齢化への対応と適切な退職管理、職員の服務規律の確保、労働時間短縮に取り組んでいる。

加えて、職員の能力開発・啓発、福利厚生や労務管理の充実を図っている。

（平成19年度予算額）

220百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

国際化及び情報化の進展、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化の中で、複雑高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、国民の立場に立つ行政サービスを実現していくため、公務員の意識改革を促進するなど、仕事への取り組み方を変えていくことが課題となっている。

また、昨今の公務員の不祥事により低下した行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するため、綱紀の粛正及び倫理の向上を徹底することが求められている。

このような課題や、国家公務員制度改革基本法において示された改革の方向を踏まえて、公務員が能力を高め、誇りと責任を持って職務を遂行できるよう政府全体として総合的な公務員制度改革を進めるとともに、適切な人事管理を推進する必要がある。

（2）関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	公務員制度のあり方を原点に立ち返って見直すことが必要です。行政に対する信頼を取り戻すため、公務員が能力を高め、

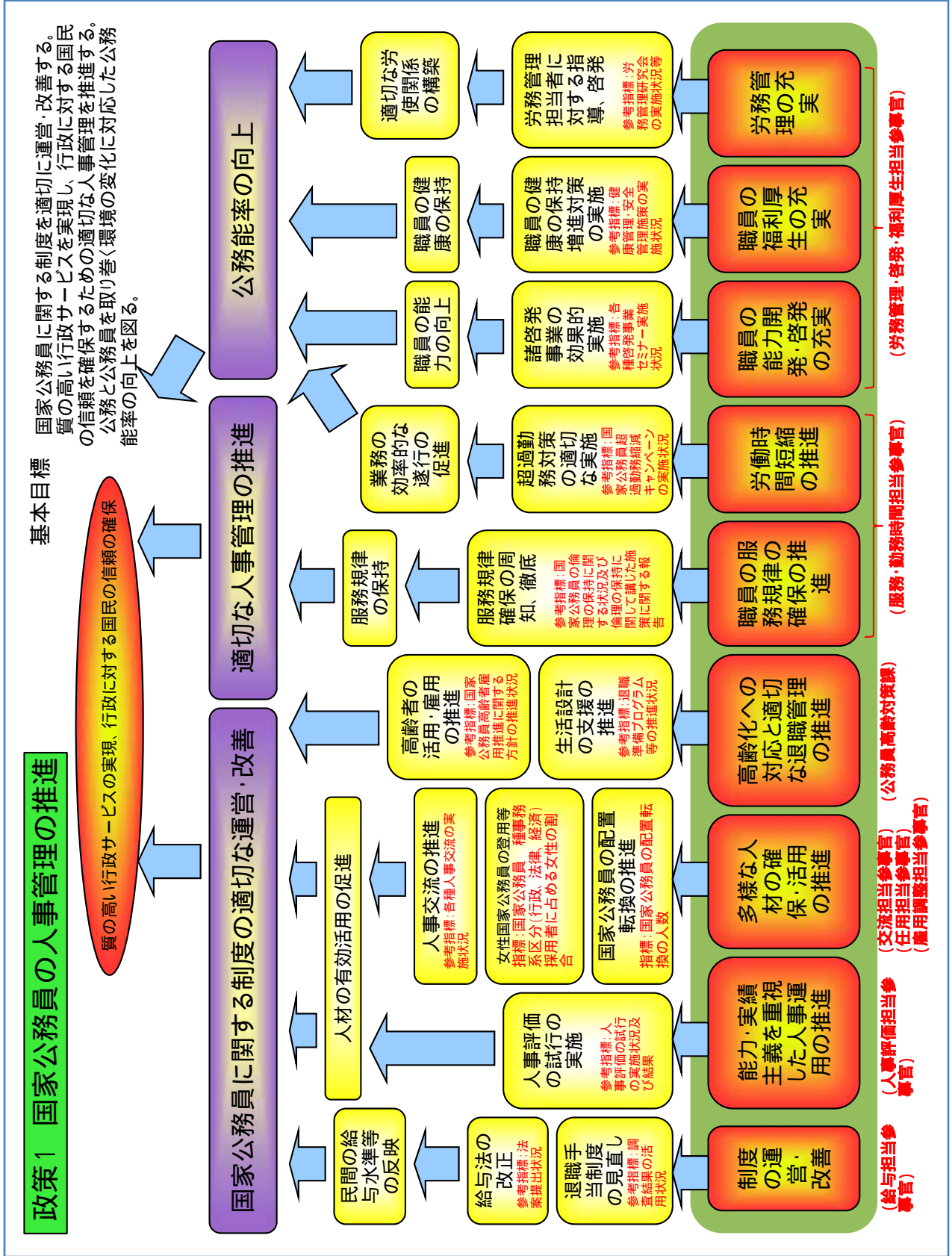
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>国民の立場に立ち、誇りと責任を持って職務を遂行できるよう、総合的な公務員制度改革を進めてまいります。</p> <p>国民への奉仕者である国家公務員の一層の綱紀粛正と倫理の向上を徹底します。</p>
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	<p>4．公務員制度改革</p> <p>戦後レジームからの脱却の中核的な改革として取り組み、21 世紀にふさわしい行政システムを支える公務員像を実現する。</p>
行政改革の重要方針	平成 17 年 12 月 24 日閣議決定。平成 18 年 6 月 16 日一部改正	<p>4 総人件費改革の実行計画等</p> <p>(2) 公務員制度改革の推進</p> <p>ア 公務部門の多様な職場等に定着し、人事管理の基盤的ツールとして活用可能なより実効ある新たな人事評価システムの構築に向け、職員の職務遂行能力、勤務実績をできる限り客観的に把握するための新たな人事評価の第 1 次試行を平成 18 年 1 月から開始する。試行結果の分析等を踏まえた必要な改善を行い、対象範囲を拡大して、平成 18 年度中に第 2 次試行を開始するなど、段階的な取組を進める。</p> <p>ウ (略) 早期退職慣行の是正の計画的な推進など、適切な退職管理に引き続き取り組む。</p>
国の行政機関の定員の純減について	平成 18 年 6 月 30 日	<p>行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）における総人件費改革の実行計画及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）第二章第四節の総人件費改革に基づく国の行政機関の定員（約 33.2 万人）の純減については、以下のとおりとする。</p> <p>1 国の行政機関の定員の 5 年 5%以上の純減</p> <p>国の行政機関の定員（平成 17 年度末定員を基準とする。以下同じ。）332,034 人に対して、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で 5%以上の純減を行う。具体的には(1)及び(2)により 18,936 人(5.7%)以上の純減を確保する。</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		これを達成するため必要となる職員の配置転換、採用抑制等については、別途定めるところにより、政府全体として取り組む。
国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画	平成 18 年 6 月 30 日	「国の行政機関の定員の純減について」（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）以下「純減計画」という。）に基づき定員の純減を図るに当たり、関係職員の雇用の確保を図りつつ純減を進めることの重要性にかんがみ、公務能率の維持・向上にも十分配慮しながら以下の方針により配置転換、採用抑制等の取組を行うものとする。
公務員制度改革について	平成 19 年 4 月 24 日	<p>2．国家公務員法等の改正</p> <p>(1) 能力・実績主義</p> <p>新たな人事評価制度の構築</p> <p>イ 職員の人事評価を「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価」と定義し、これを公正に行わなければならないこととする。</p> <p>ロ 職員の執務について、その所轄庁の長は、定期的に人事評価を実施。</p>
平成 20 年度における人事管理運営方針	平成 20 年 3 月 26 日 (総務大臣決定)	全般的に関係

その他、男女共同参画基本計画（第 2 次）（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定）、「女性の参画加速プログラム」（平成 20 年 4 月 8 日男女共同参画推進本部決定）、自殺総合対策大綱（平成 19 年 6 月 8 日閣議決定）、重点施策実施 5 か年計画（平成 19 年 12 月 25 日障害者施策推進本部決定）、成長力強化への早期実施策（平成 20 年 4 月 4 日経済対策閣僚会議決定）などが関連する。

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）



(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
国家公務員 種事務系区分 (行政、法律、 経済)採用者 に占める女性 の割合	30%	22年度	「男女共同参画 基本計画」(第2 次)(平成17年 12月27日閣議決 定)で示された政 府全体としての 採用者に占める 女性の割合の目 安を踏まえ、各府 省において多様 な人材の確保・活 用が進められて いるか。	21.5% (64名/ 298名中)	22.4% (66名/ 295名中)	25.1% (74名/ 295名中)
国家公務員の 配置転換の人数	704人	19年度	国家公務員の配 置転換、採用抑制 等に関する全体 計画(平成18年 6月30日閣議決 定。22年度まで に2,908人が配 転の見通し)を着 実に達成し、国家 公務員の定員純 減が円滑に行わ れているか。	(取組開 始前)	748人(内 定数。平成 19年4月1 日実施)	783人(内 定数。平成 20年4月1 日実施)
幹部職員の勸 奨退職年齢の 計画的な引き 上げ	平均の勸 奨年齢を 3歳以上	20年度		平成20年度までの途中段階に おける評価は実施しないため、記 載していない。		

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度	
人事院勧告に対する政府の 取扱方針に基づく一般職給与 法及び特別職給与法の改正 (法案提出)の状況(法案成 立時期等)	国家公務員の給与改定を支 障なく行うため、国政全般 の観点から適正な結論を得 て取扱方針を閣議決定し、 必要に応じて給与法改正法 案を速やかに閣議決定、国 会提出しているか。	【実績】 17年度	18年度	19年度	
		人事院勧告	8/15	8/8	8/8
		政府の取扱 方針決定	9/28	10/17	10/30
		法案の国会 提出	10/4	10/27	11/2

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度																								
国家公務員の退職手当制度の前年度退職者に対する運用実態、民間企業の退職金制度等	国家公務員の退職手当制度の運用実態及び民間企業の退職金制度についての調査結果が、国家公務員の人事管理においてどのように活用されているか。	調査結果を踏まえて、「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案」を国会に提出(18年4月から施行。)																										
人事評価の試行の実施状況及び結果	人事評価の試行が着実に実施され、その結果が次回の試行に着実に反映されているか。	<p>これまで三次にわたる試行を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>被評価者</th> <th>評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一次試行 (18年1月～6月)</td> <td>約2,000人</td> <td>約500人</td> </tr> <tr> <td>第二次試行 (19年1月～6月)</td> <td>約9,000人</td> <td>約2,000人</td> </tr> <tr> <td>第三次試行 (19年10月～20年3月)</td> <td>約70,000人</td> <td>約19,000人</td> </tr> </tbody> </table> <p>試行後にアンケートを実施して、その結果を次回の試行に反映。</p>				被評価者	評価者	第一次試行 (18年1月～6月)	約2,000人	約500人	第二次試行 (19年1月～6月)	約9,000人	約2,000人	第三次試行 (19年10月～20年3月)	約70,000人	約19,000人												
	被評価者	評価者																										
第一次試行 (18年1月～6月)	約2,000人	約500人																										
第二次試行 (19年1月～6月)	約9,000人	約2,000人																										
第三次試行 (19年10月～20年3月)	約70,000人	約19,000人																										
各種人事交流の実施状況	国と民間、国と地方公共団体、府省等との人事交流が着実に実施されているか。	<p>【実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間から国への受入</td> <td>839人</td> <td>1,058人</td> <td>1,073人</td> </tr> <tr> <td>国から民間への派遣</td> <td>12人</td> <td>16人</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>国から地方公共団体</td> <td>1,613人</td> <td>1,590人</td> <td>1,604人</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体から国</td> <td>1,764人</td> <td>1,873人</td> <td>1,862人</td> </tr> <tr> <td>他府省への出向</td> <td>2,128人</td> <td>2,184人</td> <td>2,251人</td> </tr> </tbody> </table>				17年度	18年度	19年度	民間から国への受入	839人	1,058人	1,073人	国から民間への派遣	12人	16人	22人	国から地方公共団体	1,613人	1,590人	1,604人	地方公共団体から国	1,764人	1,873人	1,862人	他府省への出向	2,128人	2,184人	2,251人
	17年度	18年度	19年度																									
民間から国への受入	839人	1,058人	1,073人																									
国から民間への派遣	12人	16人	22人																									
国から地方公共団体	1,613人	1,590人	1,604人																									
地方公共団体から国	1,764人	1,873人	1,862人																									
他府省への出向	2,128人	2,184人	2,251人																									
女性国家公務員の採用の拡大状況	「男女共同参画基本計画」(第2次)において、「国家公務員 種試験の事務系の区分の目標を踏まえつつ、その他の試験についても女	<p>【試験等採用者に占める女性の割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種試験等</td> <td>25.9%</td> <td>26.4%</td> <td>27.8%</td> </tr> <tr> <td>種試験等</td> <td>32.8%</td> <td>35.0%</td> <td>37.2%</td> </tr> </tbody> </table>				17年度	18年度	19年度	種試験等	25.9%	26.4%	27.8%	種試験等	32.8%	35.0%	37.2%												
	17年度	18年度	19年度																									
種試験等	25.9%	26.4%	27.8%																									
種試験等	32.8%	35.0%	37.2%																									

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
	性の割合を高めること」とされていることを受け、各府省において多様な人材の確保・活用が進められているか。			
公務部門における知的障害者の職場体験実習事業の実施状況	「公務部門における知的障害者の職場体験実習事業」を実施することにより、公務部門での障害者雇用の推進が図られているか。	2 省において 3 名実施	5 府省等において 5 名実施	12 府省等において 12 名実施
国家公務員中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）による採用状況	各府省において多様な人材の確保が進められているか。	（平成 19 年度から開始）		152 名の採用予定者数に対し、25,075 名の申込者があり、最終的な合格者数は 162 名となった（倍率 154.8 倍）
国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）の実施及び各年度に定める配置転換、採用抑制等に関する実施計画（国家公務員雇用調整本部決定）の実施状況	国家公務員の配置転換を円滑に行うための取組がなされているか。	<p>【平成 17 年度】 （取組開始前）</p> <p>【平成 18 年度】 以下の取組を実施。 「国の行政機関の定員の純減について」及び「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」を閣議決定（6 月 30 日）。第 1 回国家公務員雇用調整本部を開催して「平成 19 年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画」を策定（6 月 30 日）し、全国 8 か所で第 1 回地方推進協議会を開催（7 月中旬）。その後、受入府省から受入可能職の提示、職場訪問研修、各受入機関での面談等の取組を実施（7 月下旬～平成 19 年 3 月）。 第 2 回国家公務員雇用調整本部を開催して「平成 20 年度の配置</p>		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度												
		転換、採用抑制等に関する実施計画」を策定(平成19年3月2日)、その後、全国8か所で第2回地方推進協議会を開催(平成19年3月中旬～下旬)。			【平成19年度】 受入府省から受入可能職の提示がなされ、その後、職場訪問研修、各受入機関での面談等の取組を実施(4月下旬～平成20年3月)。											
平成14年12月17日の閣僚懇談会申合せの着実な実施状況			平成20年度までに平均の勲奨年齢が引き上がるような人事管理の制度面・運用面での諸方策について適切に検討が行われ、可能なものから実施されているか。													
国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況			国家公務員高齢者雇用推進方針に記述されている方策が各府省において推進されているか。													
退職準備プログラム等の推進状況			総務省が実施する「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者講習会」等の施策を踏まえる形で、各府省において退職準備プログラム等が実施されているか。													
			国家公務員高齢者雇用推進専門部会を開催することなどにより、必要な情報交換等を実施。 各府省においては、これらを踏まえて、職員等への再任用制度の周知、業務運営等の見直し等を実施。													
			【再任用職員数】													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,108人</td> <td>1,080人</td> <td>1,261人</td> <td>2,320人</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	19年度	20年度	1,108人	1,080人	1,261人	2,320人				
17年度	18年度	19年度	20年度													
1,108人	1,080人	1,261人	2,320人													
			20年度は予定。その他は実績													
			【プログラムの実施状況】													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退職準備プログラム</td> <td>33府省庁</td> <td>22府省庁</td> <td>27府省庁</td> </tr> <tr> <td>生涯生活設計プログラム</td> <td>8府省庁</td> <td>16府省庁</td> <td>22府省庁</td> </tr> </tbody> </table>			17年度	18年度	19年度	退職準備プログラム	33府省庁	22府省庁	27府省庁	生涯生活設計プログラム	8府省庁	16府省庁	22府省庁
	17年度	18年度	19年度													
退職準備プログラム	33府省庁	22府省庁	27府省庁													
生涯生活設計プログラム	8府省庁	16府省庁	22府省庁													

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告	毎年度着実に実施されているか。	毎年度9月に国会に報告		
国家公務員超過勤務縮減キャンペーンの実施状況	毎年度着実に実施されているか。	毎年度10月に実施		
各種啓発事業セミナー実施状況	各種啓発事業の参加者が当該事業の意義をどのように捉えているか。	各年度の啓発事業終了後のアンケート結果において、参加者の約9割が啓発事業に参加して有意義であったと回答。		
健康管理・安全管理施策の実施状況	毎年度確実に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画した講習会については全て実施し、当該年度の目的はほぼ達成した。 ・ 体育センター及び野球場については、一定の利用実績があるものの、利用が土日に偏っている。 		
労務管理研究会の実施状況等	毎年度確実に実施されているか。	以下の取り組みを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労務管理研究会（A研、C研、D研）の実施 ・ 地方労務担当官会議への講師派遣 ・ 人事管理官会議幹事会における労働情勢の説明 ・ 労働情報の作成・配付 		

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果（総括）

あらかじめ目標（値）を設定した指標については進展が見られ、また、参考となる指標等についても、それぞれ着実に実施されていることから、全体として、基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

制度の運営・改善

(ア) 必要性

人事院勧告制度は、国家公務員の労働基本権制約の代償措置の根幹をなすものであり、当該勧告を受けた政府がその取扱方針を決定し、必要に応じ給与法が改正されることは、現行の制度・運用上、国家公務員の給与を適正に改定、支給する唯一の手段とされていることから、必要性が認められる。

また、国家公務員の退職者数、平均退職手当額の調査及び結果の公表、並びに民間企業の退職金制度についての調査を行っており、これらの調査結果を基礎として、官民の退職手当の水準、制度比較、国家公務員の退職手当制度の見直しを行っていることから、必要性が認められる。

(イ) 効率性

国家公務員の退職手当調査については紙媒体から電子データへの移行を進め、必要最小限の所要経費で効率的に実施するように努めている。

能力・実績主義を重視した人事運用の推進

(ア) 必要性

改正された国家公務員法の施行が遅くとも平成 21 年 7 月であり、人事評価制度の整備の優先性は極めて高いものであることから、必要性が認められる。

(イ) 有効性

人事評価は任用、給与、分限その他の人事管理の基礎となるものであることから、その評価手法は信頼性の高いものとなるよう制度構築する必要がある。そのため数次に亘る試行を行い、その結果を検証する必要があることから、平成 19 年度においては、本府省の課長以下の職員を対象とした第 2 次試行を円滑に実施し、検証を行ったところ、アンケート、データ分析ともに、評価手法の有効性等が概ね実証された。

多様な人材の確保・活用の推進

(ア) 必要性

平成 19 年 5 月から、関係府省の職員及び経済界をはじめとする有識者からなる官民人事交流推進会議を開催し、官民の連携・協力関係の構築や交流に関する情報の共有などを通じて、官民人事交流の更なる推進に努めており、こうした取り組みの必要性は認められる。

国の機関において雇用されている障害者の多数は身体障害者であり、知的障害者の雇用が進んでいない状況にあるが、これには、各府省に知的障害者の雇用に対する知識の蓄積がほとんどなく、雇用に慎重にならざるを得ない側面がある。こうした状況を踏まえ、平成 17 年度から 19 年度の 3 か年間で、全府省において知的障害者の職場体験実習を実施しているところであり、公務部門における障害者雇用の推進に資するための取り組みとしての必要性が認められる。

(イ) 有効性

各府省に対し、各種人事交流状況の調査を実施し、「民間から国への職員の受入状況」、「国と地方公共団体との間の人事交流状況」、「府省間人事交流の実施状況」として公表している。この結果は、人事交流推進のための基礎資料として有効に活用されている。

女性国家公務員の採用の拡大状況等については、平成 22 年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家 種試験の事務系の区分（行政、法律、経済）については、30%程度まで採用割合を高めるとされているところ、平成 19 年度における当該区分試

験の採用者のうち、女性の割合は25.1%であり、18年度に比べると2.7ポイント増加している。また、種全体、種等、種試験等の行政区分及び種については、全体の採用者数の減少に従い、女性の採用者数はいずれも減少しているものの、採用者に占める割合はいずれも増加しており、各府省において多様な人材確保が図られていると考えられることから、有効性が認められる。

また、再チャレンジの機会を広く確保する観点から、30～40歳程度のフリーター等にも国家公務員への就職機会を提供する仕組みを構築するものとして、国家公務員中途採用者試験（再チャレンジ試験）を実施することとし、平成19年度の試験では152名の採用予定者数に対し、25,075名の申込者があり、最終的な合格者数は162名（うち女性34名）となった。これにより、各府省において多様な人材の確保が図られているところであり、有効性が認められる。

平成19年度配置転換では目標数728人を上回る748人、平成20年度配置転換では目標数704人を上回る783人の内定・受入れ（いずれも国の行政機関以外も含む）という成果を得ており、総人件費改革の一環である国の行政機関の定員純減に貢献していることから、有効性が認められる。今後、さらに対象部門の職員の意識を喚起し、3年目以降も円滑に配置転換を進めるためには、研修を通じた関係者に対する支援、国の行政機関以外への協力要請などがより重要になると考えられる。

高齢化への対応と適切な退職管理の推進

（ア）必要性

総務省が実施する「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者講習会」等の施策を踏まえる形で、各府省において退職準備プログラム等が実施されていること等から、こうした取組みの必要性が認められる。

（イ）有効性

例えば、再任用の実施状況は、平成17年度1,108人、18年度1,080人、19年度1,261人、20年度（予定）2,320人となっており、各府省において着実に再任用制度の活用が図られていること等から、高齢者の活用・雇用の推進における有効性が認められる。

職員の服務規律の確保の推進

（ア）必要性

行政及び公務員に対する国民の信頼回復と服務規律の確保等のための推進方策を定め、改めて厳正な服務規律の確保及び公務の適正かつ能率的な運営を図ったところであり、こうした取組みの必要性が認められる。

労働時間短縮の推進

（ア）必要性

「国家公務員の労働時間短縮対策について」（平成4年人事管理運営協議会決定）に基づき、

超過勤務縮減キャンペーンを行い、超過勤務縮減を各省に呼びかけたところであり、こうした取り組みの必要性が認められる。

職員の能力開発・啓発の充実

(ア) 有効性

各年度の啓発事業終了後のアンケート結果において、参加者の約9割が啓発事業に参加して有意義であったと回答しており、啓発事業の有効性が認められる。

職員の福利厚生の充実

(ア) 有効性

各府省の担当者に対する健康管理、安全管理の講演会、各府省のカウンセラーに対する講習会や管理監督者に対するメンタルヘルスセミナーについては、終了後、それぞれ参加者に対して実施内容等に対するアンケートを実施することにより意見等を把握した結果、充実した内容であるとの評価が多数であったことから、一定の有効性が認められるが、より適切な対応を図るための有効な手段について検討する必要がある。

(イ) 効率性

人事・恩給局が管理している福利厚生施設（体育センター（船橋・枚方） 野球場（福岡））については、一定の利用実績があり有効性が認められるが、その利用は土日に偏っており、施設も老朽化していることから、財務省の「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」の報告書において「廃止の方向で早急に結論を得ることが適当である」旨の提言がなされた。

このため、今後、健全なスポーツの場を引き続き確保しつつ国家公務員のレクリエーション活動をより効率的に実施するため、国の他機関が保有する体育施設を代替施設として利用するためのスキームの確立等について検討する必要がある。

労務管理の充実

(ア) 有効性

労務管理研究会等は、各府省の労務担当者に対し、その時期における労働情勢や労務管理上重要とみられる問題について説明を行うほか、討議・意見交換などを通じて、労務担当者の資質向上や労務管理に関する統一の方針の周知徹底、労務担当者間の意思疎通を図るなど労務管理体制の充実強化に資するものである。参加者や所属幹部からは、「次回も参加したい。」「参加者を増員させたい。」等の要望があるほか、地方においては、「中央の動きが把握できる良い機会である。」との声が聞かれるなど、有効に機能しているが、より効率的な実施について検討する必要がある。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性（総括）

国家公務員の人事行政に対する国民各層からの様々なご指摘、国家公務員制度改革基本法において示された改革の方向を踏まえて、今後の施策の方向性について検討を行う必要がある。

また、既存の個別事業については、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、その効果及びこれに要する費用等を考慮して、廃止も含めた見直しを行い、質の高い行政サービスの実現、行政に対する国民の信頼の確保、公務と公務員を取り巻く環境の変化に対応した公務能率の向上といった基本目標の実現を図る必要がある。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 調査内容の充実を図るとともに、各府省、及び民間企業に対して調査に係る費用や負担を軽減できるよう、検討を行う。</p> <p>【下位レベルの施策名】 公務員制度改革の推進のための制度検討</p> <p>【主な事務事業】 制度の運営・改善</p>	見直し・改善の方向性	調査の継続性を保ちつつ、調査項目や、スケジュール等の見直し、より効率的な調査方法等について検討。
	(予算要求)	継続的な予算措置を講ずる
	(制度)	従前どおり
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 今後、上記「人事評価の試行」の結果を分析しながら、人事評価制度の本格実施に向けて制度設計についてさらなる検討を進めていく必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 人事評価の試行の円滑な実施及び結果の検証</p> <p>【主な事務事業】 能力・実績主義を重視した人事運用の推進</p>	見直し・改善の方向性	人事評価制度は遅くとも平成21年7月には運用が開始されるため、平成20年度をもって人事評価の試行は終了することになる。今後は、改正された国家公務員法の施行に伴い人事評価制度の円滑なる運用に資するため、予算等の必要な措置を講じていくものとしている。
	(予算要求)	制度の説明会や評価者を対象とした講習会の開催など、人事評価制度の定着かつ確実な実施に必要な予算措置を講ずる。
	(制度)	従前どおり
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 引き続き各種交流状況を調査し、的確な状況把握に努めるとともに、官民人事交流の拡大方策等についての検討を行う必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 国と民間、国と地方公共団体、府省等との間の人事交流等の推進</p> <p>【主な事務事業】 多様な人材の確保・活用の推進</p>	見直し・改善の方向性	官民人事交流推進会議等を活用し、官民人事交流の拡大方策等について検討する。
	(予算要求)	国と民間企業との間における円滑な人事交流の実施に資するため、官民人事交流推進協議会（仮称）に係る予算措置を講ずる。
	(制度)	国家公務員制度改革基本法を受けて、官民交流法の抜本的改正に向けた検討を行う。
	(実施体制)	官民交流法の抜本的改正に伴う体制の充実を図る。

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 (女性国家公務員の採用・登用等の拡大) 各府省の女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する取組状況を引き続き調査・公表すること等により、女性国家公務員の採用・登用の拡大を推進する必要がある。</p> <p>(障害者雇用の推進等) 総務省は「公務部門における障害者雇用推進チーム」の主任の立場から各府省の障害者雇用の取組を推進していく必要がある。</p> <p>(国家公務員中途採用試験(再チャレンジ試験)) 今年度の再チャレンジ試験に基づき採用結果等も踏まえ、今後の方向性について検討していく必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 女性国家公務員の採用・登用等の拡大、障害者雇用の推進等による多様な人材の確保・活用の推進</p> <p>【主な事務事業】 多様な人材の確保・活用の推進</p>	見直し・改善の方向性	(女性国家公務員の採用・登用等の拡大) 各府省の女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する取組状況を引き続き調査・公表すること等により、女性国家公務員の採用・登用の拡大を推進する。 (障害者雇用の推進等) 引き続き、公務部門における障害者雇用の推進を図る。 (再チャレンジ試験) 今年度の応募状況、各府省での採用結果等も踏まえ、内閣官房と連携し、今後の方向性について検討を行う。
<p>【課題】 平成 20 年度の目標設定では 678 人を目標値として設定しており、この目標を達成するためには引き続き、今後の配置転換の取組を円滑に行うことが重要である。そのためには、配転異動職員へのアフターケアや送付、受入双方の関係者への研修を充実させる必要がある。</p> <p>また、国の行政機関以外の機関に協力要請を行う等により、職員の選択肢を広げる必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 総人件費改革を踏まえた国家公務員の配置転換の円滑かつ確実な推進</p> <p>【主な事務事業】 多様な人材の確保・活用の推進</p>	見直し・改善の方向性	国家公務員の配置転換を今後も円滑に行うためには、これまでの予算措置、制度を継続するとともに、講習会等の充実を図る必要がある。 配置転換対象者が転換先で円滑に定着化・活躍できるよう、講習会の実施やカウンセリング等に係る所要の予算措置を講ずる。 従前どおり 従前どおり
(予算要求)		(障害者雇用の推進等) 公務部門における障害者雇用の推進に資するための所要の予算措置を講ずる。
(制度)		従前どおり
(実施体制)		従前どおり

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 いわゆる「天下り」の弊害を是正し、公務員が志を持って行政に専念できる環境を整備するため、引き続き取組みを実施する必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 早期退職慣行の是正</p> <p>【主な事務事業】 高齢化への対応と適切な退職管理の推進</p>	見直し・改善の方向性	引き続き取組みを実施
	(予算要求)	
	(制度)	
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 再任用制度の一層の活用のため、各府省において、職員等への再任用制度の周知、業務運営等の見直し等が適切に実施されることが必要。</p> <p>【下位レベルの施策名】 再任用制度の活用等による高齢者の活用・雇用の推進</p> <p>【主な事務事業】 高齢化への対応と適切な退職管理の推進</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、国家公務員高齢者雇用推進専門部会を開催することなどにより、必要な情報交換等を実施。
	(予算要求)	
	(制度)	従前どおり
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 職員のライフスタイルの多様化等を踏まえて、退職後の生活をも視野に入れた職員の生活設計を支援する講習会、セミナー等について、その効果的な実施のための検討を進めるとともに、更なる施策の内容の充実を図ることが必要である。</p> <p>【下位レベルの施策名】 職員の退職後の期間を含む生活設計の支援の推進</p> <p>【主な事務事業】 高齢化への対応と適切な退職管理の推進</p>	見直し・改善の方向性	参加者のニーズに応じた講習会、セミナー等の内容の充実を引き続き図っていくとともに、所要の予算措置を講ずる。
	(予算要求)	職員を対象としたセミナーの充実等に伴う所要の予算措置を講ずる。
	(制度)	
	(実施体制)	従前どおり

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号）により、平成 20 年中に内閣府に官民人材交流センターが設置されると等を踏まえ、同センターと機能が重複する試行人材バンクの廃止について検討する必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 高齢化への対応と適切な退職管理の推進</p> <p>【主な事務事業】 高齢化への対応と適切な退職管理の推進</p>	見直し・改善の方向性	平成 20 年中に試行人材バンクを廃止する予定
	(予算要求)	予算の廃止
	(制度)	
	(実施体制)	試行人材バンクに特化した実施体制が組まれていたものではない。
<p>【課題】 服務規律の確保について、各府省において更なる徹底がなされる必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 服務規律確保の各省への周知、徹底</p> <p>【主な事務事業】 職員の服務規律の確保の推進</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、職員の服務規律の確保の周知・徹底を促す
	(予算要求)	
	(制度)	
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 超過勤務対策について、各府省において更なる徹底がなされる必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 超過勤務対策の適切な実施</p> <p>【主な事務事業】 労働時間短縮の推進</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、超勤対策を含めた労働時間短縮の推進を促す
	(予算要求)	勤務時間担当者を対象とする講演会の実施に伴う所要の予算措置を講ずる。
	(制度)	
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 啓発事業の内容の充実</p> <p>【下位レベルの施策名】 諸啓発事業の効果的実施</p> <p>【主な事務事業】 職員の能力開発・啓発の充実</p>	見直し・改善の方向性	国家公務員制度改革基本法を踏まえ、管理職員に求められる政策の企画立案能力及び業務管理能力の育成や、人事管理・労務管理に関する能力の育成を図るため、既存の啓発事業を見直し
	(予算要求)	上記方向性に沿った啓発事業を実施するための所要の予算措置を講ずる。
	(制度)	
	(実施体制)	啓発事業の見直しに伴う体制の充実を図る。

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 人事院による平成 18 年度長期病休者実態調査の結果によると、精神及び行動の障害による長期病休者が急増していることを踏まえ、講習会を通じて、心の健康づくり対策の一層の推進を図り、その必要性・重要性の認識の徹底と適切な指導を行う。</p> <p>長期病休者(精神及び行動の障害) 2,218 人(H13) 3,849 人(H18)</p> <p>【下位レベルの施策名】 職員の健康の保持増進対策の実施</p> <p>【主な事務事業】 職員の福利厚生の充実</p>	見直し・改善の方向性	既存のメンタルヘルス講習会の在り方を含め、メンタルヘルスに対して適切な対応を図るための有効な手法について検討
	(予算要求)	上記方向性を踏まえて必要となる予算措置を講ずる。
	(制度)	
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 人事・恩給局が管理している体育センター(船橋・枚方)及び野球場(福岡)の3か所については、利用が土日に偏っているとともに、施設が老朽化している。</p> <p>【下位レベルの施策名】 職員の健康の保持増進対策の実施</p> <p>【主な事務事業】 職員の福利厚生 of 充実</p>	見直し・改善の方向性	他の施設の利用を検討することとし、体育センター・野球場は廃止する方向で検討
	(予算要求)	今後、代替候補施設の利用に伴う運用諸経費(受付業務、現地管理等の person 費、施設利用の負担金等)等に必要となる予算措置を講ずる。
	(制度)	
	(実施体制)	実施体制につき検討する
<p>【課題】 地方支分部局の担当者を対象とする会議について、必要な整理を行う必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 労務管理担当者に対する指導、啓発</p> <p>【主な事務事業】 労務管理の充実</p>	見直し・改善の方向性	地方支分部局の担当者を対象とする会議について、業務効率性の向上の観点から必要な範囲で統合する方向で検討
	(予算要求)	従前どおり
	(制度)	
	(実施体制)	従前どおり

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日）において、ロジック・モデルにおける基本目標の設定、課題と取組みの方向性の記述についてそれぞれご指摘を頂いたところであり、このご指摘を踏まえて評価書を作成した。

(2) 評価に使用した資料等

人事評価 第 2 次試行アンケート結果（主要なもの）

http://www.soumu.go.jp/jinjihyouka/data/pdf/data_080125_1.pdf

民間から国への職員の受入状況（平成 19 年 12 月 26 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071226_8.html

府省間人事交流の実施状況（平成 19 年 9 月 20 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070920_1.html

国と地方公共団体との間の人事交流状況（平成 19 年 12 月 26 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071226_6.html

女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果（平成 19 年 10 月 24 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071024_1.html

平成 20 年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画（平成 19 年 3 月 2 日）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumuin/070302keikaku.pdf>

平成 20 年度における国家公務員の配置転換の内定状況（平成 19 年 12 月 22 日）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumuin/071222joukyou.pdf>

平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政評価局総務課

評価年月 平成20年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策3 行政評価等による行政制度・運営の改善

（政策の基本目標）

政策評価制度の推進、行政評価・監視の実施、行政相談制度の推進等により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。

特に、19～20年度の間は、新たに導入された経済財政諮問会議との政策評価に関する連携を強化し、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図る。

（政策の概要）

1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、各府省は、所掌する政策について自ら評価を実施。総務省は、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価制度を推進するとともに、府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）及び各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施。

2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進

中立・公正な立場から各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告等を行う行政評価・監視業務、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談業務により、行政の制度・運営の改善を推進する。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。

（平成19年度予算額）

784百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

政策評価については、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、「経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映する」こととされたことを受け、平成19年11月に、総務大臣から経済財政諮問会議に対して重要な評価対象分野の選定等についての意見を述べ、同会議から重要な評価対象分野等の提示が行われたところである。また、平成19年10月1日から新た

に規制の事前評価についての義務付けが開始されたところである。

行政評価・監視については、従来から、政府の重要行政課題の解決の促進を図っているところ、契約の適正化の推進について、内閣総理大臣からの指示（平成 19 年 10 月）を踏まえ、平成 20 年 1 月から行政評価・監視を実施しているところである。また、19 年 5 月に発生したジェットコースター死傷事故を受けて、緊急に行政評価・監視の実施をしたところである。

なお、平成 19 年度は、年金記録問題に関して、問題発生の経緯、原因、責任の所在等についての調査・検証を行う年金記録問題検証委員会（平成 19 年 6 月設置。同年 10 月報告書とりまとめ）の事務局を担当したこと、総理指示により、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すための年金記録確認第三者委員会（平成 19 年 6 月設置。中央委員会：1 か所、地方委員会：全国 50 か所）の事務局を担当していることから、本省及び管区局・事務所の地方出先機関の人員の多くが本問題の対応に当たった。

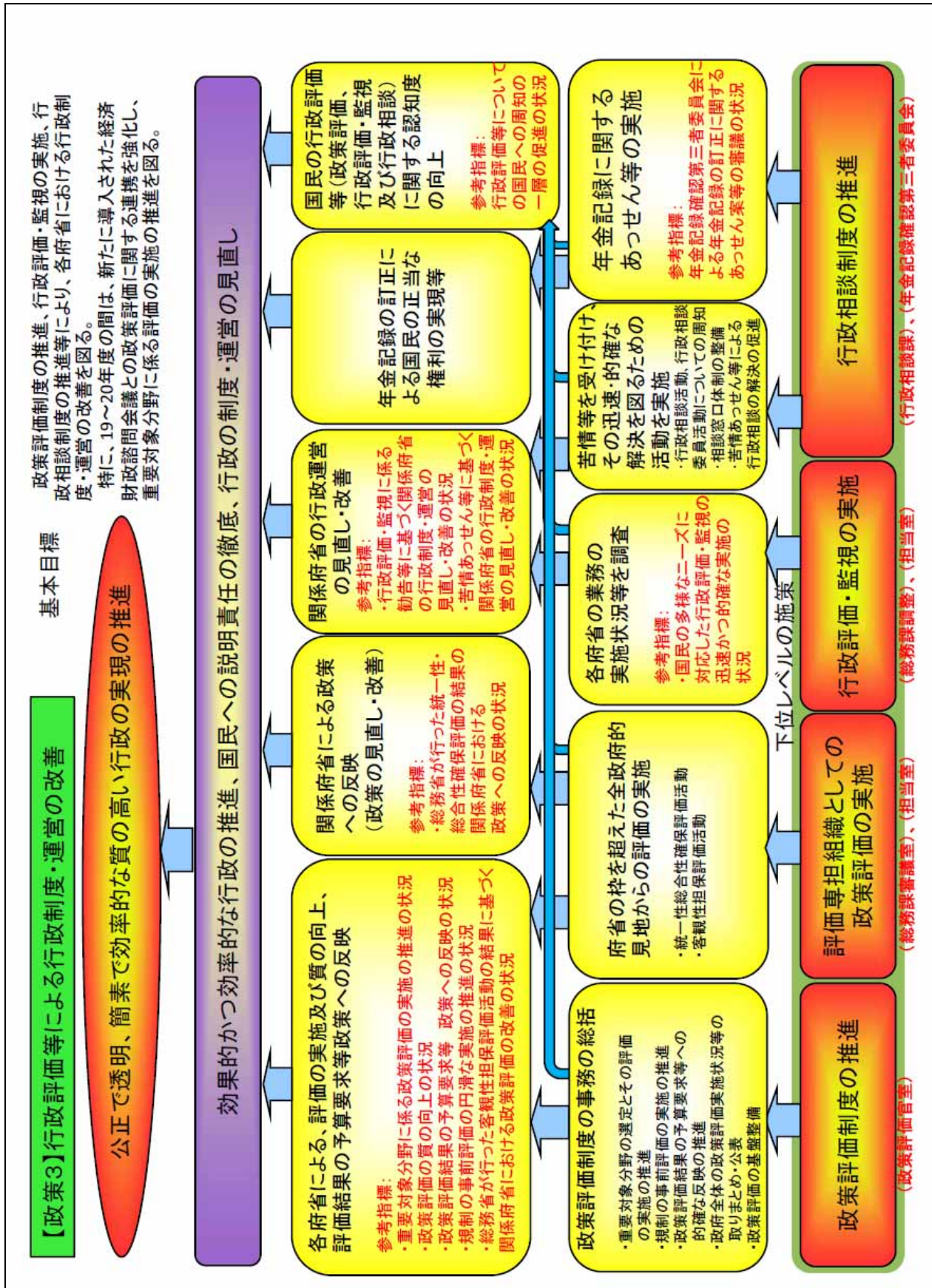
（２）関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日 閣議決定	<p>3．予算制度改革 【改革のポイント】</p> <p>4．政策評価を予算の効率化等に適切に反映する。 【具体的手段】</p> <p>（４）政策評価の機能の発揮 平成 19 年末から次の方法で経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映する。 総務大臣は、各府省の評価の実施状況に関する「政策評価・独立行政法人評価委員会」の調査審議を踏まえ、毎年末、経済財政諮問会議に、重要対象分野の選定等について意見を述べる。 これに対し、経済財政諮問会議は、政策評価の重要対象分野等を提示する。総務大臣は当該提示を踏まえた評価の実施を推進する。</p>
規制改革推進のための 3 か年計画	平成 19 年 6 月 22 日 閣議決定	<p>19 年度重点計画事項</p> <p>1 横断的制度 （１）規制の横断的評価・見直し 規制影響分析（R I A）の幅広い実施ア（略） イ（略）総務省は、各府省庁の取組を支援するため、毎年度、規制についての事前評価の実施状況の把握・分析を行うとともに、調査研究、各府省庁に対する情報提供や必要な研修等の取組を進めていく。【平成 19 年度以降継続的に実施】（基本ア b）</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>ウ R I Aの実施に当たっては、評価手法等R I Aの実施に際して必要な事項を定めたガイドラインの役割は重要である。R I Aの実施に当たっては、その質を向上させ、事後的な検証可能性を高めるため、可能な限り定量化、金銭価値化して示すことが望ましい。また、規制の新設・改廃から一定期間が経過した後に、社会経済情勢に照らしてなお最適か否かを判断するよう、レビュー時期やその条件を記載することが望ましい。</p> <p>したがって、総務省は、上記を踏まえ、各府省庁が充実したR I Aを実施できるよう、ガイドラインの速やかな策定を行う。【平成 19 年度実施】(基本ア d)</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2007</p>	<p>平成 19 年 6 月 19 日 閣議決定</p>	<p>第 4 章 持続的で安心できる社会の実現 4 . 質の高い社会保障サービスの構築 【具体的手段】 (2) 年金) 領収書等の証拠がない方については、総務省に設置する第三者委員会における公正な判断を踏まえ、社会保険庁はこれを尊重して記録の訂正を行う。</p>
<p>年金記録問題に関する今後の対応</p>	<p>平成 20 年 1 月 24 日 年金記録問題に関する関係閣僚会議</p>	<p>4 . 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化 (1) 当面の審議の促進 年金記録確認第三者委員会においては、昨春秋以来、委員を 338 人から 538 人へ増員、事務局職員を 468 人から 877 人へ増員、審議チームを 54 チームから 118 チームに増やすなど体制の拡充を行ってきたところであり、さらに、あっせん事例集の整備等を行うことにより、各地方委員会の迅速な処理の推進を図り、処理件数の大幅な増加を図る。</p> <p>また、更に処理のスピードアップが必要な地域（大都市を抱える都道府県 15 力所程度）の一層の体制の強化（審議チームを約 50 増）に早急に取り組む。</p> <p>(2) 本年 4 月以降の取組み 上記の審議促進策を踏まえ、本年 3 月末までに申し立てられた事案については、概ね 1 年を目途に処理を終えることとする。</p> <p>また、本年 4 月以降に申し立てられる事案については、 第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、 社会保険労務士の協力をも得つつ、申立てに関する相談・調査の充実、 申立件数を勘案した一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進める。</p>

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度																												
経済財政諮問会議との連携強化による、重要対象分野に係る政策評価の実施の推進の状況	評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映するために、経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携強化が図られているか、また、各府省における重要対象分野に係る評価の実施の推進が図られているか。	<p>政策評価・独立行政法人評価委員会における調査・審議を踏まえ、平成19年度は、少子化社会対策に関連する施策（育児休業制度、子育て支援サービス、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組）若年者雇用対策及び農地政策の3分野5政策について、総務大臣から経済財政諮問会議に対し意見を述べた。</p> <p>経済財政諮問会議から、これらの政策が「重要対象分野」として提示された。</p> <p>また、重要対象分野に係る評価の実施にあたっての留意点等について、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査・審議を踏まえて関係府省に提示することにより、評価の実施を推進した。</p>																														
各府省における政策評価の質の向上の状況	17府省中15府省が実施している「実績評価方式による評価」について、「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合」の推移を把握し、各府省が実施した政策評価の質の向上の状況を分析する。	<p>実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。</p> <p>各府省が実施した実績評価方式による評価について、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（府省全体）の推移をみると、次図のとおり、平成14年度から16年度は年々増加し、17年度と18年度は、横ばいであったが、19年度は上昇している。</p>																														
		<table border="1"> <caption>実績評価方式による評価の割合の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合</th> <th>総数</th> <th>達成数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度</td> <td>34.2%</td> <td>471件</td> <td>161件</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>50.0%</td> <td>500件</td> <td>250件</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>55.5%</td> <td>488件</td> <td>271件</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>54.6%</td> <td>441件</td> <td>241件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>57.2%</td> <td>407件</td> <td>233件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>71.1%</td> <td>318件</td> <td>226件</td> </tr> </tbody> </table>			年度	割合	総数	達成数	平成14年度	34.2%	471件	161件	平成15年度	50.0%	500件	250件	平成16年度	55.5%	488件	271件	平成17年度	54.6%	441件	241件	平成18年度	57.2%	407件	233件	平成19年度	71.1%	318件	226件
年度	割合	総数	達成数																													
平成14年度	34.2%	471件	161件																													
平成15年度	50.0%	500件	250件																													
平成16年度	55.5%	488件	271件																													
平成17年度	54.6%	441件	241件																													
平成18年度	57.2%	407件	233件																													
平成19年度	71.1%	318件	226件																													
各府省における政策評価結果の予算要求等政策	各府省における政策評価の結果の取扱いについて、「評価結	<p>(評価結果の政策への反映割合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>			17年度	18年度	19年度	100%	100%	100%																						
17年度	18年度	19年度																														
100%	100%	100%																														

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
への反映の状況	果の政策への反映割合」及び「政策の改善・見直し等が行われた割合」等、各府省において、評価結果が予算要求、政策の改善・見直し等に活用されているか。	(2,910/2,910)	(1,834/1,834)	(1,486/1,486)
		分母：事後評価実施件数、分子：政策への反映件数（「これまでの取組を継続するもの」を含む。）		
		（政策の改善・見直し等が行われた割合）		
		17年度	18年度	19年度
		18.6%	23.1%	20.9%
		(540/2,910)	(424/1,834)	(311/1,486)
		分母：事後評価実施件数、分子：改善・見直し等実施件数		
規制の事前評価の円滑な実施の推進の状況	各府省庁が規制の事前評価を円滑に実施できるよう、ガイドラインが適切に策定されているか。 各府省庁の取組支援のための調査研究、各府省庁に対する情報提供や必要な研修等の取組が進められているか。	規制の事前評価については、平成19年10月1日から、各行政機関にその実施が義務付けられた。義務付けに当たっては、規制の政策評価に関する研究会（平成17年9月から19年10月。座長：金本良嗣東京大学大学院経済学研究科・公共政策大学院教授）において、ガイドラインの案の検討が行われた。当該案は、平成19年6月に取りまとめられ、政策評価各府省連絡会議における了承を経て、同年8月24日に正式に決定された。 また、平成19年度については、諸外国における規制影響分析（RIA）の評価事例の収集及び評価事例の分析に関する調査研究を各府省に提供すべく実施した。また、「規制の事前評価に関する講演会（平成19年11月9日）」及び「政策評価に関する統一研修（平成20年3月12日）」等において規制の事前評価をテーマとして取り上げ、専門的な知見、諸外国の現状や府省における取組事例等を紹介するなど、積極的な取組を進めた。		
総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映の状況	評価の結果が関係府省の政策に適切に反映されているか。	総務省では、統一性・総合性確保評価の結果を踏まえて関係府省が講じた政策の見直し・改善の状況について把握するため、フォローアップを毎年実施している。 平成19年度における上記フォローアップの結果、関係府省において法令の改正、業務の改善・見直し等が図られ、評価結果の政策への反映が行われている。 平成19年度フォローアップ結果 (http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080606_1_1_0301.pdf) (p209～219)		
総務省が行った客観性担保評価活動の結果に基づく関係府省における政策評価の改善の状況	客観性担保評価活動の一つである「評価の内容点検（認定関連活動）」の取組を通じて把握した、各府省の政策評価の改善の状況を分析する。	総務省では、平成16年度から毎年度、各府省が実施した政策評価の妥当性に疑問が生じた場合、評価の内容に踏み込んで点検し、改善すべき点がみられたものについては、関係府省に対し、評価のやり直し、公共事業の評価のマニュアルの見直し、適切な指標の設定、評価書の修正など改善措置を講ずるよう求める取組を行っている。 平成17年度は9府省の23事例、18年度は7府省の23事例（ほかにマニュアルの見直し2事項）、19年度は		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度									
		<p>13府省の47事例について、それぞれ、評価の妥当性を確認するため事実関係の把握・整理を行い、その結果、評価のやり直しなどを指摘した。</p> <p>また、平成17年度及び18年度の「評価の内容点検(認定関連活動)」において改善すべき点がみられた事例について、関係府省におけるその後の措置状況を把握し、評価のやり直しの際に事業コストの見直しが行われ、その結果コスト縮減が図られたことなどを確認した。</p>											
国民の多様なニーズに対応した行政評価・監視の迅速かつ的確な実施の状況	国民の関心の高いテーマや早急に改善を要するテーマ等について、行政評価・監視に機動的に取り組んだか。	<p>国民の安全・安心の確保等政府の重要行政課題などについて、重点的かつ機動的に実施。</p> <p>19年度は別紙1のとおり、8テーマについて勧告を行うとともに、新たに6テーマについて、調査に着手。特に、ジェットコースター死傷事故の発生を契機に遊戯施設の安全確保対策、また、総理指示に基づき契約の適正化について機動的に実施。</p>											
行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況	行政評価・監視に係る勧告等の指摘事項は、実際に、関係府省において、改善が図られているか。	<p>勧告等から原則として6か月後に勧告等に対して講じた措置についての「回答」を関係府省から受領し、さらに、「回答」から原則として1年後に「その後の改善措置状況」を受領している。平成19年度においては、別紙2・3のとおり11の行政評価・監視について「回答」を、また、10の行政評価・監視について「その後の改善措置状況」を受領した。指摘事項の内容により、改善措置を講ずるために要する時間は相違するが、当該「その後の改善措置状況」をみると、指摘事項の97.0%は既に改善措置が採られており、残りの事項についても、すべて、改善措置を採ることが具体的に予定されているか、改善措置を採ることにつき検討中となっている。</p>											
苦情あっせん等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況	<p>行政相談活動が効果的に実施されているかを把握。</p> <p>行政制度・運営の見直し・改善状況の把握手段の一つとして、苦情あっせん事案解決率を把握する。</p> <p>また、上記の苦情あっせんには至らないが、相談を受け付け、行政運営の改善の必要性を検討すること、関係機関等に対し、相談内容</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">苦情あっせん解決率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95.9%</td> <td>96.2%</td> <td>95.3%</td> </tr> <tr> <td>(苦情あっせん案件1,093件中1,048件が解決)</td> <td>(苦情あっせん案件900件中866件が解決)</td> <td>(苦情あっせん案件993件中945件が解決)</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該数値は、本省及び管区行政評価局・行政評価事務所が当該年度に受け付けた苦情案件(行政相談委員から通知を受けた案件を含む。)のうち、関係機関にあっせんを行った案件を対象とした。</p> <p>なお、行政相談委員が受け付け、処理する苦情案件は、事務処理の遅延、営造物の維持管理等、簡易なもので、かつ、関係機関に通知すれば解決が可能なものとしており、これらの案件以外については、管区行政評価局・行政評価事務所が、行政相談委員からの通知を受け、処理することとしている。</p>			苦情あっせん解決率			95.9%	96.2%	95.3%	(苦情あっせん案件1,093件中1,048件が解決)	(苦情あっせん案件900件中866件が解決)	(苦情あっせん案件993件中945件が解決)
苦情あっせん解決率													
95.9%	96.2%	95.3%											
(苦情あっせん案件1,093件中1,048件が解決)	(苦情あっせん案件900件中866件が解決)	(苦情あっせん案件993件中945件が解決)											

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
	を通知・連絡すること、窓口となる行政機関を教示・助言すること等を通じ、行政運営等の見直し改善に結びついていることから、併せて、国の行政機関等に係る相談受付件数を把握する。	国の行政機関等に係る相談受付件数		
		54,177件 (うち、苦情、要望陳情 14,776件) (うち、照会 39,401件)	56,072件 (うち、苦情、要望陳情 16,432件) (うち、照会 39,640件)	61,295件 (うち、苦情、要望陳情 18,656件) (うち、照会 42,639件)
年金記録確認第三者委員会による年金記録の訂正に関するあっせん案等の審議の状況(注)	年金記録に関するあっせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示すことにより、年金制度に対する信頼を回復しているか。	平成19年6月に設置された年金記録確認第三者委員会については、平成20年3月末時点で、申立件数が約5万件、そのうち、処理を終了した件数が約6千件。 なお、平成20年3月末までに申し立てられた事案については、おおむね1年を目途に処理を終えることとする。		
行政評価等についての国民への周知の一層の促進の状況	政策評価制度についての国民への周知を促進するための活動が効果的に実施されているかを把握。	政策評価フォーラムの開催 札幌会場(10月) 名古屋会場(11月) 広島会場(12月)	政策評価フォーラムの開催 仙台会場(12月) 高松会場(11月) 政策評価国際シンポジウムの開催(6月東京)	政策評価フォーラムの開催 東京会場(3月) (参考) アンケート結果(仕事や研究に参考となった人の割合) 講演1「政策評価の現状と課題」77.1% 講演2「政策評価を考える」58.1% 規制の事前評価に関する講演会の開催(11月東京) (参考) アンケート結果(仕事や研究に参考となった人の割合) 講演全体90.7%
	行政評価・監視についての国民への周知を促進するための活	行政評価・監視の結果等について、報道発表やHPへの掲載等を実施。 さらに、20年度以降の行政評価等プログラムの策定		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
	動が効果的に実施されているかを把握。	に当たり、主な調査事項等について、パブリック・コメントを初めて実施		
	行政相談制度についての国民への周知を促進するための活動が効果的に実施されているかを把握。	平成19年度に行政相談の標語「ききます とどけます あなたの声を行政に」を初めて導入し、行政相談周知ポスター、政府広報に表示するなど効果的な広報活動を実施。 引き続き、春と秋の行政相談週間において、行政相談活動の広報活動を効果的、集中的に実施(別紙4参照)。		

(注)平20年度評価に際して、平成19年度目標設定表の「参考となる指標その他の参考となる情報」に、「年金記録確認第三者委員会による年金記録の訂正に関するあっせん案等の審議の状況」を追加した。その理由は、19年度目標設定表の策定後に、本業務が新たに追加されたためである。

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施

総務省における制度の推進及び全政府的見地からの評価の実施を通じて、評価の質の向上、予算要求等政策への反映、関係府省における政策の見直し・改善が図られていることから、一定の効果を上げている。

行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進

ア 行政評価・監視

国民の多様なニーズに対応した行政評価・監視の迅速かつ的確な実施を通じ、勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善が図られていることから、一定の効果を上げている。

イ 行政相談

行政制度・運営の見直し・改善状況の把握手段の一つとして、把握している苦情あっせん解決率は95.3%となっているほか、あっせん以外にも関係のある関係機関等に相談内容を通知・連絡することなどにより、行政の制度・運営の改善を推進している。

しかしながら、「平成17年総合評価書(行政相談に関する総合評価結果)」のアンケート調査結果において、行政相談をもっとPRしてほしいとの意見が全体の約7割となっており、潜在する国民の行政に関する苦情や行政制度等に関する疑問を解消し、また、今後の発生に備えるために、国民への制度の周知を一層強化するよう検討する必要がある。

ウ 年金記録に関するあっせん等の実施

平成19年6月に設置された年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)による年金記録の訂正に関するあっせん案等の審議状況を見ると、第三者委員会に対する申立件数は、平成20年3月末時点の累計で約5万件、そのうち同年3月末までに約6千件の処理を終了したところである。

第三者委員会の活動は、年金記録を管理・運営する社会保険庁等関係行政機関の管理に起因する問題について、申立人の申立てを十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示すものであること、これまでに経験したことのない業務について、極めて短期間で、様々な構成員により立ち上げられた体制の中で処理件数を飛躍的に増大させてきている(1月当たりの処理件数:委員会開始直後の19年7月から9月の3か月間の合計が213件、その翌月の10月が281件、後述の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」の前月の12月が517件、年度末の3月が2,136件)ことから、年金制度に対する国民の信頼の回復に資するものとなっていると考える。

しかしながら、年金記録の訂正により国民の正当な権利を実現し、年金制度に対する国民の信頼回復を図るとの目標達成のためには、審議の公正性を確保しつつも、更なる処理の促進が必要である。

なお、平成20年1月に開催された「年金記録問題に関する関係閣僚会議」において、20年3月末までに申し立てられた事案については、おおむね1年を目途に処理を終えることとされている。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施

従来、我が国の行政においては、法律の制定や予算の獲得等に重点が置かれ、その効果やその後の社会経済情勢の変化に基づき政策を積極的に見直すといった評価機能は軽視されがちであった。しかしながら、政策は実施段階で常にその効果が点検され、不断の見直しや改善が加えられていくことが重要であり、そのためには、政策の効果について、事前、事後に、厳正かつ客観的な評価を行い、それを政策立案部門の企画立案作業に反映させる仕組みを充実強化することが必要である。

政策評価制度は、このような観点から、国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民的視点に立った成果重視の行政への転換、国民に対する行政の説明責任の徹底を図ることを目的として、平成13年1月の中央省庁等改革に伴い導入されたものである(平成14年4月から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)が施行)。政策の効果点を点検し、その不断の見直しや改善を図る上で、各府省における評価の実施及びその実効性を高めるための仕組みは、必要不可欠なものである。

特に、平成19年度からは、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日)(以下、「骨太2007」という。)に基づき、新たに重要対象分野に関する評価の取組が始まったこと、規制の事前評価が義務付けられたことなどから、政策評価制度の果たす役割が増大し、その重要性も増している。

行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進

ア 行政評価・監視

政府は、行政に対する国民の信頼を確保し、簡素で効率的な質の高い行政を実現するため、自ら不十分な点を補う努力を行い、その見直し・改善を進めていく責務がある。行政評価・監視は、こうした責務に応えるため、各府省とは異なる立場から行政の制度・運営の改善を推進するものである。

行政の施策や事業は、開始から時間が経つにつれて十分な成果を上げていないことが判明する場合や、社会経済情勢の変化によってその有効性が薄れる場合があり、これらの状況について、各府省とは異なる中立・公正な立場から行政評価・監視を行う機能は政府部内に必要不可欠なものである。

イ 行政相談

行政相談は、国の行政全般について国民からの苦情等を広く受け付け、中立・公正な立場からその解決等を図ることにより、行政苦情の個別救済及び行政運営の自己改善を図るものであること、また、各府省が有する相談窓口とは異なり、複数の行政機関等にまたがる問題について、調整的機能を発揮することにより、省庁横断的、効率的な解決を図ることが可能なものであることから必要な業務である。

国民への行政相談制度の周知については、同制度の利用促進を図ることにより、潜在的国民の行政に関する苦情や行政制度等に関する疑問を解消し、また、今後の発生に備えるために国民への制度の周知が必要である。

ウ 年金記録に関するあっせん等の実施

年金記録に関するあっせん等の業務は、いわゆる「年金記録問題」への対応策の一つとして、年金制度に対する国民の信頼を回復するため、年金記録の訂正により国民の正当な権利を実現する機関が必要とされ、またその機関は、社会保険庁や厚生労働省とは異なる第三者的立場であることが必要とされたことから、総務省が有する行政苦情に関するあっせん機能を活用することが適当とされ、安倍総理大臣（当時）の指示により、平成 19 年 6 月に第三者委員会が総務省に設置されたことに伴って開始されたものである。

年金制度を所管する社会保険庁や厚生労働省とは異なる立場で、第三者委員会と同様の役割を果たし得る機関が他にはないこと、平成 20 年 3 月末現在で累計約 5 万件の申立てがあり、また、現在も申立てが続いている状況であること等に鑑みれば、本政策は必要不可欠なものである。

（イ）有効性

政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施

ア 経済財政諮問会議との連携強化による、重要対象分野に係る政策評価の実施の推進

平成 19 年度からの新たな取組である経済財政諮問会議との連携強化については、骨太 2007 に基づき実施されているものである。初年度である平成 19 年度は、新たに政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会ワーキング・グループを開催するなど、重要対象分野の選定等に向けた調査審議を精力的に実施した。政策評価・独立行政法人評価委員会において選定した政策評価の重要対象分野等は、総務大臣から経済財政諮問会議に意見具申され、同

会議から政府における政策評価の重要対象分野として関係府省に提示された。さらに、関係府省における評価の的確な実施の推進を図るため、重要対象分野に係る評価の実施にあたっての留意点等についても総務省から関係府省に提示されるなど、連携強化に関する取組の着実な実施が図られていると認識している。なお、平成 19 年度に提示された重要対象分野についての評価は、現在、関係府省において実施されている途上にあり、その評価結果については、予算の効率化等国の政策に適切に反映するため、平成 20 年度以降の経済財政諮問会議に報告することとしている。これらの取組については、引き続き、進捗状況を注視した上で分析・評価を行う必要がある。

イ 各府省における政策評価の質の向上

各府省における政策評価の質の向上については、各府省が実施した実績評価方式による評価について、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（政策レベル）の推移を府省全体でみると、平成 18 年度の 57.2%（407 件中 233 件）に比べ 19 年度は 71.1%（318 件中 226 件）と上昇している。これを府省別にみると、実績評価方式による評価を実施している 14 府省のうち、7 府省において、平成 19 年度の当該割合が 18 年度より上昇しており、中でも国家公安委員会・警察庁や厚生労働省において大きく上昇している（国家公安委員会・警察庁：3.6% 39.3%、厚生労働省：41.7% 87.5%）。また、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合を指標レベルでも見て、平成 18 年度の 44.6%（1,985 指標中 885 指標）から 19 年度の 67.2%（1,769 指標中 1,189 指標）へと上昇している。

このように、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合については、全体として改善傾向がみられ、各府省における政策評価の質の向上に向けて、一定の進展が認められる。

また、各府省における政策評価の質の向上に関しては、総務省が行う客観性担保評価活動の結果に基づき、関係府省において政策評価の改善が図られているところである。

平成 17 年度及び 18 年度の「評価の内容点検（認定関連活動）」において改善すべき点がみられた事例について、関係府省におけるその後の措置状況を把握した。主な事例の概要は、以下のとおりである。

【事例 1】水道水源開発施設整備事業（忠別ダム）〔厚生労働省公共事業再評価〕

平成 17 年度の内容点検において評価のやり直しを指摘。

平成 18 年度において、厚生労働省で改めて評価を行った結果を把握し、人口推計を見直し（38 万 3,768 人 31 万 3,009 人）、B/C を算出し直した（3.42 1.12）こと、関連施設の整備計画の見直しにより約 42.5 億円の事業費の削減が図られることを確認。

【事例 2】水道水源開発施設整備事業（サンルダム）〔厚生労働省公共事業再評価〕

平成 18 年度の内容点検において「水道事業の費用対効果分析マニュアル」の見直しを指摘。

平成 19 年度において、同年 7 月に同マニュアルの改訂が行われ、当省の指摘事項が改正内容に反映されていることを確認。

【事例 3】一般国道 338 号長後バイパス〔国土交通省公共事業再評価〕

平成 18 年度の内容点検において評価のやり直しを指摘。

平成 19 年度において、国土交通省で改めて評価を行った結果を把握し、全体事業 B / C = 0.5、残事業 B / C = 1.6 となったこと、設計条件見直しや工法変更等によって約 4 億円のコスト縮減が図られることなどを確認。

【事例 4】環境に配慮した地域づくりの支援〔環境省実績評価〕

平成 18 年度の内容点検において「本来、事業の効果として測定すべき CO₂ 削減量に係る指標を設定して評価すべき。」と指摘。

平成 19 年度の環境省の実績評価書において、CO₂ 排出量がアウトカム指標として設定され、削減目標値（51,000 トン）も示されたことを確認。

このように、「評価の内容点検（認定関連活動）」については、各府省が実施した政策評価について、評価の内容に踏み込んで点検し、関係府省に対し評価のやり直しなどの改善措置を講ずるよう求めることにより、関係府省における政策評価の改善に一定の成果を上げており、客観性担保評価活動に関し、今後、特に評価の内容に踏み込んだ点検の充実・強化を図ることで、各府省における政策評価の質の向上に向けて、より一層の進展が期待できる。

ウ 各府省における政策評価結果の予算要求等政策への反映

各府省における評価結果の予算要求等政策への反映については、各府省において評価結果が政策に反映された割合は、平成 19 年度は 18 年度に続いて 100%であった。このうち政策の改善・見直し等に結びついた割合は平成 18 年度に比べ 2 ポイント減の約 21% となっており、さらに一般政策に限ってみると、政策の改善・見直し等が行われた割合は、47.7%（265 件/555 件）となっている。公共事業については評価結果を踏まえ、計 13 事業、総事業費等 628.6 億円の事業が休止又は中止されている。なお、平成 14 年度から 19 年度の 6 年間では、政策評価の結果、公共事業を中心に総事業費等ベースで約 3.6 兆円の事業が休止又は中止されている。このように評価結果は予算要求等政策に着実に反映されていると認められる。

エ 規制の事前評価の円滑な実施の推進

規制の事前評価の円滑な実施の推進については、各府省が義務付けられた規制の事前評価を円滑かつ効率的に実施するに当たって、標準的指針となる規制の事前評価の内容、手順等を示す「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成 19 年 8 月 24 日）」を策定した。各府省は当該ガイドラインを踏まえ、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすよう、規制の事前評価を実施しているところである。また当該ガイドラインは、規制の事前評価書の要旨のモデル様式を示しており、これによって評価書の要旨の統一が図られ、国民の各府省の評価書に対する理解等が促進されると考えられる。また、規制の事前評価の円滑な実施を推進するため、専門的な知見や、諸外国の現状、規制の対象となる側からの要望等を紹介するために開催した「規制の事前評価に関する講演会（平成 19 年 11 月 9 日）」のアンケート調査結果（回収率 52.8%（67 / 127 名））によれば、講演会全体の難易度については「よく理解できた・理解できた」86.8%（46 / 53 名）、講演会全体が仕事や研究にどの程度役に立つかについては「とても参考になった・参考になった」90.7%（49 / 54 名）との回答を得ている。また、規制の事前評価をテーマとして取り上げた「政策評価に関する統一研修（平成 20 年 3 月 12 日）」のうち、各府省の政策評価担当官を対象とした特別研修のアンケート調査結果（回

収率 34.2% (13 / 38 名)) によれば、研修全体の講義の内容について、「よく理解できた・理解できた」92.3% (12 / 13 名)、研修全体の講義の今後の業務の実施に関連して、「参考になった」84.6% (11 / 13 名) との回答を得ている。このように、講演会や研修を開催することにより、規制の事前評価の導入の意義・必要性について国民等に分かりやすく理解してもらうよう努めたところである。

オ 統一性・総合性確保評価

総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映の状況を見ると、法令の改正、業務の改善・見直しに結びつくなど関係府省における政策に反映されている。

以上、政策評価制度の推進のための取組を通じ、各府省における政策評価の質の向上、評価結果の予算要求等政策への反映は着実に進展しており、当該施策についての有効性は認められる。なお、重要対象分野の選定等の新たな取組については、政策評価の実効性の確保、評価結果の質の向上の取組を更に進めるための有効な手段であることから、特に積極的に取り組んだところであるが、効果の発現が先になるものもあるため、今後、指標の進捗状況を注視しつつ必要な分析を行っていくこととする。

行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進

ア 行政評価・監視

行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況を見ると、平成 19 年度に受理した「その後の改善措置状況」(別紙 2 参照)において、指摘事項の 97.0%は既に改善措置が採られ、残りの事項についても、すべて、改善措置を採ることが具体的に予定されているか、改善措置を採る方向で検討中となっている。行政評価・監視の実施を通じ、各府省における行政制度・運営の改善が図られていることから、有効性があると認められる。

イ 行政相談

行政制度・運営の見直し・改善状況の把握手段の一つとして把握している苦情あっせん解決率は、下記のとおり、例年 90%を超えており、有効性は認められる。

苦情あっせん事案の解決率 (平成 17～19 年度)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
解決率	95.9% (1,048 件 / 1,093 件)	96.2% (866 件 / 900 件)	95.3% (945 件 / 993 件)

(注) 当該数値は、本省及び管区行政評価局・行政評価事務所が当該年度に受け付けた苦情案件(行政相談委員から通知を受けた案件を含む。)のうち、関係機関にあっせんを行った案件を対象とした。また、あっせん未解決事案の主な原因は、改善までに時間や予算を要するものである。

なお、このほかにも、行政相談委員が受け付けた苦情案件のうち、事務処理の遅延、営造物の維持管理等、簡易なものについては、関係機関に通知することによって解決が図られているものもある。

また、上記の苦情あっせんのほか、あっせんには至らないが、下記のとおり例年5万件乃至6万件の国の行政機関等に係る相談を受け付けており、その中には行政運営の改善の必要性を検討すること、関係機関等に対し、相談内容を通知・連絡すること、窓口となる行政機関を教示・助言すること等を通じ、行政運営等の見直し改善に結びつくものもみられる。

国の行政機関等に係る相談受付件数（平成17～19年度）

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
苦情、要望陳情	14,776件	16,432件	18,656件
照会	39,401件	39,640件	42,639件
合計	54,177件	56,072件	61,295件

（注）平成18年度から19年度における相談件数の増加の内訳をみると、照会（39,640件→42,639件）と要望陳情（12,319件→14,623件）において著しい増加がある。また、行政分野別にみると、社会保険窓口、保険料等の相談が著しく増加（1,551件→3,547件）している。

国民への行政相談制度の周知については、同制度の利用促進を図ることにより、潜在する国民の行政に関する苦情や行政制度等に関する疑問を解消し、また、今後の発生に備えるために必要である。このため、春と秋の行政相談週間を中心として、テレビ、新聞、県・市町村広報誌等の広報媒体を通じ、積極的に広報活動を展開しているが、下記のとおり、周知が不足していると結果が出ており、引き続き、効率的・効果的な広報を行うことが必要である。

「平成17年度総合評価書（行政相談に関する総合評価結果）平成18年3月」（注1）

「行政相談に関するアンケート結果」（注2）

・行政相談制度に対する意見・要望（複数回答）

もっとPRしてほしい	1,483人（68.8%）
身近なところでの相談	1,016人（47.1%）
相談者の秘密厳守	892人（41.4%）
なるべく早く解決を	864人（40.1%）
勤務時間外の受付	763人（35.4%）
行政相談委員の増員	675人（31.3%）
その他	80人（3.7%）

（注1）「総務省が平成17年度に行う事後評価及び施策の実施状況の検証の実施に関する計画」（平成17年3月30日総務省訓令第12号）に基づき、行政相談に関して総合評価方式による評価を実施

（注2）一般国民を対象としたアンケート調査を、Web上で公開し、平成15年1月24日から2月20日までの期間に実施（回答者2,155人）

このため、行政相談所の開催など個別の行政相談活動の周知徹底のために、地元市町村の広報誌への掲載や町内会・自治会の回覧板の活用による広報の充実強化を図ることとした。

また、行政相談制度・行政相談委員活動の周知徹底のため、マスメディア等各種広報媒体を利用し、平成19年度に行政相談の標語「ききます とどけます あなたの声を行政に」を定め、効果的な広報活動に努めている。

さらに、引き続き、春と秋の行政相談週間において、行政相談活動の広報活動を集中的に実施するなど、効果的な広報活動に努めている。

ウ 年金記録に関するあっせん等の実施

参考指標となる第三者委員会による年金記録の訂正に関するあっせん案等の審議状況を見ると、申立ての受付窓口となっている社会保険事務所等で受け付けた第三者委員会に対する申立ての件数は、平成 20 年 3 月末時点の累計で 49,897 件となっており、そのうち第三者委員会に送付されたものが 34,079 件(同年 3 月 28 日時点の累計)、同年 3 月末までに処理を終了したものは 5,796 件となっている。また、処理を終えたものの内訳は、年金記録を訂正すべきとのあっせんを行ったもの 2,397 件、記録の訂正は不要と判断したもの 2,938 件、申立てが取下げられたもの 461 件となっている。

月ごとの処理件数を見ると、委員会開始直後の 19 年 7 月から 9 月の 3 か月間の合計が 213 件、10 月 281 件、11 月 488 件、12 月 517 件、1 月 730 件、2 月 1,431 件、3 月 2,136 件となっており、体制整備と習熟度の向上に伴い飛躍的に増加してきている。

第三者委員会の活動は、そもそも、社会保険庁側に記録がなく、申立人本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、申立人の申立てを十分に汲み取り、収集した関連資料や周辺事情を総合的に検討し、年金記録の訂正の要否を判断するという困難な業務であり、これまでに経験したことのない業務を、極めて短期間で、様々な構成員により立ち上げられた体制を逐次整備する中で実施しているにもかかわらず、行政相談や行政評価・監視等の業務の中で培われてきた調査・分析のノウハウをも活かすとともに、経験を経て習熟してきていることにより、急速に実績を上げてきている。

また、第三者委員会のような合議制の審査機関で、これほどの実績(1 年足らずの間に約 5 万件を受け付け、約 6 千件を処理)を上げているものは他に見られない。

さらに、上記のとおり月ごとに処理件数を飛躍的に増加させてきており、今後も更なる増加が見込まれる。

こうしたことから、第三者委員会は十分成果を挙げているものと考えられ、政策としての有効性はあると考える。

(ウ) 効率性

政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施

総務省が行った統一性・総合性確保評価については、平成 19 年度に意見通知もしくは勧告を行ったもの(2 件)の処理期間(管区行政評価局による調査結果を本省行政評価局が取りまとめ、意見通知もしくは勧告に至るまでの期間)をみると、それぞれ 1 年 1 か月と 1 年 6 か月で、18 年度(1 件・1 年 2 か月)に比べてほぼ同じか、それよりも長い期間を要している。これは、テーマにより調査内容や分析すべきデータ量等が異なることから、単純に比較はできないものの、昨年度から年金記録問題への早急な対応が求められ、従前の体制を維持できず、人員不足により処理期間が長くなった面もあるものと考えられる。いずれにせよ、評価結果の早期の政策への反映を図るためには、一層の効率性の向上が必要となっている。

行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進

ア 行政評価・監視

平成 19 年度に勧告等を行った行政評価・監視 8 件（別紙 1 参照）の平均処理期間（管区行政評価局等による調査結果を本省行政評価局が取りまとめ、勧告等に至るまでの期間）をみると、18 年度平均に比べて長期間を要している（18 年度：10 か月 19 年度：11 か月）。これは、テーマにより調査内容や分析すべきデータ量等が異なることから、単純に比較はできないものの、昨年度から年金記録問題への早急な対応が求められ、従前の体制を維持できず、人員不足により処理期間が長くなった面もあるものと考えられる。いずれにせよ、早期の行政の制度・運営の改善を図るためには、一層の効率性の向上が必要となっている。

イ 行政相談

受付窓口への来訪のほか、電話、電子メール、ファクス、手紙など様々な方法で受け付けているほか、全国の市区町村に配置されている行政相談委員が受け付けているなど、国民にとって簡易・迅速な方法で受け付けており、受け付けられた苦情は、その内容に応じ、処理されている。

しかし、局所の行政相談課においては、平成 20 年度より、年金業務に係る第三者委員会への対応等もあり、行政相談の迅速な受付・的確な処理、新任行政相談委員への支援等を行うための体制強化を図ることが必要となっている。

行政相談件数（平成 17～19 年度）

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
本省・管区局・事務所受	65,132 件(36.6%)	68,447 件 (38.2%)	71,513 件(40.8%)
行政相談委員受	112,708 件 (63.4%)	110,972 件(61.8%)	103,793 件 (59.2%)
合 計	177,840 件 (100.0%)	179,419 (100.0%)	175,306 件 (100.0%)

また、行政相談委員が開催する定例相談所や管区行政評価局・行政評価事務所が開催する一日合同行政相談所等の周知について、開催地の市町村を中心とした市町村広報誌への掲載、回覧板の利用について、協力依頼を行っている。

さらに、政府広報枠を積極的に活用し、行政相談標語を利用した行政相談制度・行政相談委員活動の周知を行っている。

ウ 年金記録に関するあっせん等の実施

有効性の項でも見たとおり、第三者委員会における月ごとの処理件数は、年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方委員会」という。）における申立受付が開始された 19 年 7 月以降、飛躍的に増加してきており、体制整備とともに、年金記録確認中央第三者委員会（以下「中央委員会」という。）による先例事案の蓄積や各委員会における審議及び同事務室におけ

る調査に関する習熟度の向上等が進んだことにより、効率性も徐々に高まってきていると考える。

また、第三者委員会のような合議制の審査機関で、これほどの実績（1年足らずの間に約5万件を受け付け、約6千件を処理）を上げているものは他に見られず、こうした点からも効率性が認められる。

さらに、行政処分に対する不服に関する救済制度である行政不服審査に比べて簡素な手続で処理を進めることができることから効率性が認められる。

（エ）その他

いわゆる「年金記録問題」は、国民の権利関係に直接大きく影響するものであり、国民の関心も非常に高い。このため、その解決は、福田内閣における最重要課題の一つとして位置付けられており、政治的見地からも非常に優先性の高い政策であると認められる。

また、第三者委員会による年金記録の訂正に関する判断については、全国に50ある地方委員会の間の整合性を保つことが求められている。こうした中で、中央委員会において、蓄積された先例事案の分析・整理及び情報提供や各地方委員会との事前相談等を行っているところであり、全体としての整合性は確保されていると考える。

5 今後の課題と取組の方向性

（1）政策の課題と取組の方向性（総括）

政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施

政策評価の的確な実施とその質の一層の向上、評価結果の政策への着実な反映を図ることが必要。そのために引き続き次のような取組を行う。

- ・ 重要対象分野の的確な選定及び各府省における評価の実施の推進を図る。
- ・ 規制の事前評価の円滑な実施の推進及び質の向上を図る。
- ・ 客観性担保評価活動について、特に評価の内容に踏み込んだ点検の充実・強化を図る。
- ・ 統一性・総合性確保評価について、取りまとめの迅速化を図ることが必要であり、調査効率の一層の向上を図る。

行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進

ア 行政評価・監視

取りまとめの一層の迅速化を図ることが必要であり、そのために、業務の減量化等現行の業務の進め方や体制の在り方について検討する。

イ 行政相談

行政相談の迅速な受付・的確な処理、新任行政相談委員への支援を行うための体制強化、広報の一層の強化のため、より効果の高い広報媒体への掲載・報道依頼の充実を図る。

ウ 年金記録に関するあっせん等の実施

年金記録の訂正に関し、申立内容を十分に汲み取り、審議の公正性を確保しながら、事案処理の迅速化に取り組む。平成20年3月末までに申し立てられた事案については、おおむね1年を目途に処理を終える。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 政策評価制度の推進については、着実に進展していると認識しているが、引き続き、評価の質の向上及び評価結果の予算要求等政策への着実な反映のための取組を図ることが必要。</p> <p>【下位レベルの施策名】 政策評価制度の推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要対象分野の選定とその評価の実施の推進 ・規制の事前評価の実施の推進 ・政策評価結果の予算要求等への的確な反映の推進 ・統一性・総合性確保評価活動 ・客観性担保評価活動 	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>重要対象分野の選定等については、時機に見合った的確な選定及び関係府省における評価の実施の推進を図るため、引き続き政策評価・独立行政法人評価委員会における調査審議を経て積極的に取り組んでいく。</p> <p>規制の事前評価については、費用及び便益の定量化や代替案との比較分析を行い、分かりやすい評価を行うことが必要であり、諸外国の事例研究等を通じて評価の質の向上を図っていく。</p> <p>客観性担保評価活動については、特に評価の内容に踏み込んだ点検の充実・強化を図る。</p>
	<p>(予算要求)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行予算の継続 ・ 政策評価の統一研修の開催回数の削減等により政策評価業務の重点化・効率化を図る。
	<p>(制度)</p>	<p>現行制度の継続</p>
	<p>(実施体制)</p>	<p>統一性・総合性確保評価については、今後、処理期間をできるだけ短くすることができるようにしたいと考えているが、現在の事務体制では実施が厳しいことから、調査効率の一層の向上等を図っていきたい。</p>
<p>【課題】 行政評価・監視の実施については、その実施により、各府省における行政制度・運営の改善が図られていると認められるものの、早期の行政の制度・運営の改善を図る観点から、引き続き、取りまとめの一層の迅速化を図ることが必要である。</p> <p>【下位レベルの施策名】 行政評価・監視の実施</p> <p>【主な事務事業】</p>	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>現在、当局においては、年金記録訂正問題への対応を重要課題として取り組んでおり、当該対応状況を踏まえつつ、業務の減量化等現行の業務の進め方や体制の在り方について検討する。</p>
	<p>(予算要求)</p>	<p>現行予算の継続</p>
	<p>(制度)</p>	<p>現行制度の継続</p>
	<p>(実施体制)</p>	<p>現行体制を見直し、調査効率の向上について検討するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じ、機構・定員要求を検討</p>

今後の課題	取組の方向性		
<p>【課題】</p> <p>行政相談制度は、平成 17 年度に実施された行政相談に関する総合評価において、おおむね期待されている効果を発揮していると評価されているところである。</p> <p>しかし、局所の行政相談課においては、平成 20 年度より、年金業務に係る第三者委員会への対応等もあり、行政相談の迅速な受付・的確な処理、新任行政相談委員への支援等を行うための体制強化を図る必要がある。</p> <p>行政相談制度の広報については、平成 17 年度に実施された行政相談に関する行政相談に関する総合評価において、効果の高い広報媒体への掲載・報道依頼の充実などによる一層の強化が課題として指摘されている。</p>	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>行政相談の迅速な受付・的確な処理、新任行政相談委員への支援等を実施する観点から、行政相談業務を補助できる臨時職員を配置する。</p> <p>行政相談所の開催など個別の行政相談活動の周知徹底のために、地元市町村の広報誌への掲載や町内会・自治会の回覧板の活用による広報の充実強化を図るための、市町村との連携強化を図る。</p>	
<p>【下位レベルの施策名】</p> <p>行政相談制度の推進</p> <p>【主な事務事業】</p>		<p>(予算要求)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政相談補助職員の増員要求を検討 ・ 市町村広報誌・回覧板への掲載、ローカル放送局を利用した広報 ・ 男女共同参画研修会の開催回数削減等による行政相談業務の重点化・効率化
		<p>(制度)</p>	<p>現行制度の継続</p>
		<p>(実施体制)</p>	<p>現在、局所の行政相談課においては、年金業務に係る第三者委員会への対応等もあり、必ずしも業務量に応じた十分な人員が配置されておらず、行政相談業務を補助する臨時職員の配置等、体制の充実を検討する。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 年金記録の訂正による国民の正当な権利の実現等については、年金記録確認第三者委員会による記録訂正の要否等に関する判断に沿って行われる総務大臣から社会保険庁長官へのあっせん等により解決しつつ、さらなる処理の促進、申立件数を勘案した一層の体制強化といった課題、改善の余地がある。</p>	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>年金記録の訂正に関し、申立内容を十分に汲み取り、審議の公正性を確保しながら、事案処理の迅速化に取り組む。</p> <p>平成 20 年 3 月末までに申し立てられた事案については、おおむね 1 年を目途に処理を終えることとする。</p> <p>また、平成 20 年 4 月以降に申し立てられる事案については、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、社会保険労務士の協力をも得つつ、申立てに関する相談・調査の充実、申立件数を勘案した一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進めることとする。</p>
<p>【下位レベルの施策名】 行政相談制度の推進</p> <p>【主な事務事業】</p>		<p>(予算要求)</p>
	<p>(制度)</p>	<p>現行制度の継続</p>
	<p>(実施体制)</p>	<p>今後も、審議の公正性を確保しつつ、更なる処理の迅速化を図る必要があるため、申立件数を勘案した一層の体制強化を図っていききたい。</p>

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

平成 20 年 7 月 1 日、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社の高崎正有氏から、参考指標や今後の課題等について、以下の指摘があった。

ア 目標設定に活用（今後の指標設定の際に検討）

- ・ ロジック・モデルに関して、アウトプット、中間アウトカムの 2 段階があるのであれば、それぞれに、参考となる指標（アウトプットは実施件数、アウトカムは実施した成果である改善状況等）を分けて設定すべきではないか。
- ・ 取組が初年度である重要対象分野に係る政策評価の実施の推進及び規制の事前評価の円滑な実施については、次年度以降の評価に際して、どのようなアウトカム目標・指標をもって評価するのかを考えておく必要があるのではないか。

イ 政策の課題等の把握、評価書のとりまとめに活用（指摘を受け反映）

- ・ 実績評価（performance measurement）は、指標値を報告することそれ自体が重要なのではなく、指標値の変動や、目標値との乖離が生じている理由をきちんと分析・把握した上で、今後の活動に活かしていくことが重要である。その意味で、行政相談受付件数の増加理由、行政相談に係る苦情あっせん解決率、各府省における政策評価結果の政策への改善・見直し等が行われた割合等についての分析が必要ではないか。
- ・ 行政相談に係る記述に関して、行政相談制度がなければ国民にどのような問題が生じるのかについて記述を加えるべきである。また、必要性和有効性の記述に関して、論拠が不足しているため、説明の充実等をすべきではないか。
- ・ 年金記録問題への対応に係る記述に関して、国民の関心の高い分野でもあり、説明の充実等をすべきではないか。

（２）評価に使用した資料等

< 政策評価 >

政策評価の重要対象分野の選定等について（平成 19 年 11 月政策評価・独立行政法人評価委員会答申）（http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071112_1.html）

政策評価の点検結果 - 評価の実効性の向上に向けて（平成 20 年 3 月公表）

（http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/torikumi.html）

平成 19 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（平成 20 年 6 月公表）（http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080606_1_1_0301.pdf）

統一性・総合性確保評価の評価結果

（http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html）

- ・ 大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価（平成 18 年 3 月公表）

- ・ 少年の非行対策に関する政策評価（平成 19 年 1 月公表）

< 行政評価・監視 >

平成 19 年度行政評価等計画

（http://www.soumu.go.jp/hyouka/hyouka_kansi_n/keikaku_nendo_19.html）

各行政評価・監視結果に基づく勧告、同結果報告書（平成 19 年度勧告実施分）

各行政評価・監視結果の勧告に伴う改善措置状況の概要（平成 19 年度受領分）

（以上、http://www.soumu.go.jp/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html）

< 行政相談 >

平成 17 年度総合評価書（行政相談に関する総合評価結果）平成 18 年 3 月

平成 19 年度行政相談の実績

< 年金記録に関するあっせん等 >

年金記録に係る苦情のあっせん等（<http://www.soumu.go.jp/hyouka/nenkindaisansha.html>）

年金記録問題に関する関係閣僚会議

（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nenkin/kaisai.html>）

(別紙1)

平成19年度 勧告等実績

名 称	勧告等年月日	勧告等対象機関
① 府省共通事務に関する行政評価・監視	平成19.6.15 (勧告)	全府省
② 国等の債権管理等に関する行政評価・監視	平成19.6.29 (勧告)	全府省
③ 労働安全等に関する行政評価・監視	平成19.8.7 (勧告)	厚生労働省
④ 小児医療に関する行政評価・監視	平成19.9.12 (勧告)	厚生労働省、総務省、文部科学省
⑤ 遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査	平成19.10.16 (勧告)	国土交通省
⑥ 在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視	平成19.11.20 (勧告)	外務省、文部科学省
⑦ アスベスト対策に関する調査	平成19.12.11 (勧告)	総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省
⑧ 原子力の防災業務に関する行政評価・監視(第一次)	平成20.2.1 (勧告)	経済産業省

平成19年度 行政評価・監視の実施状況

名 称	調査着手時期
① 介護保険事業等に関する行政評価・監視	平成19年4月
② 公共事業の需要予測等に関する調査	平成19年4月
③ 遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査	平成19年6月
④ 国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査	平成19年8月
⑤ 原子力の防災業務に関する行政評価・監視	平成19年8月
⑥ 契約の適正な執行に関する行政評価・監視	平成19年12月

(注) 上記のうち、③は平成19年5月5日に発生したコースター死傷事故を契機として、また、⑥は19年10月30日の内閣総理大臣指示に基づき、緊急に着手したもの

平成19年度に受領した「回答」及び「その後の改善措置状況に係る回答」

[回答]

- ① バリアフリーの推進に関する行政評価・監視
- ② 民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視（第2次）
- ③ 都市農村交流に対する行政評価・監視
- ④ 感染症対策に関する行政評価・監視
- ⑤ 鉄道交通の安全対策に関する行政評価・監視
- ⑥ 地方支分部局等における指導監督行政（立入検査）に関する調査
- ⑦ 検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査
- ⑧ 農業災害補償に関する行政評価・監視
- ⑨ 厚生年金保険に関する行政評価・監視
- ⑩ 産業廃棄物対策に関する行政評価・監視
- ⑪ 国等の債権管理等に関する行政評価・監視

[その後の改善措置状況に係る回答]

- ① 自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視
- ② 化学物質の排出の把握及び管理に関する行政評価・監視
- ③ 外交・在外業務実施体制及び運営に関する行政評価・監視
- ④ 実施庁に係る実績評価に関する調査
- ⑤ 民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視（第1次）
- ⑥ 社会福祉法人の指導監督に関する行政評価・監視
- ⑦ 年金に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－
- ⑧ 行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視
- ⑨ 海岸の保全・利用に関する行政評価・監視
- ⑩ 文化財の保護に関する行政評価・監視

※ 勧告等から原則として6か月後に、勧告等に対して講じた措置についての「回答」を関係府省から受領し、さらに、「回答」から原則として1年後に、「その後の改善措置状況に係る回答」を受領

具体的な見直し・改善事例（平成19年度）

行政評価 ・監視名	主な勧告事項	主な改善実績
バリアフリーの推進に関する行政評価・監視	<p>交通分野のバリアフリー化率の的確な実態把握のため、</p> <p>① 公共交通事業者等に対し、旅客施設及び車両等に関する移動円滑化基準の変更及び追加の具体的な内容を周知徹底するとともに、実績等報告は、同基準により実施するよう指導すること</p> <p>② 特定旅客施設における段差解消及び視覚障害者誘導用ブロックの整備に関する年度末現在の進捗率を速やかに把握・公表すること</p>	<p>① 公共交通事業者等に対し通知を発出し、旅客施設及び車両等に関する移動円滑化基準への適合について十分確認を行い報告するよう指導</p> <p>② 平成17年度末における1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の旅客施設のi)段差解消率は56.5%（前年度末から7.5ポイント増加）、ii)視覚障害者誘導用ブロック整備率は82.8%（同2.7ポイント増加）となっていることを把握し、これらのバリアフリー化の進捗率について取りまとめ、公表</p>
感染症対策に関する行政評価・監視	<p>感染症の予防対策の充実として、</p> <p>① 基本的な検疫実施手順等を示した基本要領等を作成し、これに基づき検疫感染症措置マニュアルを改定するよう検疫所に指示すること。</p> <p>② 総合的訓練については、関係機関も参加した合同訓練の形態により、年1回以上実施するよう検疫所に指示するとともに、その結果をフォローアップすること。</p> <p>感染症発生時の対策の充実として、第一種感染症指定医療機関を指定できていない都道府県に対し、同様の自由を解決して指定した都道府県の例を収集する等により、具体的改善策を提示すること。</p>	<p>① 検疫感染症措置マニュアルが不備であった検疫所については、早急に改定作業を行うよう指示した結果、すべての検疫所において、不備のあった検疫感染症措置マニュアルを改定</p> <p>② すべての検疫所本所において、病院、自治体のほか管内の支所及び出張所等も参加し、合同訓練の形態による総合的訓練を実施</p> <p>平成18年8月に指定の対象が定まっていない都道府県に対し、その状況について、ヒアリングを実施した結果、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）により、都道府県が国立大学法人や国立病院機構の病院に対して、施設整備費等の補助ができない仕組みとなっていることが大きな障害となっていることを改めて確認</p> <p>このため、平成19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）を改正し、都道府県が第一種感染症指定医療機関に補助ができるよう法令上の根拠を明記し、地方財政再建促進特別措置法に抵触しないよう規定を整備</p> <p>あわせて、都道府県に対し、感染症指定医療機関の指定について、改めて幅広く協議を進め、早期の指定の実施を依頼</p>

平成17年～19年度行政相談週間に係る広報一覧

区分		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		春の相談週間	秋の相談週間	春の相談週間	秋の相談週間	春の相談週間	秋の相談週間
新聞 (突出し広告)	朝日新聞	○(5/16)	○(10/17)	○(5/21)	—	○(5/23)	○(10/17)
	読売新聞	○(5/16)	○(10/17)	○(5/21)	○(10/16)	○(5/25)	○(10/19)
	産経新聞	○(5/16)	○(10/17)	○(5/21)	○(10/18)	○(5/22)	○(10/16)
	毎日新聞	○(5/16)	○(10/17)	○(5/21)	○(10/19)	○(5/27)	○(10/21)
	ブロック紙	○(3紙、5/16)	○(3紙、10/17)	○(5/21)	○(3紙、10/17)	○(3紙、5/24)	○(3紙、10/18)
	地方紙	○(65紙、5/16、1紙、5/17)	—	—	○(66紙、10/20)	—	—
テレビ	日本テレビ31局ネット ご存じですか～生活ミニ情報～	○(5/16)	—	○(5/22)	—	—	—
	CS朝日ニュースター 政策対談 明日への架け橋	○(5/14)	○(10/15)	○(5/13)	○(10/14)	—	—
ラジオ	TBS グッドモーニングジャパン	—	○(10/16)	○(5/21)	○(10/15)	—	—
	東京FM他36局 中山秀征の愛してジャパン	—	—	○(5/20)	—	—	—
	ニッポン放送 栗村智のHAPPYニッポン	—	—	—	—	○(5/19)	—
		—	—	—	—	—	—
出版物	にっぽんNOW	5月16日号	—	—	—	—	—
その他	電光板ニュース	全国11都市11カ所の電光板 (5月16日(月)～22日(日))	全国11都市11カ所の電光板 (10月17日(月)～23日(日))	全国11都市11カ所の電光板 (5月15日(月)～21日(日))	—	—	—
	モバイル携帯端末用サイト	○	—	○	○	○	○
	オンライン政府広報	○	○	○	○	○	○
広報等	総務省広報誌	5月号	10月号	5月号	10月号	5月号	10月号
	屋外広告塔	5月6日(金)～20日(金)	10月14日(金)～21日(金)	5月1日(金)～26日(金)	9月25日(月)～10月20日(金)	○	9月24日(月)～10月21日(日)
	総務省メルマガ	5月16日(月)～22日(日)	10月11日(火)～21日(金)	○	10月10日(火)～20日(金)	5月17日(木)～27日(日)	10月8日(月)～21日(日)
その他	Cabiネット	5月1日号	10月15日号	5月15日号	10月15日号	—	—

平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局 自治政策課

国際室、地域振興課、過疎対策室、自治財政局 財務調査課

評価年月 平成20年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策5 地域振興

（政策の基本目標）

地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援する。

（政策の概要）

ア 地方公共団体の地域づくりの支援

地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、循環型社会形成事業、少子・高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業について財政措置を講じている。

イ 地方公共団体の国際化施策の推進

外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的に、総務省等関係機関が協力して、地方公共団体において、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下、「JETプログラム」）を実施している。

また、近年の外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあることから、各地方公共団体が外国人住民施策を進める上での指針・計画の策定に資するよう、「地域における多文化共生推進プラン」を総務省が策定・通知し、地域国際化連絡会議を開催することなどにより普及を図っている。

ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI事業の支援）

中心市街地活性化

中心市街地の再活性化の促進を通じて、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、財政措置を講じている。具体的には、中心市街地活性化基本計画及び商店街等振興整備推進計画に基づき実施するイベント等のソフト事業に要する経費について特別交付税措置を行うとともに、施設整備にかかる地方債の起債について優遇措置を認める。

PFI事業の支援

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づいて、総務省では、地方公共団体がPFI事業を円滑に実施できるようにするため、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月2

9日付け自治画第67号)及び「PFI法に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置」(平成12年3月29日付け自治調第25号)を通知し、地域振興課を窓口として、情報提供や助言、財政措置などの支援を行っている。

エ 過疎地域の自立促進

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域(過疎地域)とその他の地域との格差の是正等を図るため、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号、以下「過疎法」という。)が制定されている。

この過疎法に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施できるようにするため、総務省では、情報提供や助言、財政措置を行っているところである。

オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進

辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号、以下「辺地法」という。)が制定されている。

この辺地法に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が辺地住民の生活文化水準の向上のための辺地対策事業を総合的、計画的に実施できるようにするため、総務省では、情報提供や助言、財政措置を行っているところである。

(平成19年度予算額)

726百万円

2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

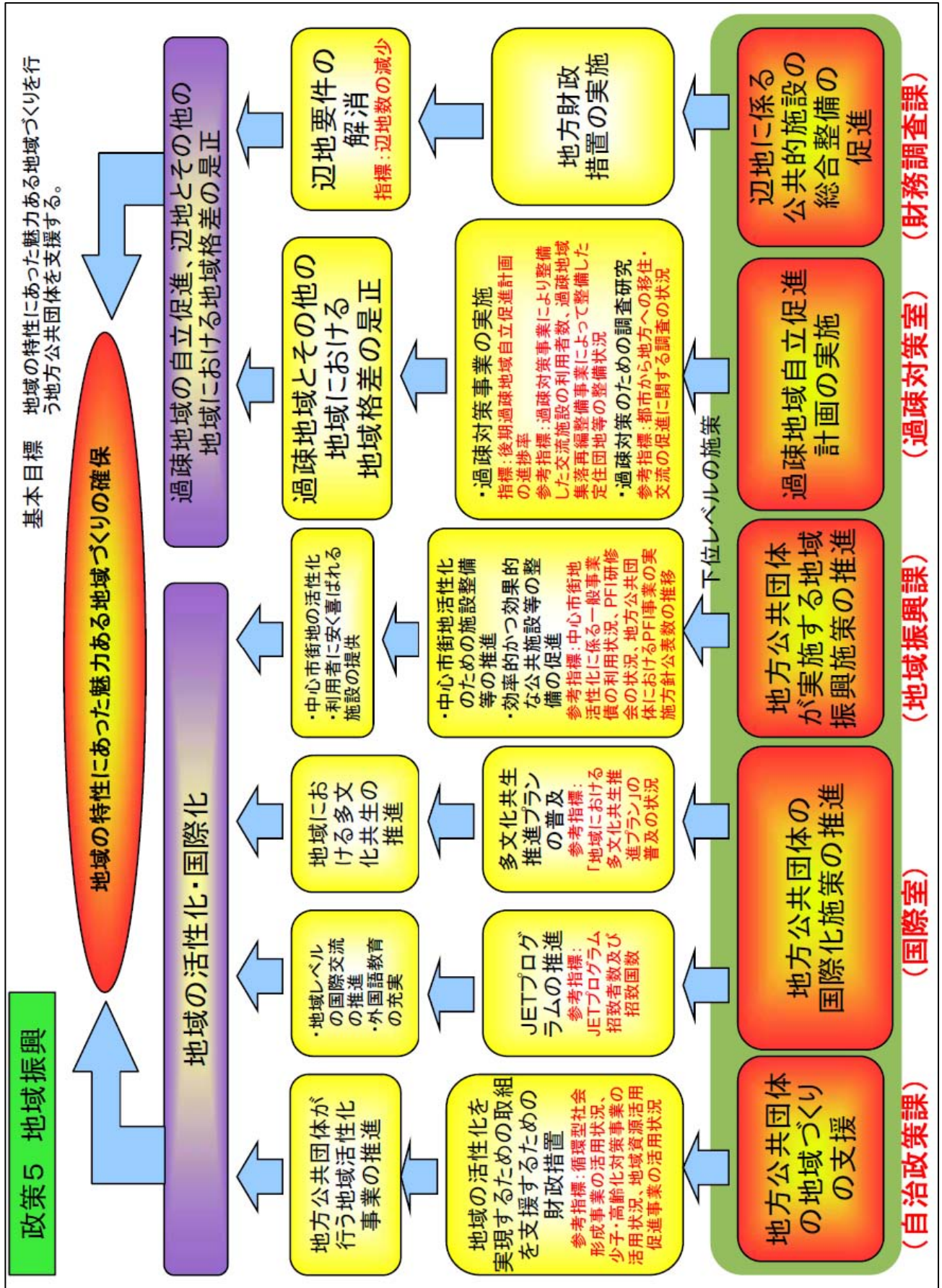
政策をとりまく最近の情勢としては、平成19年2月28日に「地域再生総合プログラム」が策定され、これを受け平成19年4月27日に「地域再生基本方針」が一部改正されるなど、政府全体で地域の再生に向け施策を推進している。さらに、平成20年1月18日に行われた平成20年通常国会における内閣総理大臣の施政方針演説においても、「平成19年11月に取りまとめた、地方再生戦略に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取り組みを政府一体となって強力に後押ししてまいります。」とされているところであり、総務省としても一層の施策の推進を図っているところである。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針 (主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
第 1 6 9 回国会総理施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	地方の元気は日本の活力の源です。昨年 11 月に取りまとめた「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	4 . 地域活性化 「地域の活力なくして国の活力なし」 地域経済の離陸のため、総合的な活性化政策を展開し、「魅力ある地域」に生まれ変わるよう支援する。また、耕作放棄地の増大、従事者の急速な高齢化、それらによる生産の長期低落などの危機的状況を乗り切り、競争力ある強い農林水産業への第一歩を踏み出し、農山漁村地域を活性化する。
(参考) 年頭所感	平成 20 年 1 月 1 日	長い間の経済の停滞によって、特に地方においては依然厳しい状況にあります。しかし、地方には、自然や伝統などそれぞれの特色があります。まずは、それぞれの地方が、自らの創意工夫によって、その持てる特色を活かすことが、地域再生の第一歩です。国が決めた政策を押し付けるのではなく、地方の自由な取組を後押しする方向へと転換していきます。

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）



(2) 指標等の進捗状況

ア 地方公共団体の地域づくりの支援

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	新規 継続	団体 区分	17年度		18年度		19年度	
				事業数	団体数	事業数	団体数	事業数	団体数
循環型社会形成事業の活用状況	地方公共団体による循環型社会形成事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。	新規	都道府県 指定都市	8	8	11	11	11	7
			市町村	68	66	75	65	96	85
		継続	都道府県 指定都市	8	5	11	8	13	11
			市町村	53	48	50	44	50	43
少子・高齢化対策事業の活用状況	地方公共団体による少子・高齢化対策事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。	新規	都道府県 指定都市	28	13	30	18	34	18
			市町村	56	55	61	52	56	19
		継続	都道府県 指定都市	36	24	35	24	30	21
			市町村	44	37	32	28	28	16
地域資源活用促進事業の活用状況	地方公共団体による地域資源活用促進事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。	新規	都道府県 指定都市	2	2	18	16	17	9
			市町村	59	54	66	58	69	63
		継続	都道府県 指定都市	5	5	1	1	12	11
			市町村	23	16	24	24	24	20

イ 地方公共団体の国際化施策の推進

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
JET プログラムの招致人数、招致国数	地域レベルでの国際交流の推進に資する JET プログラムの招致人数、招致国数が安定的に推移しているか。	5,853 人 44 カ国	5,508 人 44 カ国	5,119 人 41 カ国
「地域における多文化共生推進プラン」の普及の状況	「地域における多文化共生推進プラン」の普及が適切に行われているか。	平成 19 年度において、都道府県及び政令指定都市を対象に 7 ブロックで地域国際化連絡会議を開催し、「地域における多文化共生推進プラン」を参考としつつ、地域の実情と特性を踏まえた指針・計画の策定を要請した。		

ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI 事業の支援）

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
中心市街地活性化に係る一般事業債の利用状況	中心市街地活性化のための施設整備に係る地方債が積極的に活用されているか。	新規：6 件 継続：5 件	新規：1 件 継続：2 件	新規：6 件 継続：-
PFI 研修会開催回数の推移	PFI を実施しようとする地方公共団体の職員を対象とした研修開催回数を見ることにより、PFI 制度の周知活動をどの程度実施しているか。	5 回	5 回	4 回
地方公共団体における PFI 事業の実施方針公表数の推移	実施方針の公表数の推移を見ることにより、周知活動がどの程度浸透しているか。 実施方針は、地方公共団体が PFI 法の手続きに入った事業を公表するものである。また、年度内に実施される公共事業数にも影響されることから、前年比の増減で判断されるものではない。	32 件	36 件	29 件

エ 過疎地域の自立促進

「あらかじめ目標（値）を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
過疎地域自立促進計画の進捗率	市町村及び都道府県が策定した過疎地域自立促進計画に基づいて過疎対策事業を実施することにより、過疎地域の自立促進を達成する。	21年度	過疎地域の自立を促進するための後期過疎地域自立促進計画（平成17～21年度）に基づく事業の実施が着実に進んでいるか。	都道府県 24% 市町村 14%	都道府県 47% 市町村 28%	集計中

(単位:百万円、%)

		17年度	18年度	19年度	後期計画合計
都道府県	計画額	1,073,124	2,209,385 (1,136,261)	3,091,876 (882,491)	4,610,516
	実績額	1,091,812	2,150,213 (1,058,401)	集計中	-
	進捗率	24%	47%	集計中	-
市町村	計画額	1,550,842	2,866,108 (1,315,266)	4,864,447 (1,998,339)	8,668,767
	実績額	1,242,068	2,388,142 (1,146,074)	集計中	-
	進捗率	14%	28%	集計中	-

実績額欄の上段は累計、下段（ ）書きは単年度の額である。

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
過疎対策事業により整備した交流施設の利用者数（1施設あたりの平均）	交流施設が積極的に活用されているか。	-	17千人	39千人

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
過疎地域集落再編整備事業 によって整備した定住団地 等の整備状況	定住促進のための 定住団地等が整備 されているか。	7件	4件	7件
都市から地方への移住・交 流の促進に関する調査の状 況	移住・交流受入シス テムの整備に向け た調査・検討が行わ れているか。	平成19年度調査では、都市から地方への 移住・交流の促進に当たって、移住・交流 希望者の多様なニーズに的確に対応したサ ービスをきめ細かく提供するため、4つの モデル地域の協力を得て、都市住民に対 する誘致活動の効果的な実施方法、移 住・交流の総合的な相談窓口の効果的な運 営のあり方、移住・交流のために必要な 環境整備の方策について実証実験を行い、 その結果を受けて移住・交流の受入システ ムの整備に向けた調査・検討を行った。		

オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進

「あらかじめ目標（値）を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
辺地数	辺地数 の減少	19年度	地方財政措置等による辺 地の公共的施設の総合整 備の促進により、前年度 より辺地数が減少してい るか。 ()は対前年比	6,866	6,790 (1.1%)	6,722 (1.0%)

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果（総括）

平成19年度は既存の事業について、継続的に、地域の活性化・国際化、過疎地域の自立促進、辺地とのその他の地域における地域格差の是正に取り組んできたところであり、指標等をみると総務省が実施した施策については一定の有効性等があったといえる。

しかしながら、厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりの確保をさらに推進するために、地方公共団体のニーズ等を的確に把握することにより、このような取組を推進する必要がある。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

ア 地方公共団体の地域づくりの支援

地域の活性化を推進するため真に必要とする基盤整備事業を実施しようとする地方公共団体に対し、総務省では事業の特性に応じて財政措置を行っている。地域づくりは、地方公共団体が自主的・主体的に取り組むものであるが、現下の厳しい地方財政の状況において、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを実現するためにはこのような支援策を行う必要がある。

特に、平成19年度では、骨太の方針2007において、地域活性化事業によって喫緊の政策課題と位置付ける各種事業を推進する旨が明記されており、今後も事業の継続が決定しているところである。

イ 地方公共団体の国際化施策の推進

地域の国際化を推進するためには、地域レベルの国際交流や外国語教育の充実、多文化共生の推進などを行っていくことが必要である。総務省では、この地域レベルの国際交流や外国語教育の充実を図るため、関係機関と連携して、地方公共団体におけるJETプログラムの実施を推進している。また、地域における多文化共生の推進を図るため、その指針となる「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方公共団体に対し多文化共生の推進に係る指針・計画の策定を要請し、助言を行っているところである。

特に、JETプログラムについては、平成23年度以降、小学校教育における英語教育の必修化及びネイティブ・スピーカーの活用により、事業の拡大が期待され、今後もその積極的な活用が求められている。また、外国人住民は今後ますます増加していくことが予想されているところであり、「地域における多文化共生推進プラン」の更なる普及により、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定を一層進めていく必要がある。

ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI事業の支援）

中心市街地活性化

地域の文化、伝統と各種機能を培ってきた「地域の顔」としての中心市街地を活性化することは、地域の活性化につながるため、中心市街地活性化基本計画を策定して中心市街地の活性化に積極的に取り組む地方公共団体に対し、総務省では財政措置を行っている。現下の厳しい地方財政の状況において、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを実現するためにはこのような支援策を行う必要がある。

PFI事業の支援

PFI法の施行より8年が経過し、各自治体にもPFI手法が浸透しつつあるが、その中で顕在化してきた制度上、実務上の様々な課題に対応していく必要がある。また、地域社会に不可欠な社会資本の整備や、住民に対する低廉で質の高いサービスの提供に資するPFI事業の展開も今後期待されることから、地域振興の観点からも、引き続き施策を継続する必要がある。

エ 過疎地域の自立促進

現行の過疎法の適用期限を平成22年3月末に控える中、過疎地域においては、引き続き人口減少と高齢化の進展、身近な「足」(生活交通)の不足、雇用問題、医師不足、維持が困難な集落の問題など、多くの課題が残されている。

これらの課題の解決に向け、総務省では、現行の過疎法に基づく過疎地域の自立・活性化を図る取組みを進めるとともに、時代に対応した新たな過疎対策のあり方等について、引き続き検討を進める必要がある。

オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進

辺地法に基づき、総務省では、辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するため、地方公共団体に対して財政措置による支援を行っているところである。辺地の要件に該当する地域は、平成19年度時点で6,722箇所もあり、引き続き辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、財政措置を実施していく必要がある。

(イ) 有効性

ア 地方公共団体の地域づくりの支援

地方公共団体の地域づくりの支援の状況を見るために、地方公共団体が平成19年度に地域活性化事業債のうち循環型社会形成事業、少子・高齢化対策事業、地域資源活用促進事業を活用した利用数及び団体数を見てみると、毎年、一定の団体数がこれらの制度を利用しており、地方公共団体のニーズにあった地域活性化事業の推進を総務省が支援できたといえることから一定の有効性があったと言える。しかしながら、年々、地方公共団体における地域づくりのテーマは変化するため、今後とも個別のメニューについて実態を把握した上で検討を行っていく。

イ 地方公共団体の国際化施策の推進

まず、地域レベルの国際交流の推進や外国語教育の充実が図られているかについて、JETプログラムの招致人数及び招致国数をみると、近年は減少傾向にあるが、これは、厳しさが続く地方財政の状況、国内における児童・生徒の減少といった事情が背景にあり、招致人数や招致国数が減少しているからといって地域レベルの国際交流や外国語教育の充実が推進されていないとは一概に言えないところがある。その一方で、JETプログラム参加者の活用事例をみると、地域住民への語学講座、国際理解・国際交流イベントから消防職員対象の語学講座まで多岐にわたっており、この事業の実施は地域レベルの国際交流の推進や外国語教育の充実を図ったといえることから有効性があると認められる。

次に、「地域における多文化共生推進プラン」の普及の状況について見てみると、総務省では平成19年度に都道府県及び政令指定都市を対象として7ブロックで地域国際化連絡会議を開催し、「地域における多文化共生推進プラン」を参考としつつ、地域の実情と特性を踏まえた指針・計画の策定を要請したところである。

「地域における多文化共生推進プラン」は平成18年3月の通知であり、地方公共団体もその地

域の実情に応じた指針・計画の策定を進めている段階であり、策定した団体数だけをもって有効性の分析することは困難であるが、総務省では、連絡会議における周知を図っただけでなく、指針・計画の策定を予定している地方公共団体への情報提供や助言などの取組を行っているところであり、地域における多文化共生の推進を図ったといえることから有効性があると認められる。

ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI事業の支援）

中心市街地活性化の状況について、中心市街地活性化に係る一般事業債の利用状況を活用した利用数及び団体数を見てみると、毎年、一定の団体数がこれらの制度を利用しており、地方公共団体においてイベント等のソフト事業及び施設整備は着実に実施されていると考えられることから有効性があったと認められる。

また、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等の促進の状況について、地方公共団体におけるPFI事業の実施方針公表数の推移とPFI研修会開催回数の推移を見てみると、PFI事業の支援においては、平成19年度に新たに公表された事業実施方針は29件、累積件数は248件であり、着実な伸びを示している。また、平成19年度は、ふるさと財団と連携し、地方公共団体の職員向け研修会を4回開催し、PFI制度の概要及び地方財政措置に関して周知を図ったところである。以上のことから、地方公共団体による効率的かつ効果的な公共施設等の整備と利用者に安く喜ばれる施設の提供が期待できることから施策の有効性があったと認められる。

エ 過疎地域の自立促進

過疎地域の自立促進がなされているかについて、後期過疎地域自立促進計画に基づく事業の進捗率を見てみると、平成18年度時点で都道府県47%、市町村28%となっており、厳しい財政状況下において着実に進捗していることから一定の有効性が認められる。また、過疎対策事業により整備した交流施設の利用者数をみると、39千人(平成19年度)と前年度より22千人も上昇し、さらに、過疎地域集落再編整備事業によって整備した定住団地等は、平成18年度は4件、平成19年度は7件の整備が行われている。このように、これまでの過疎対策事業が着実に実施され、過疎地域とその他の地域における地域格差の是正に、一定の成果をあげてきたという施策の有効性が認められる。

オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進

平成19年度の辺地数を見てみると、6,722箇所あり、前年度比1.0%減となっていることから、財政措置により地方公共団体の辺地に対する公共的施設の総合整備が促進され、辺地要件の解消がなされているといえることから、辺地対策事業の施策の有効性が認められる。

(ウ) 効率性

なし

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性（総括）

総務省では、これまで、地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対して、情報提供や助言、財政措置等を継続して行ってきたところである。

しかしながら、平成20年施政方針演説において、地方再生戦略に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組みを政府一体となって強力に後押しするという政府方針が示されていることから、これまで以上に、総務省では、実態やニーズを的確に把握することにより、地域の特性にあった魅力ある地域づくりをしようとする地方公共団体に対し支援を実施していくとともに、地域力創造に向けた取組を進めていく必要がある。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
【課題】 地域活性化事業債による地域づくりの支援制度は活用されているが、今後、地方公共団体のニーズ等を的確に把握して、財政措置等による支援を行っていく必要がある。	見直し・改善の方向性	地域活性化事業債については、個別のメニューについて、実態を把握した上で、ニーズの低いメニュー（地域資源活用促進事業における科学技術振興事業等）については、廃止も含めて検討していく。
【下位レベルの施策名】 地方公共団体の地域づくりの支援		（予算要求） - 該当なし
【主な事務事業】 ・地方自治に係る政策の企画立案に関する事業		（制度） 現行制度を利用
・ふるさとづくり事業		（実施体制） 制度に関する情報提供
【課題】 地方財政の厳しい状況、国内における児童・生徒の減少といった事情を背景にJETプログラムの招致人数は減少傾向にある。	見直し・改善の方向性	平成23年度より小学校における英語教育が必修化されることから、JETプログラムによる指導者の確保が期待されるところであり、今後、関係機関と連携し、地方公共団体の意見も踏まえ、更なる有効な活用方策について検討していく。
【下位レベルの施策名】 地方公共団体の国際化施策の推進		（予算要求） 継続
【主な事務事業】 語学指導等を行う外国青年招致事業		（制度） 継続
		（実施体制） 地方公共団体向けの普及啓発

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 外国人住民は今後ますます増加していくことが予想されているところ。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地方公共団体の国際化施策の推進</p> <p>【主な事務事業】 「地域における多文化共生推進プラン」の普及</p>	見直し・改善の方向性	「地域における多文化共生推進プラン」の更なる普及
	(予算要求)	継続
	(制度)	継続
	(実施体制)	地方公共団体向けの普及啓発
<p>【課題】 地方公共団体が実施する地域振興施策に対する財政措置等について、相談業務等を通じ引き続き周知を図る。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進</p> <p>【主な事務事業】 ・ 中心市街地活性化 ・ P F I 事業の支援</p>	見直し・改善の方向性	中心市街地活性化について、特別交付税措置及び施設整備にかかる地方債の起債の必要性及び有効性を踏まえ、今後、新たに中心市街地活性化基本計画の策定にあたる地方公共団体に対し、当該財政措置の周知を図っていく。
	(予算要求)	該当なし
	(制度)	中心市街地活性化、PFI 事業の支援の継続
	(実施体制)	中心市街地活性化、PFI 事業の支援の継続
<p>【課題】 過疎地域の自立促進を推進するため必要な予算を確保。</p> <p>【下位レベルの施策名】 過疎地域の自立促進</p> <p>【主な事務事業】 ・ 過疎対策事業 ・ 過疎対策のための調査研究</p>	見直し・改善の方向性	現行の過疎法に基づく過疎地域の自立・活性化を図る取組みを進めるとともに、時代に対応した新たな過疎対策のあり方等について引き続き検討を進める。
	(予算要求)	継続
	(制度)	継続
	(実施体制)	継続

今後の課題	取組の方向性	
【課題】 辺地地域の格差解消のため、引き続き地方財政措置等が必要 【下位レベルの施策名】 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進 【主な事務事業】 辺地対策事業	見直し・改善の方向性 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進も、道路整備率等については、全国平均と差がある状況であり、引き続きこうした施設整備のために施策を推進していく。	
	(予算要求)	該当なし
	(制度)	辺地対策の継続
	(実施体制)	辺地対策の継続

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月26日閣議決定)において新世紀の社会資本整備として重点的に推進すべき分野に位置づけられた内容等を、の把握に活用し、政策の評価に活用した。

JETプログラム基本問題検討会(平成12年10月～平成13年9月まで6回開催)においてとりまとめた報告書を今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。

また、「多文化共生の推進に関する研究会(座長 山脇啓造 明治大学教授)」においてとりまとめた「多文化共生の推進に関する研究会報告書(平成18年3月)」を今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。

平成20年4月24日に過疎問題懇談会(座長 宮口侗迪 早稲田大学教授 ほか構成員10名)が開催され、これまでの過疎対策の成果と今後の課題について、これまでの議論の中間的整理が行われた。

辺地対策のあり方に関する調査研究会(座長 蒲谷亮一(当時)(財)全国市町村振興協会常務理事 ほか構成員10名)における報告書(平成13年3月)の内容を政策の必要性及び課題等を把握するために活用した。

(2) 評価に使用した資料等

- ・「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について」(平成元年2月14日付け自治画第17号)
- ・「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針について」(平成7年4月13日付け自治国第5号)
(いずれも総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/kokusai/sonota.html#b> に掲載)
- ・「多文化共生の推進に関する研究会報告書(平成18年3月)」(総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf に掲載)
- ・「地域における多文化共生推進プランについて」(平成18年3月27日付け総行国第79号)
(総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b6.pdf に掲載)

- ・「過疎対策の現況」(概要版は総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm> に掲載)
- ・「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)」
(総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm> に掲載)
- ・「今後における辺地対策のあり方に関する検討報告」(辺地対策のあり方に関する調査研究会(平成13年3月))

平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 財政課、交付税課、地方債課、財務調査課

評価年月 平成20年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策6 地方財源の確保と地方財政の健全化

（政策の基本目標）

地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を行うとともに地方交付税の算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方財政の健全化を図る。

（政策の概要）

地方財政計画等の策定

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方財政計画及び地方債計画の策定を通じた所要の財政措置を講じることにより、地方財源の確保に努めた。特に、平成20年度地方財政計画では、歳出面において、喫緊の課題である地方の再生に向け、地方の知恵と工夫を活かした産業振興や地域活性化、生活の安全安心の確保等の施策の推進に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、適切な補てん措置を講じることとした。

地方交付税の算定方法の簡素化・透明化

地方交付税については、引き続き所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営に資する方向で算定方法の簡素化・透明化を図った。

公債費負担の適正化等の推進

昭和62年度から公債費負担適正化計画に基づいて財政運営を行う市町村及び平成18年度以降公債費負担適正化計画に基づいて実質公債費比率の適正な管理を行う市町村に対して、財政上の措置を講じ、市町村の自主的・計画的な公債費負担の適正化を推進した。

財政健全化法の円滑な施行のための準備

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を国会に提出し、同法案は平成19年6月15日に成立したが、その後、平成20年4月の施行に向け、財政指標等に関する関係政省令の整備を行い、分かりやすい財政情報の開示を徹底すること等による地方公共団体の財政の健全化に向けた準備を行った。

(平成20年度予算額等)

地方財政計画の規模	83,401,400 百万円
地方交付税額	15,406,100 百万円
地方債計画の規模	12,477,600 百万円

2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより、計画的な抑制を図る。また、喫緊の課題である地方の再生に向け、地方の知恵と工夫を活かした産業振興や地域活性化、生活の安全安心の確保等の施策の推進に財源の重点的配分を図る必要がある。歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図る必要がある。

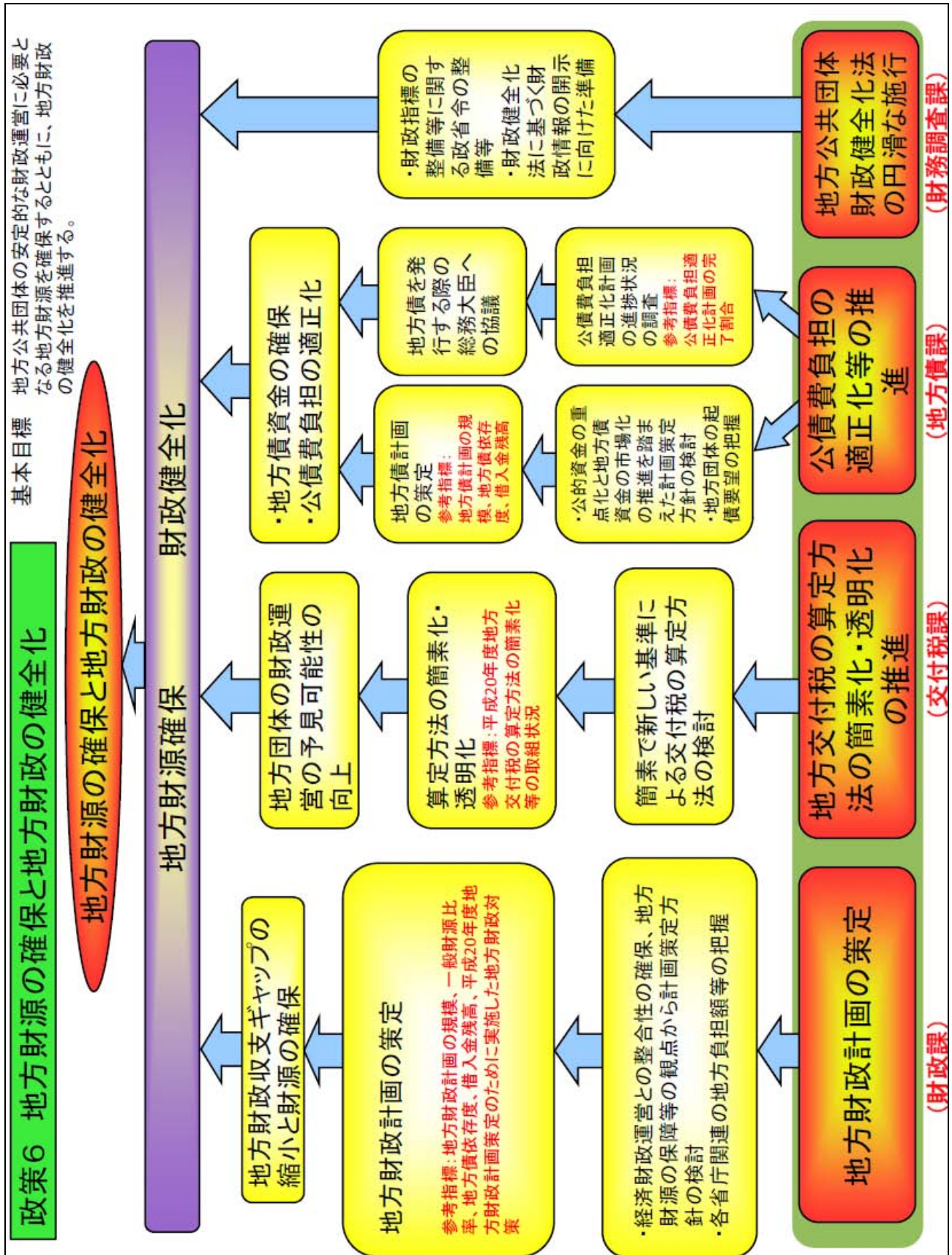
(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
「経済財政改革の基本方針2007」	平成19年6月19日	第3章 21世紀型行財政システムの構築 1. 歳出・歳入一体改革の実現 【改革のポイント】 1. 真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、「基本方針2006」で示された5年間の歳出改革を実現する。そのため、主要な分野について制度改革等の道筋やその取組を示す。 2. 平成20年度予算は、この歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であることから、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行う。 2. 税制改革の基本哲学 【実現すべき6つの柱】 (5) 真の地方分権の確立

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。 <p>8．地方分権改革</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>2．地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。</p>

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
地方財政計画の規模	「骨太方針 2006」「骨太方針 2007」に沿って歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図りつつ、所要の財源が確保されているか。	83兆1,508億円	83兆1,261億円	83兆4,014億円
一般財源比率	安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額が確保されているか。	66.6%	68.1%	68.4%
地方債依存度	歳入総額に占める地方債の割合は適正か。	13.0%	11.6%	11.5%
借入金残高	地方債残高は抑制されているか。	200兆円	199兆円	197兆円
地方債計画の規模	地方団体が行政改革と財政の健全化を推進しつつ、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、所要の地方債資金が確保されているか。	13兆9,466億円	12兆5,108億円	12兆4,776億円

参考となる指標の進捗状況については、それぞれ表題の年度の次年度の内容を記載している。

指標等	分析の視点	
平成 20 年度地方財政計画策定のために実施した地方財政対策	地方財政収支の均衡を達成するため、財源対策が行われているか。	財源不足額(5.2兆円程度)については、財源対策債や臨時財政対策債の発行などにより、当面の地方財源不足の補てんを図った。
平成 20 年度地方交付税の算定方法の簡素化等の取組状況	交付税の予見可能性を高める観点から、交付税の算定方法の簡素化、明確化が進められているか。	平成 19 年度より新しい簡素な基準による基準財政需要額の算定(新型交付税)を導入し、算定項目数を約 3 割削減するなど算定方法の簡素化・透明化を行った。さらに、普通態容補正の個別係数の縮減を引き続き行うとともに、平成 20 年度より一部の費目において事業費補正の廃止、急増補正の廃止等を行い、算定方法の簡素化・明確化を進めた。
公債費負担適正化計画の完了割合	公債費負担適正化計画の完了を予定している団体について、予定どおり目標を達成できているか。	平成 19 年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた 2 団体については、全ての団体が目標を達成した。

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保するとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足については地方財政の運営上支障が生じないように、財源対策債、臨時財政対策債の発行などの補てん措置を講じた。これにより、国家財政・国民経済等との整合性の確保や地方財源の保障が図られた。

また、地方交付税の算定方法の見直しについては、平成19年度において算定項目の約3割を削減するなど、地方交付税の算定方法の簡素化・透明化は着実に進展している。

さらに、平成19年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた2団体は全て完了し、公債費負担の適正化は進展した。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

地方財政は公債費が依然高水準であることなどから、大幅な財源不足が生じる厳しい状況に置かれている。地方分権の推進や少子・高齢化による財政需要の拡大に対応するため、地方財政の運営上支障が生じないように適切な補てん措置を講じるため、地方財政計画を策定し、所要の地方財源を確保していく必要がある。

地方交付税については、地方交付税の予見可能性を高める観点から、算定方法の抜本的な簡素化を図る必要があるため、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促す方向で地方交付税の算定方法の見直しを進める必要がある。具体的には、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように変動額を最小限にとどめるよう制度を設計しつつ、人口と面積を基本とした簡素な算定方法等の導入を図る必要がある。

厳しい財政状況が続く中で、地域の行政サービスを安定して提供するため、地方公共団体の財政の健全化に取り組む必要がある。そのため、公債費負担が依然として高い水準にある地方公共団体については、引き続き公債費負担適正化計画に基づく財政健全化を進めるとともに、財政健全化法に基づきわかりやすい財政情報の公表を徹底することなどにより財政の健全化を推進する必要がある。

(イ) 有効性

喫緊の課題である地方の再生に向けた施策の推進に財源の重点的配分を図るため「地方再生対策費」を創設することなどにより、平成20年度地方財政計画の歳入歳出規模は、83兆4,014億円となり、前年度に比べ2,753億円の増となっている。ただし、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、「骨太方針2006」「骨太方針2007」に沿って歳出全般にわたる見直しを行い、「地方再生対策費」を除くと、前年度0.2%減に抑制した。

また、地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保するとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足については地方財政の運営上支障が生じないように、財源対策債、臨時財政対

策債の発行などの補てん措置を講じた。

これにより、地方財源の確保・保障がなされ、地方財政計画の策定について一定の有効性が認められる。

平成19年3月に地方交付税法の一部改正を行い、簡素で新しい基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）が導入されたことにより算定項目数が約3割削減された。引き続き平成20年度においても簡素化を進めることとしており、地方交付税の算定方法の簡素化・透明化が進展した。そのため、地方交付税の予見可能性を高めるために必要な施策として、有効性が認められる。

（参考：平成20年度における簡素化の取組）

- ・普通態容補正の個別係数を縮減
- ・一部の費目において事業費補正、急増補正を廃止

昭和62年度から公債費負担適正化計画に基づいて財政運営を行う市町村に対して、財政上の措置を講じ、市町村の自主的・計画的な公債費負担の適正化を推進した。平成19年度においては、公債費負担適正化計画の完了を予定していた2団体は全て完了し、公債費負担の適正化について一定の進展をみたため、有効性が認められる。

（ウ）効率性

地方交付税の算定方法については、簡素で新しい基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）を導入し、算定項目数を約3割削減したところである。これにより、地方公共団体の事務負担の軽減、財政運営の透明化が促進されたため、地方交付税の算定の簡素化・透明化に向けた取組は一定の効率性が認められる。

5 今後の課題と取組の方向性

（1）政策の課題と取組の方向性（総括）

平成21年度以降についても、所要の地方財源の確保を図りつつ、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直し等による地方税財源の充実確保等を通じて、地方行財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進していく。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行っていく。

さらに、公債費負担適正化については、平成20年度以降も7市町村が公債費負担適正化計画に沿って公債費負担の適正化に努めているところであり、引き続き、公債費負担適正化に向けての取組を推進する。また、財政健全化法に基づくわかりやすい財政情報の開示を徹底すること等により、地方公共団体の財政の健全化を推進していく。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 地方財政は公債費が依然高水準であることなどから、大幅な財源不足が生じる厳しい状況に置かれている。地方分権の推進や少子・高齢化による財政需要の拡大に対応するため、地方財政の運営上支障が生じないように適切な補てん措置を講じるため、所要の地方財源を確保していくことが必要。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地方財政計画等の策定</p> <p>【主な事務事業】 ・地方財政の企画立案 ・地方債の企画立案及び指導等</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、地方財政計画を策定を通じて所要の地方財源を確保していく。
	(予算要求)	取組を継続
	(制度)	地方財政計画及び地方債計画において、所要の地方財源を確保する。 また、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直しや地方歳出に対する国の関与の縮小の取組を検討する。
(実施体制)	従前のとおり	
<p>【課題】 地方交付税については、今後とも引き続き、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行うことが必要。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地方交付税の算定方法の簡素化、透明化の推進</p> <p>【主な事務事業】 交付税制度の企画立案</p>	見直し・改善の方向性	平成19年度より簡素で新しい基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）が導入されたところであり、平成20年度においても、より一層の簡素化を図る。
	(予算要求)	取組を継続
	(制度)	平成20年度においては、普通態容補正の個別係数を縮減するとともに、一部の費目において事業費補正や急増補正を廃止する。
(実施体制)	従前のとおり	

<p>【課題】 厳しい財政状況が続く中で、地域の行政サービスを安定して提供するため、地方公共団体の財政の健全化に取り組む必要がある。そのため、公債費負担が依然として高い水準にある地方公共団体については、引き続き公債費負担適正化計画に基づく財政健全化を進めることが必要。</p> <p>【下位レベルの施策名】 公債費負担の適正化等の推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方財政の助言及び調査統計の整備運営 ・ 国民に対する地方財政の情報公開の推進・助言 	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定の義務付け等が平成 20 年度決算から適用されることを踏まえ、同法に基づくわかりやすい財政情報の公表を徹底することなどにより財政の健全化を推進する。</p>
	<p>(予算要求)</p>	<p>取組を継続</p>
	<p>(制度)</p>	<p>公債費負担適正化計画については、引き続き実施する。また、財政健全化法に基づく財政情報の開示の徹底を図る。</p>
	<p>(実施体制)</p>	<p>機構・定員要求を検討</p>

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日）において、本政策の評価の方向性に関し、意見をいただき、評価に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ 平成 20 年版地方財政の状況（地方財政白書）（平成 20 年 3 月 4 日）
http://www.soumu.go.jp/menu_05/hakusyo/chihou/20data/index.html
- ・ 平成 20 年地方財政計画（平成 20 年 2 月 8 日）
http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080125_2_2.pdf
- ・ 地方財政の借入金残高の状況（平成 20 年 2 月 5 日）
http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/pdf/zandaka_070518_2.pdf
- ・ 平成 20 年度地方債計画（平成 19 年 12 月 24 日）
http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071224_1.pdf

平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治税務局企画課総務室

企画課、総務室、都道府県税課、市町村税課、固定資産税課、資産評価室

評価年月 平成20年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策7 分権型社会を担う地方税制度の構築

（政策の基本目標）

分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。
具体的には、

- ・当面、国と地方の税収比1：1を目指して、地方税を充実すること、
 - ・地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、
- 等を目指す。

（政策の概要）

平成20年度地方税制改正については、まず、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとした。

また、最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税における寄附金税制について、都道府県や市区町村の条例により控除対象寄附金を指定する仕組みの導入や地方公共団体に対する寄附金税制の見直し等を行うこととした。

この他、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の期限延長、公益法人制度改革への対応など、税制上の所要の措置を講じた。

（平成19年度予算額）

一般会計	64	百万円
特別会計	709,100	百万円（うち事務費 5百万円）

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

近年、地方法人二税の税収が急速に増加していること等を背景に、地域間の税収の差が拡がり、財政力格差が拡大する傾向にある。また、地方財政は巨額の債務残高を抱える一方、少子・高齢化の急速な進展に伴い、少子化対策を含む地方の社会保障関係経費がさらに増嵩すると見込まれている。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)

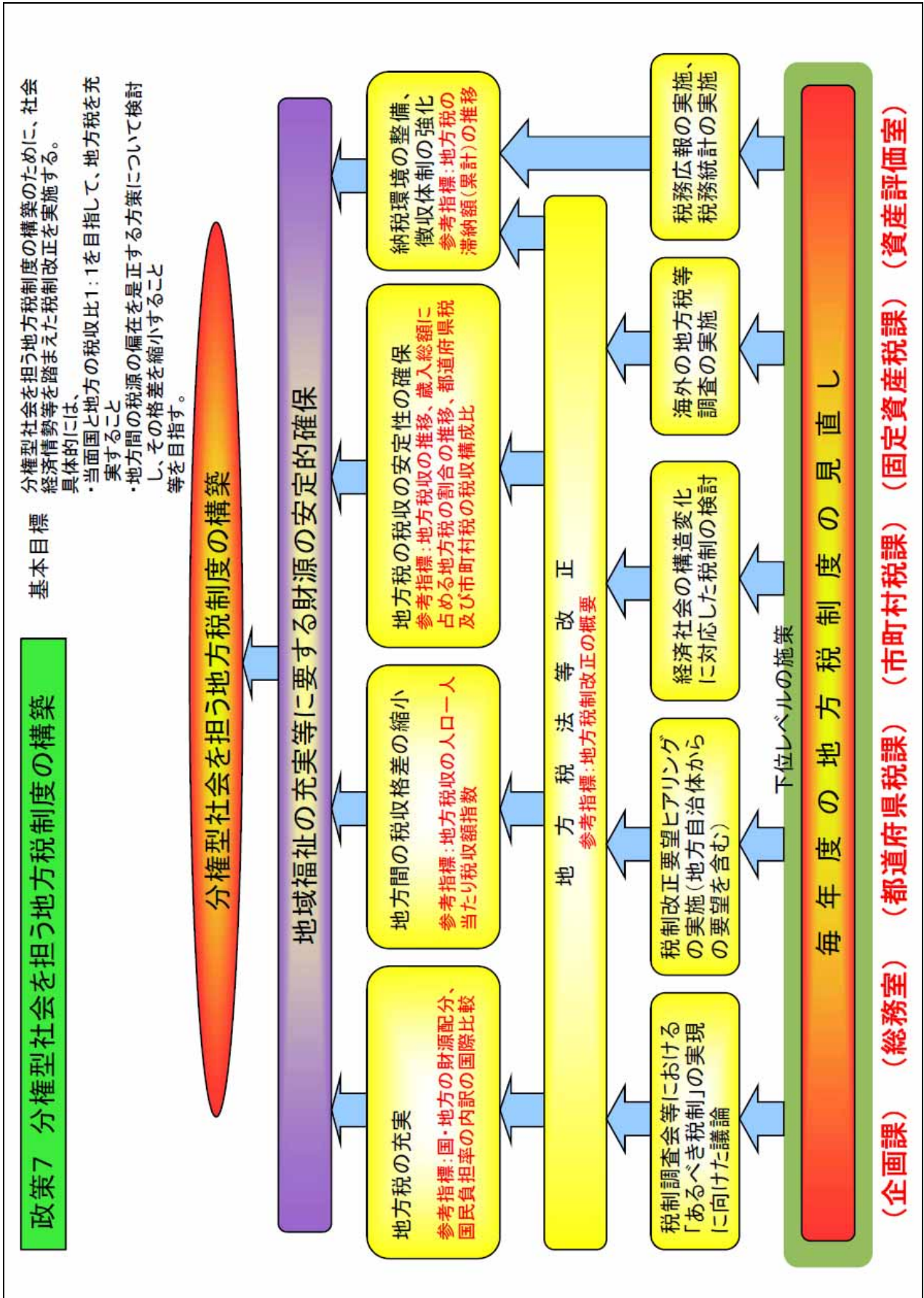
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
<p>第 169 国会における福田内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>(国民の信頼を取り戻す行財政改革)</p> <p>道路特定財源については、厳しい財政事情の下、地域の自立、活性化に役立つ道路の整備事業は、真に必要なものを、効率化を徹底しつつ行います。道路の維持・補修や、救急病院への交通の利便性の確保、都市部の渋滞対策、開かずの踏切の解消など、国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。さらに、地球温暖化問題への対応を行うためにも、現行の税率を維持する必要があります。これまでの特定財源の仕組みを見直し、納税者の理解を得ながら一般財源を確保してまいります。</p> <p>(給付を受ける側に立った社会保障制度の再構築)</p> <p>これからの社会保障を持続可能な制度とするために、安定した財源を確保しなければなりません。このため、社会保障給付や少子化対策に要する費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革について早期に実現を図る必要があります。</p> <p>(活力ある地方の創出)</p> <p>地方と都市の「共生」の考え方の下、法人事業税を見直し、地域間の税源の偏在をより小さくする暫定措置を講じ、特に財政の厳しい市町村に重点的に配分します。今後、税体系の抜本的改革に結び付けていきたいと思いません。</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2007 ～「美しい国」へのシナリオ～</p>	<p>平成19年6月19日 (閣議決定)</p>	<p>2. 税制改革の基本哲学</p> <p>平成19年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成19年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現するべく、取り組む。</p> <p>（実現すべき6つの柱）</p> <p>（5）真の地方分権の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。 ・法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。 <p>8．地方分権改革</p> <p>（改革のポイント）</p> <p>2．地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。</p> <p>（具体的手段）</p> <p>（2）地方税財政改革の推進</p> <p>国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>し、その格差の縮小を目指す。</p> <p>（中略）</p> <p>また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する。</p>

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
地方税制改正の概要	社会経済情勢の変化等に対応した税制改正となっているか。	<p>平成18年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、土地・住宅税制の見直し等を実施することとした。</p> <p>平成19年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を1年延長するほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講ずることとした。</p> <p>平成20年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置としての地方法人特別税、地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の抜本的拡充、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大並びに公益法人制度改革への対応等を実施することとした。</p>		
国・地方の財源配分 (国：地方)	国・地方の歳出割合に見合った歳入となっているか。 (当面の目標である国・地方の税収比1：1に近づいているか。)	(決算) 60：40	(決算) 59.7：40.3	(決算見込) 57.3：42.7

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
国民負担率の内訳の国際比較	国際比較した場合、国民負担率の水準、社会保障負担率と租税負担率の割合など、我が国の国民負担率の状況はどうなっているか。	別紙参照		
地方税収の人口一人当たり税収額指数（最大/最少）	偏在性の小さい地方税体系となっているか。（人口一人当たりの税収額指数が低下し、地方間の税収格差が縮小しているか。）	（決算） 地方税収計 3.2倍 個人住民税 3.3倍 法人二税 6.5倍 地方消費税（清算後） 2.0倍 固定資産税 2.4倍	（決算） 地方税収計 3.1倍 個人住民税 3.3倍 法人二税 6.1倍 地方消費税（清算後） 1.9倍 固定資産税 2.3倍	
地方税収の推移	税収が安定的な地方税体系となっているか。	（決算額） 地方税計 34.8兆円 法人二税 8.1兆円 個人住民税 8.3兆円 固定資産税 8.8兆円 地方消費税 2.6兆円	（決算額） 地方税計 36.5兆円 法人二税 9.3兆円 個人住民税 9.1兆円 固定資産税 8.5兆円 地方消費税 2.6兆円	（決算見込額） 地方税計 40.4兆円 法人二税 9.8兆円 個人住民税 12.5兆円 固定資産税 8.6兆円 地方消費税 2.6兆円
歳入総額に占める地方税の割合の推移	税収が安定的な地方税体系となっているか。	37.4%	39.9%	

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
都道府県税及び市町村税の 税収構成比	税収が安定的な地方税体系となっているか。(景気変動等の影響を受けにくい安定した税収が期待できる税目のウェイトが増加しているか。)	(道府県税：決算) 個人道府県民税 17.2% 法人二税 37.2% 地方消費税 16.8% 自動車税 11.5% 軽油引取税 7.1% その他 10.2% (市町村税：決算) 個人市町村民税 29.1% 法人市町村民税 12.6% 固定資産税 44.7% 都市計画税 6.3% その他 7.3%	(道府県税：決算) 個人道府県民税 17.6% 法人二税 39.7% 地方消費税 16.1% 自動車税 10.6% 軽油引取税 6.4% その他 9.6% (市町村税：決算) 個人市町村民税 30.9% 法人市町村民税 14.1% 固定資産税 41.9% 都市計画税 5.9% その他 7.2%	(道府県税：決算見込) 個人道府県民税 27.0% 法人二税 36.2% 地方消費税 14.1% 自動車税 9.1% 軽油引取税 5.4% その他 8.2% (市町村税：決算見込) 個人市町村民税 34.1% 法人市町村民税 13.9% 固定資産税 39.7% 都市計画税 5.5% その他 6.8%
地方税の滞納額(累計)の推移	徴収体制の強化等により、滞納額(累計)が縮小しているか。	20,376億円	19,245億円	

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

平成20年度地方税制改正における地方法人特別税等の創設、個人住民税における寄附金税制の見直し等の取組は、社会経済情勢の変化に適切に対応したものであり、分権型社会を担う地方税制度の構築にも有効と考えられる。

しかしながら、参考となる指標を見ると地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について抜本的な解決には至っていない状況であり、今後とも、分権型社会を担う地方税制度の構築に向けた取組みを一層強化する必要がある。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

地方財政は巨額の債務残高を抱える一方、少子・高齢化の急速な進展に伴い、少子化対策を含む地方の社会保障関係経費の更なる増嵩が見込まれており、地域福祉の充実に要する財源を、今後、安定的に確保することが求められている。

このため、総務省として更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実に取り組む中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すことなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める必要がある。

この他、地方税法等の制度改正や税務広報、税務統計の実施及び徴収体制の強化等に取り組むことで、引き続き地方自治体の財源の安定的確保を図る必要がある。

(イ) 有効性

地方自治体を含む各種団体からの税制改正要望及び税制調査会等における議論を受け、平成 20 年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置としての地方法人特別税、地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の拡充、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大並びに公益法人制度改革への対応等、税制上の所要の措置を講じることで社会経済情勢の変化に適切に対応した。

なお、参考となる指標のうち、平成 19 年度決算見込みにおける国と地方の税収比は 57.3 : 42.7 となり、平成 18 年度に比べ地方の配分比率が 2.4 ポイント増加することが見込まれている。また、平成 19 年度決算見込みにおける地方税収は 40.4 兆円となり、平成 18 年度に比べ 3.9 兆円増加すると見込まれていること、平成 18 年度の地方税収の人口一人当たり税収額指数（地方税収計）は 3.1 倍となり、平成 17 年度に比べ 0.1 ポイント低下していること等から、毎年度の地方税制度の見直しにより地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について一定の有効性が認められる。

この他、地方税法等の制度改正や税務広報、税務統計の実施により、平成 17 年度における地方税の滞納額（累計）は 20,376 億円であったが、平成 18 年度では 19,245 億円に縮減されるなど、納税環境の整備及び徴収体制の強化について一定の有効性が認められる。

(ウ) 効率性

各府省庁から税制改正に係る要望を受けるに当たって、各府省庁の政策評価の結果の適切な活用に務めたことにより、政策評価と非課税等特別措置の連携を強化し、各府省庁からの税制改正要望ヒアリングの効率化を図った。

なお、平成 20 年度税制改正にあたっては、非課税等特別措置について、各府省庁の政策評価も踏まえつつ、各税目にわたる検証を行った結果、廃止 15 件、縮減・合理化 15 件、合計 30 件の整理合理化を行った。

この他、税務広報について、政府広報を活用するなど関係省庁と連携することにより媒体の多角的利用が可能となり、ひいては住民の認知度の向上が期待できることから効率性が認められる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

地方財政は巨額の債務残高を抱える一方、少子・高齢化の急速な進展に伴い、少子化対策を含む地方の社会保障関係経費の更なる増嵩が見込まれており、地域福祉の充実に要する財源を、今後、安定的に確保することが必要である。

このため、今後の地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実に取り組む中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すことなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。

今後、この基本方針に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保について、これまでの地方税制の見直しにより一定の成果が見られるものの、抜本的な解決には至っていない状況にある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 毎年度の地方税制度の見直し</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税制の企画・立案 ・地方税の資料の整備 ・地方税の広報 ・地方税の徴収事務助言等 	見直し・改善の方向性	地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すことなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組んでいく。
	(予算要求)	現状維持。
	(制度)	社会・経済情勢や財政状況の変化等を踏まえ、地方税制度の見直しを行うことを考えている。
	(実施体制)	地方法人特別税の創設等の平成 20 年度地方税制度改正を確実に執行する等のため機構・定員要求を検討。

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

税制調査会の「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方(平成19年11月)」等の累次の答申等を政策の課題と取組の方向性の把握に活用した。

また、総務省の政策評価に関する有識者会議(平成20年6月3日開催)において、この政策の評価の方向性に関し、意見をいただき、本評価に活用した。

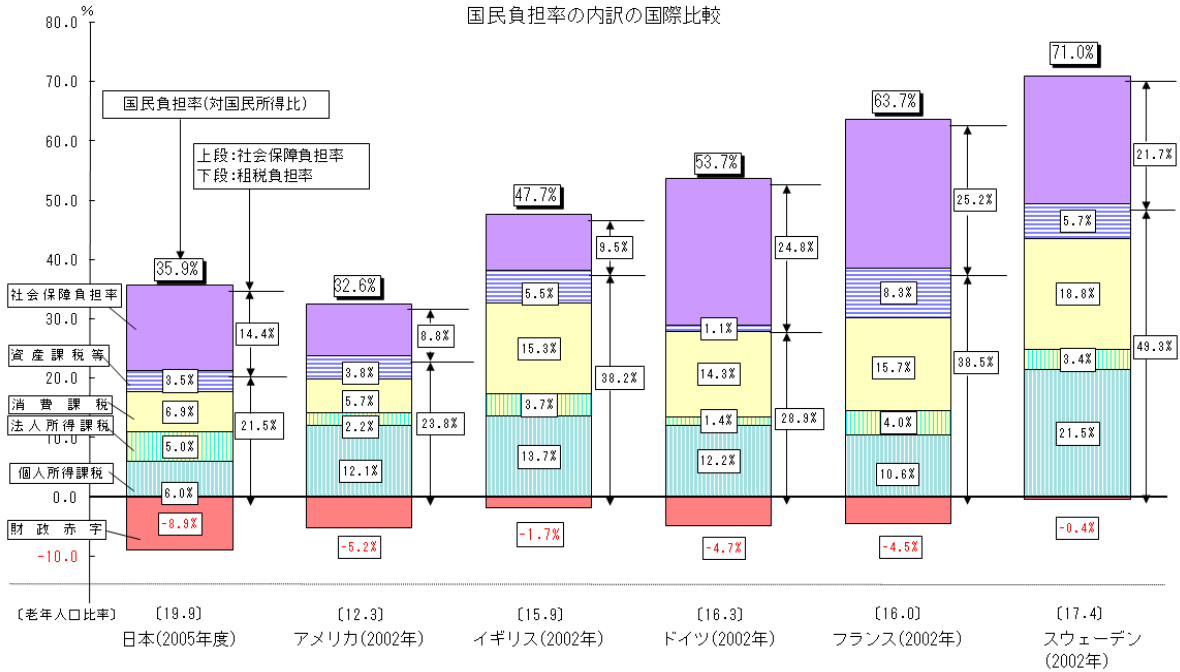
(2) 評価に使用した資料等

- ・平成20年度地方税制度改正について(平成20年5月)
<http://www.soumu.go.jp/czaisei/czais.html>
- ・経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月)
<http://www.keizai-shimon.go.jp/cabinet/2007/index.html>
- ・平成20年度与党税制改正大綱(平成19年12月)
<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2007/seisaku-031.html>
- ・各種統計指標

(別紙)

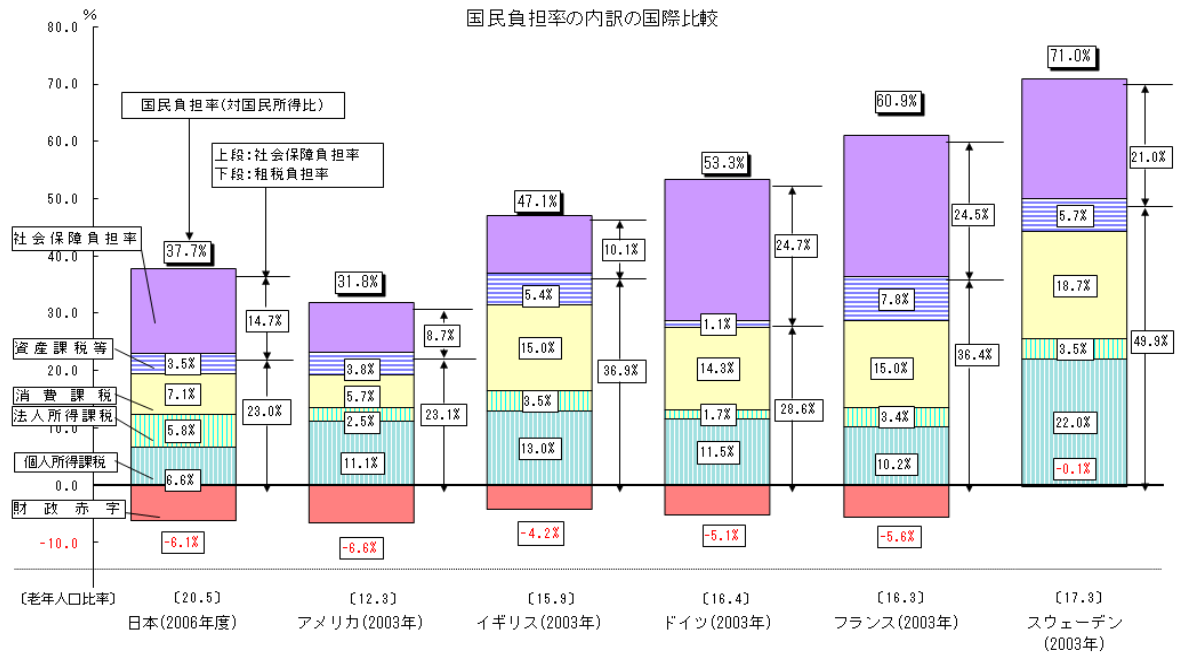
国民負担率の内訳の国際比較 (平成17年度～平成19年度)

平成17年度



- (注) 1. 日本は17年度(2005年度) 予算案ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-2008(OECD)」、「National Accounts 1991-2002(OECD)」等により作成。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(5.0%)の内訳は国税3.1%、地方税2.0%
 4. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 5. 老年人口比率については、日本は2005年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年(2002年)1月推計)による)、その他の国は2000年の数値(国連推計による)に基づく。
 6. 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

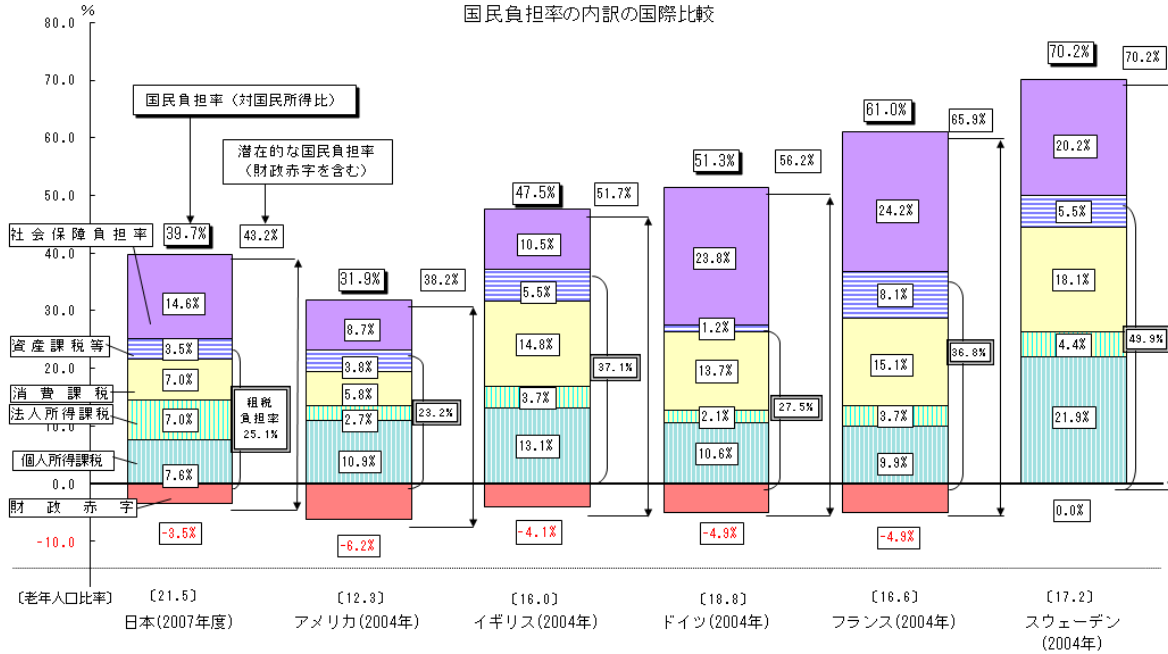
平成18年度



- (注) 1. 日本は18年度(2006年度) 予算案ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-2004(OECD)」、「National Accounts 1991-2003(OECD)」等により作成。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(5.0%)の内訳は国税3.5%、地方税2.3%
 4. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 5. 老年人口比率については、日本は2006年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年(2002年)1月推計)による)、その他の国は2000年の数値(国連推計による)に基づく。
 6. 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

平成19年度

国民負担率の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は19年度(2007年度)予算案ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1985-2005(OECD)」、「National Accounts 1993-2004(OECD)」等により作成。
 2. 税金負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 日本の法人所得課税の税金負担率(7.0%)の内訳は国税4.3%、地方税2.7%
 4. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 5. 老年人口比率については、日本は2007年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、その他の国は2005年の数値(国連推計による)に基づく。
 6. 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局 選挙部 選挙課、管理課、政治資金課

評価年月 平成20年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策8 選挙制度等の適切な運用

（政策の基本目標）

選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。

（政策の概要）

社会のニーズ、選挙の執行等から明らかとなった問題に対して調査検討を行い、その結果等を踏まえ、所管法令の整備を図ることによって、国民権主義に則した選挙制度の確立を図る。

選挙等の管理執行に関する統計調査等を行うことにより、選挙等の管理執行に関する問題を把握し、問題を検証することで選挙等の管理執行体制の改善を図るとともに、調査結果を踏まえた投票参加の呼びかけや制度周知により、自発的な投票参加の向上及び選挙違反の排除に努め、もって公明かつ適正な選挙執行の実現を図る。

政治資金収支報告書の公表等の実施により、政治活動に関する国民の不断の監視と批判を可能ならしめ、政治資金の透明性確保を図る。

以上により、民主政治の健全な発達を実現するものである。

（平成19年度予算額）

58,709百万円（うち参議院議員通常選挙経費 58,014百万円）

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

平成18年中に都道府県知事の不祥事が相次いだことを背景として、都道府県知事を中心とする地方公共団体の長の多選問題について、国会や各党各会派など各方面においてその法制化を含めた議論が活発化し、また、いくつかの地方公共団体においては長の多選を禁止する条例案が議会に提出される等の動きが見られた。

平成19年4月に行われた統一地方選挙における長崎市長選挙において、現職の候補者が選挙期間中に殺害された件に関して、仮に候補者の死亡が選挙期日の前日や前々日だったときは、補充立候補が認められないといった状況が生じうること、亡くなった候補者の氏名を書いた期日前投票や不在者投票が大量に無効となったこと等、各方面から様々な指摘がなされた。

参議院議員の任期満了が平成19年7月28日に到来することに伴い、第21回参議院議員通常選挙を執行することとなった。

平成18年末から、収支報告書の虚偽記載、主たる事務所を議員会館としている資金管理団体

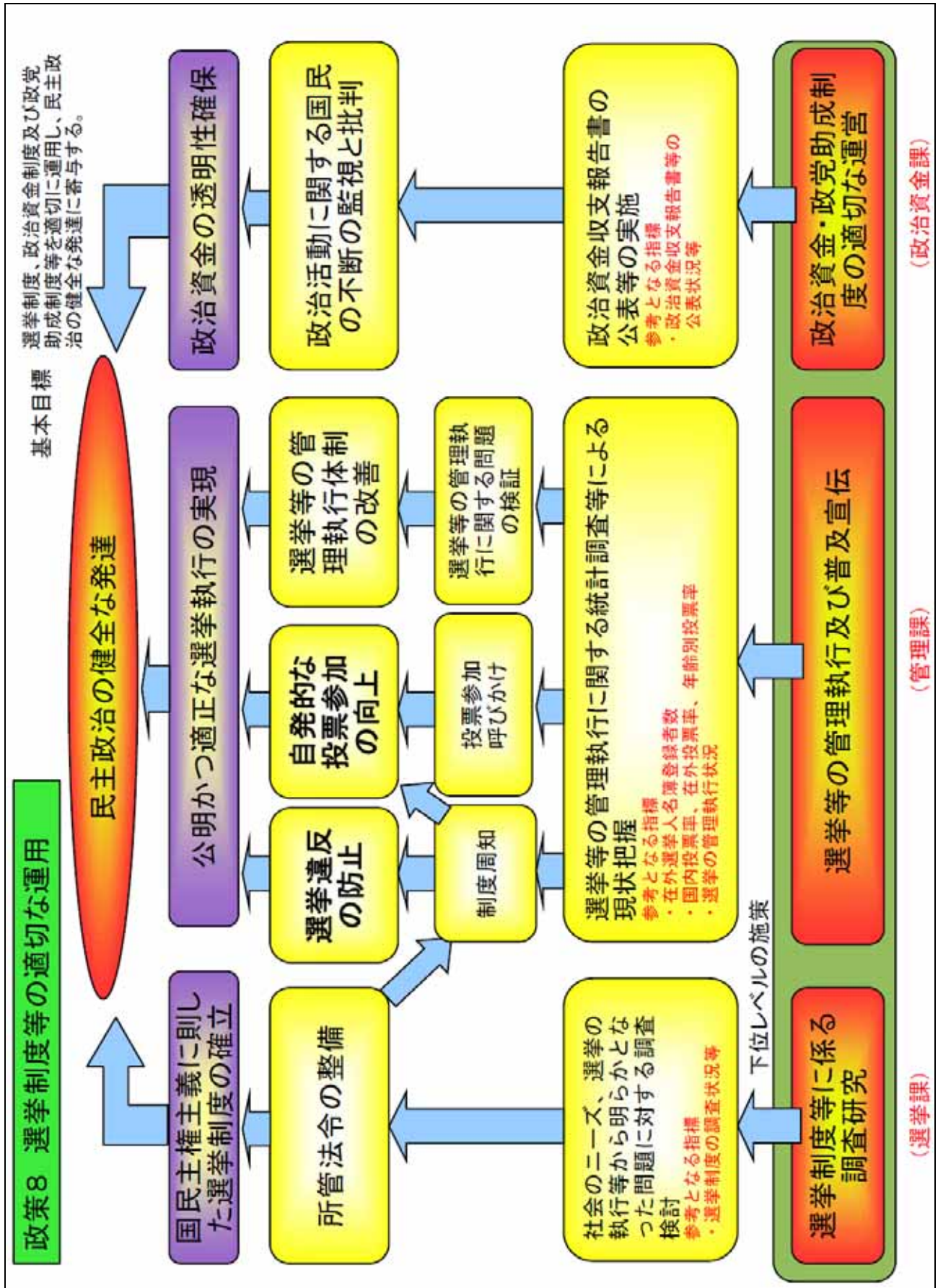
の多額の事務所費や光熱水費の計上等、政治資金の用途に関する問題が大きく取り上げられ、このため、第166回国会では、資金管理団体による人件費以外の経常経費（光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費）についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務づけなどを内容とする政治資金規正法の改正案が可決成立した。さらに、第168回国会において、国会議員が関係する政治団体を明確にした上で、この範囲に該当する政治団体の支出に係る収支報告の適正の確保及び透明性の向上のため、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、収支報告書への明細を記載する基準額の引下げ等を内容とする政治資金規正法の改正案が可決成立した。

（２）関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

該当なし

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	19年度
選挙制度の調査状況等	選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対して、調査検討を行い、社会のニーズ等に対応しているか。	<p>首長の多選関係</p> <p>平成18年中に都道府県知事の不祥事が相次いだことを背景として、都道府県知事を中心とする地方公共団体の長の多選問題について、国会や各党各会派など各方面においてその法制化を含めた議論が活発化し、また、いくつかの地方公共団体においては長の多選を禁止する条例案が議会に提出される等の動きが見られたことに伴い、学識経験者を構成員とする「首長の多選問題に関する調査研究会」(平成18年12月1日～平成19年5月30日)を設け、多選制限が憲法上許容されるか否かについて検討が行われた。</p> <p>補充立候補等関係</p> <p>平成19年4月に行われた統一地方選挙における長崎市長選挙において、現職の候補者が選挙期間中に殺害された件に関して、仮に候補者の死亡が選挙期日の前日や前々日だったときは、補充立候補が認められないといった状況が生じること、亡くなった候補者の氏名を書いた期日前投票や不在者投票が大量に無効となったこと等、各方面から様々な指摘がなされたこと等に伴い、学識経験者や選挙管理委員会の実務者を構成員とする「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」(平成19年5月14日～平成19年10月29日)を設け、選挙期間中に候補者が死亡した場合における補充立候補制度のあり方、選挙期間中に候補者が死亡した場合におけるそれまでに行われた期日前投票・不在者投票の取扱い等について検討が行われた。</p>

指標等	分析の視点	13年度 (第19回参議院議員 通常選挙)	16年度 (第20回参議院議員 通常選挙)	19年度 (第21回参議院議員 通常選挙)
在外選挙人名簿登録者数	在外選挙制度の周知や在外選挙人登録の促進が図られているか。	73,651人	80,885人	102,551人
選挙の管理執行状況(管理執行問題件数、電子機器利用状況、障害者対策投票所数及び期日前投票所数等)	<ul style="list-style-type: none"> 選挙が問題なく管理執行されているか。 選挙管理執行事務が効率的に処理されているか。 期日前投票所の増加やバリアフリー対策を要する施設の減少によって選挙人の利便性が確保されているか。 	管理執行問題件数 76件 電子機器利用状況 (投票所入場券バーコード化) 10.47% (投票用紙計数機) 84.45% 期日前投票制度は平成16年度から実施 <ul style="list-style-type: none"> 入口に段差のある期日前投票所割合 - 入口に段差のある投票所割合 67.61% 入口と同一フロアに設置できない期日前投票所割合 - 入口と同一フロアに設置できない投票所割合 2.40% 	管理執行問題件数 63件 電子機器利用状況 (投票所入場券バーコード化) 22.37% (投票用紙計数機) 83.30% 期日前投票所数 4,486箇所 <ul style="list-style-type: none"> 入口に段差のある期日前投票所割合 22.76% 入口に段差のある投票所割合 63.76% 入口と同一フロアに設置できない期日前投票所割合 23.70% 入口と同一フロアに設置できない投票所割合 2.65% 	管理執行問題件数 83件 電子機器利用状況 (投票所入場券バーコード化) 50.03% (投票用紙計数機) 91.07% 期日前投票所数 4,519箇所 <ul style="list-style-type: none"> 入口に段差のある期日前投票所割合 14.08% 入口に段差のある投票所割合 55.34% 入口と同一フロアに設置できない期日前投票所割合 22.63% 入口と同一フロアに設置できない投票所割合 1.98%
国内投票率(比例)	様々な要因によって左右されるものであるが、より多くの国民が選挙制度を理解し、自発的に投票に参加しているか。	56.44%	56.57%	58.67%
在外投票率(比例)		29.94%	25.52%	23.59%
年齢別投票率(抽出)		20~24歳 31.36% 65~69歳 76.07%	20~24歳 31.51% 65~69歳 75.43%	20~24歳 32.82% 65~69歳 77.72%

上記における参考となる指標は、総務省が作成する参議院議員通常選挙結果調から引用した。
 なお、平成19年度分については、速報値であり、今後異動する可能性がある。

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
政治資金収支報告書等の公表状況等	収支報告書の定期公表時において、毎年、例年と同水準の公表率(収支報告書の提出率)を確保できているか。 (国民の監視と批判の下、政治活動が行われるようにするという法の趣旨を実現するために必要。)	83.7% (4,088団体/ 4,884団体)	83.6% (3,887団体/ 4,649団体)	84.5% (3,853団体/ 4,559団体)

上記における参考となる指標は、毎年度発表される報道資料である「政治資金収支報告書の概要」から引用した。

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

国民主権主義に則した選挙制度の確立について

地方公共団体の長の多選制限について憲法論に焦点を当て調査研究を行う研究会及び補充立候補制度や法定得票数を得た候補者がなかった場合の対応について検討する研究会を発足させ、平成19年度中にその結論を得ており、各方面からの指摘等を踏まえて、所管法令の問題を調査し、法令整備における一つの指針を示すことができたことから、有効性等が認められる。

公明かつ適正な選挙執行の実現について

第21回参議院議員通常選挙を執行し、いくつかの今後の課題はあったものの、選挙の管理執行の効率化及び選挙人の利便性の向上が図られ滞りなく選出手続を終了することができたため、有効性等が認められる。

また、様々な要因によって左右されるものであるが投票率についても前回、前々回の通常選挙を上回る結果となった。

政治資金の透明性確保について

政治資金収支報告書の定期公表時(総務大臣は、特別な場合を除き政治資金収支報告書が提出された年の9月30日までに公表するものとされている。)における収支報告書の提出率については、平成17年度から平成19年度の3年間、例年と同水準の80%台を確保しているため、有効性等が認められる。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

選挙人が選挙人の自由意思に基づいて公明かつ適正に選挙を行えることを確保することとなり、民主政治の健全な発達に必要な施策であることから、総務省では、地方公共団体の選挙管理委員会の協力の下、選挙制度等に係る調査研究に基づく法令改正の検討、公職選挙法制に則した選挙制度の管理執行及び普及宣伝を実施していく必要がある。

また、政治資金・政党助成制度の運営については、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金収支報告書の公開等を実施することにより政治活動の公明と公正を確保するものであり、選挙制度と同様に、民主政治の健全な発達に不可欠な施策であることから、総務省においては、地方公共団体の選挙管理委員会の協力の下、制度の適切な運営を実施していく必要がある。

(イ) 有効性

選挙制度等に係る調査研究について

平成18年中に都道府県知事の不祥事が相次いだことを背景として、都道府県知事を中心とする地方公共団体の長の多選問題について、国会や各党各会派など各方面においてその法制化を含めた議論が活発化し、4選以上は公認・推薦しないという政党の方針が示されたり、また、いく

つかの地方公共団体においては長の多選を禁止する条例案が議会に提出されたりといった動きが見られた。

そこで、学識経験者を構成員とする「首長の多選問題に関する調査研究会」を設け、多選制限が憲法上許容されるか否か、どのような内容であれば憲法上許容されるのか等について、6回の会合を開催し、法律を根拠とする地方公共団体の多選制限は必ずしも憲法に違反するものとはいえず、すぐれて立法政策に属する問題として位置づけられるという見解がとりまとめられた。

また、平成19年4月に行われた統一地方選挙における長崎市長選挙において、現職の候補者が選挙期間中に殺害された件に関して、仮に候補者の死亡が選挙期日の前日や前々日だったときは、補充立候補が認められないといった状況が生じること、亡くなった候補者の氏名を書いた期日前投票や不在者投票が大量に無効となったこと等、各方面から様々な指摘がなされた。

同じく平成19年4月に行われた統一地方選挙における宮城県加美町長選挙において、いずれの候補者も法定得票数を得られず再選挙が行われた件に関して、決選投票制度の導入について指摘がなされた。

そこで、学識経験者や選挙管理委員会の実務者を構成員とする「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」を設け、選挙期間中に候補者が死亡した場合における補充立候補制度のあり方、選挙期間中に候補者が死亡した場合におけるそれまでに行われた期日前投票・不在者投票の取扱い、地方公共団体の長において法定得票数を得た候補者がなかった場合の対応について、6回の会合を開催し、地方公共団体の長の選挙において公職の候補者等が死亡等した場合の補充立候補届出期間の延長、選挙期日を延期する日数の延長について、具体的な提言がなされた。

このように、各方面からの指摘等を踏まえて、所管法令の問題を調査し、法令整備における一つの指針を示すことができたため、本施策は、有効性があったと認められる。

選挙等の管理執行及び普及宣伝について

参議院議員の任期満了が平成19年7月28日に到来することに伴い、第21回参議院議員通常選挙を執行した。

選挙の管理執行面においては、投・開票事務における電子機器の普及、期日前投票所の増加及び投票所におけるバリアフリー対策の進展等により、選挙の管理執行の効率化及び選挙人の利便性の向上が図られている。また、選挙の管理執行については、管理執行上問題となった事例が60~80件台で推移しているが、選挙結果に影響を及ぼす事態は発生していない。

一方、投票参加については、在外投票が今回の参議院議員通常選挙から選挙区選挙においてもできることとなったこともあり、在外選挙人名簿登録者数は100,000人を超えた。

また、天候、選挙の争点及び候補者の顔ぶれ等様々な要因によって左右されるものであるが、国内投票率は前回、前々回の投票率を上回った。

以上のことから、本施策は、公明かつ適正な選挙執行の実現に寄与しており、有効性があったと認められる。

政治資金制度の適切な運営について

政治資金収支報告書の定期公表時における公表率（収支報告書の提出率）は、平成17年度か

ら平成19年度の各年度において例年と同水準の80%台を確保していることから、本施策は、政治資金の透明性確保に寄与しており、有効性があったと認められる。

(ウ) 効率性

選挙制度等の適切な運用を実施していくに当たり、最も多額の予算を要する施策は、国政選挙の管理執行に係るものである。

参議院議員通常選挙の執行経費は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に基づいて計上されているものであるが、第21回参議院議員通常選挙が執行されるに先立って、最近における公務員給与の改定、諸物価の変動及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、平成19年3月に所要の改正を行い、地方公共団体委託費について約30.5億円(前回基準比5.5%減)の節減を図ったところであり、効率性があったと認められる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

研究会における検討結果や各党各会派における議論等も踏まえながら、制度改正を検討する。

選挙の管理執行面においては、電子機器の普及、期日前投票所の増加及び投票所におけるバリアフリー対策の進展等により、管理執行の効率化、選挙人の利便性の向上が図られていると考えられるが、引き続き効率化及び投票環境の向上に努めていく必要がある。

また、管理執行上問題となった事例が60~80件台で推移しており、選挙の管理執行体制の一層の改善が図られるよう、適時・適切に助言をしていくことが必要である。

投票率の向上については、国民一人一人が主権者として強い自覚と高い政治意識を持って選挙に積極的に参加することができるよう、長期的視野に立って取り組んでいく必要がある。特に近年、20代、30代の投票率の低水準が課題であり、若年層の選挙に対する意識の高揚に努める取組が必要である。

政治資金収支報告書の定期公表時における公表率(収支報告書の提出率)は、平成17年度から平成19年度の各年度において80%台を確保しているが、引き続き高い水準を維持していく。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 各方面からの指摘を踏まえ、選挙制度に関する研究会を設置するとともに、研究会の報告書で示された方向性の実現に向けて対応を行っていく必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 選挙制度等に係る調査研究</p> <p>【主な事務事業】 ・選挙制度の企画立案 ・選挙制度等の調査研究に要する経費</p>	見直し・改善の方向性	研究会における検討結果や各党各会派における議論等も踏まえながら、制度改正を検討。
	(予算要求)	継続的な取組
	(制度)	報告書や各党各会派における議論等も踏まえながら対応
	(実施体制)	継続的な取組
<p>【課題】 在外選挙人名簿登録者数は100,000人を超えたが、未登録者が多く、投票率も低水準にあることから、引き続き効果的な周知啓発を実施していく必要がある。 有権者全体の投票率は上昇したものの、20代、30代の投票率が低水準にあることから、若年層を対象にした効果的な啓発方法を検討する必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 選挙の管理執行及び普及宣伝</p> <p>【主な事務事業】 ・明るい選挙の推進事業 ・明るい選挙の運営指導 ・政治改革に関する周知</p>	見直し・改善の方向性	<p>在外選挙制度については、公職選挙法の一部改正により衆議院議員及び参議院議員の比例代表選挙だけでなく、選挙区選挙にも投票できるなど対象となる選挙が拡大されたことから、制度周知及び投票参加の呼びかけに努めてきたが、在外選挙人名簿登録者数及び投票率は依然として低水準にあるため、引き続き効果的な周知啓発を行っていく。</p> <p>また、有権者全体の投票率については、低下傾向に歯止めがかかったと見られるものの、年齢別に見ると、依然として20代、30代の投票率が低水準にあることから、若年層における政治・選挙に対する意識の高揚を図るため、効果的な方法の検討を行い、実施していく。</p>
	(予算要求)	在外選挙制度について、引き続き制度周知及び投票参加の呼びかけに努めるとともに、低投票率にある若年層の政治・選挙への意識の高揚を図るため、所要の予算措置が必要である。
	(制度)	制度普及に努めるもので制度改正は不要
	(実施体制)	現行体制で実施することを検討

今後の課題	取組の方向性	
【課題】 定期公表時における公表率（収支報告書の提出率）について、例年と同程度の水準を維持する。 【下位レベルの施策名】 政治資金・政党助成制度の適切な運営 【主な事務事業】 政治資金関連事務	見直し・改善の方向性	定期公表時における公表率（収支報告書の提出率）について、例年と同程度の水準を維持する。
	(予算要求)	今後、政治資金規正法の改正により見込まれる組織体制の強化に対応するため、執務室の整備等、必要な予算要求を今年度以降行っていきたいと考えている。
	(制度)	今後、政治資金規正法の改正を受け、必要な政省令の改正を行う予定である。
	(実施体制)	今後、政治資金規正法の改正により、収支報告書の審査や情報公開請求への対応において事務量が増加するものと見込まれるため、必要な機構・定員要求を今年度以降行っていきたいと考えている。

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

以下の研究会における意見・議論を基本目標の達成状況等の分析等に活用した。

首長の多選問題に関する調査研究会（平成18年12月1日～平成19年5月30日）

座長：高橋和之（明治大学法科大学院教授）

座長代理：岩崎美紀子（筑波大学大学院人文社会科学研究科教授）

委員：金井利之（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

齋藤誠（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

只野雅人（一橋大学大学院法学研究科教授）

横道清孝（政策研究大学院大学教授）

補充立候補制度等のあり方に関する研究会（平成19年5月14日～平成19年10月29日）

座長：蒲島郁夫（東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授（当時））

座長代理：只野雅人（一橋大学大学院法学研究科教授）

委員：谷口将紀（東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授） 他

(2) 評価に使用した資料等

- ・ 首長の多選問題に関する調査研究会

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/tasen/index.html

- ・ 補充立候補制度等のあり方に関する研究会
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/hoju/index.html
- ・ 第 21 回参議院議員通常選挙結果調（ホームページは概要のみ）
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin21/index.html
- ・ 第 20 回参議院議員通常選挙結果調（ホームページは概要のみ）
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin20/index.html
- ・ 第 19 回参議院議員通常選挙結果調（ホームページは概要のみ）
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin19/index.html
- ・ 平成 18 年分政治資金収支報告の概要
http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070914_4.pdf
- ・ 平成 17 年分政治資金収支報告の概要
http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060908_1_seiji-shikin.pdf
- ・ 平成 16 年分政治資金収支報告の概要
http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/050930_2_01.pdf

平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政管理局行政情報システム企画課、

自治行政局地域情報政策室

評 価 年 月 平成20年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策9 電子政府・電子自治体の推進

（政策の基本目標）

電子政府の推進

電子政府の推進により、利用者にとって使いやすく利便性を実感できるサービスを実現するとともに、簡素で効率的な政府の実現を図る。

電子自治体の推進

電子自治体の推進による便利で効率的な行政の構築により、自治体行政の効率化・住民サービスの向上を図る。

（政策の概要）

電子政府の推進

「電子政府推進計画」（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成19年8月24日一部改定）等に基づき、国民の利便性・サービスの向上及びIT化に対応した業務改革を目指すものである。

（ア）国民の利便性・サービスの向上

行政手続におけるオンライン利用を促進し、「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）で掲げた「オンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」との目標を達成するため、各府省において、年間申請等件数の多い（年間10万件以上）手続を中心とした165手続を対象に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づいて、集中的にオンライン利用の促進を図るものである。

（イ）IT化に対応した業務改革

行政運営の簡素化・効率化・合理化を戦略的・横断的に推進するため、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託などを内容とする最適化計画を策定の上、業務・システムの最適化に取り組むものである。

電子自治体の推進

すべての国民がITの恩恵を享受し、生活の利便の向上を実感できるようにするとともにIT活用による行政運営の効率化を一層推進していくために、「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、国民に身近な行政サービスを提供している地方公共団体の取組が

国における電子政府構築の取組と歩調を合わせて実施されるよう、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備等に対する電子自治体構築のための支援を着実にやっていくものである。主要な取組については、以下のとおり、

(ア) 地方公共団体におけるオンライン利用促進に向けた取組について

総務省においては、平成18年7月28日に策定した「オンライン利用促進指針」や「オンライン利用促進マニュアル」を情報提供することにより、地方公共団体がこれらを参考にして主体的にオンライン利用促進策を推進するための支援やフォローアップを行っている。また、平成19年度の取組として、「電子自治体の推進に関する懇談会」の下にオンライン利用促進ワーキンググループを設置し、「携帯電話を活用した電子申請システムの構築」及び「地方公共団体における証明書等の電子交付等」に関連した報告書を作成し、地方公共団体へ情報提供、周知等を行ったところである。

(イ) 共同アウトソーシング等の推進について

共同アウトソーシングとは、複数の自治体が共同して電子自治体業務の外部委託(アウトソーシング)を行うことにより、民間のノウハウも活用し、低コストで高いセキュリティ水準のもと共同データセンターにおいて情報システムの運用を行うものであるが、総務省においては、専門家等の派遣による人材サポートによる導入支援を行ったりするなど共同アウトソーシングを導入しようとする地方公共団体に対し情報提供や助言により支援を行っている。

(ウ) 個人情報保護・情報セキュリティ対策強化の取組について

総務省においては、個人情報保護・情報セキュリティ対策強化の取組について、地方公共団体が取り組めるよう、個人情報保護条例や情報セキュリティポリシーなどの制度整備の推進や実効性確保等のため情報セキュリティ監査や研修の支援などにより、地方公共団体に対し情報提供や助言により支援を行っている。

(平成19年度予算額)

8,565百万円

2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

電子政府の推進

電子政府に関しては、これまでの取組を踏まえ、「IT新改革戦略」において、ITの構造改革力を追及して、行政・企業・個人が効率的かつ意義深く活動するための取組として、行政手続オンライン利用の促進や行政事務・システムの最適化等を推進することにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、高度化及び透明性の向上を図り、「世界一便利で効率的な電子行政」の実現を目指すこととされているところ。現在、飛躍的にオンライン利用率を向上させるために、新たな目標の設定、オンライン手数料の引下げや添付書類の削減等の抜本的改善策などについて検討中であり、電子申請・電子処理を原則とすることや国民がよく利用する手続を重点的に改善することなどについても議

論しているところ。

電子自治体の推進

「IT新改革戦略」において「世界一便利で効率的な電子行政」の実現を目指すこととされており、IT活用によるすべての国民による生活の利便の向上の実感、行政運営の効率化の推進を図るため、引き続き地方公共団体の情報化の取組を進める必要がある。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)

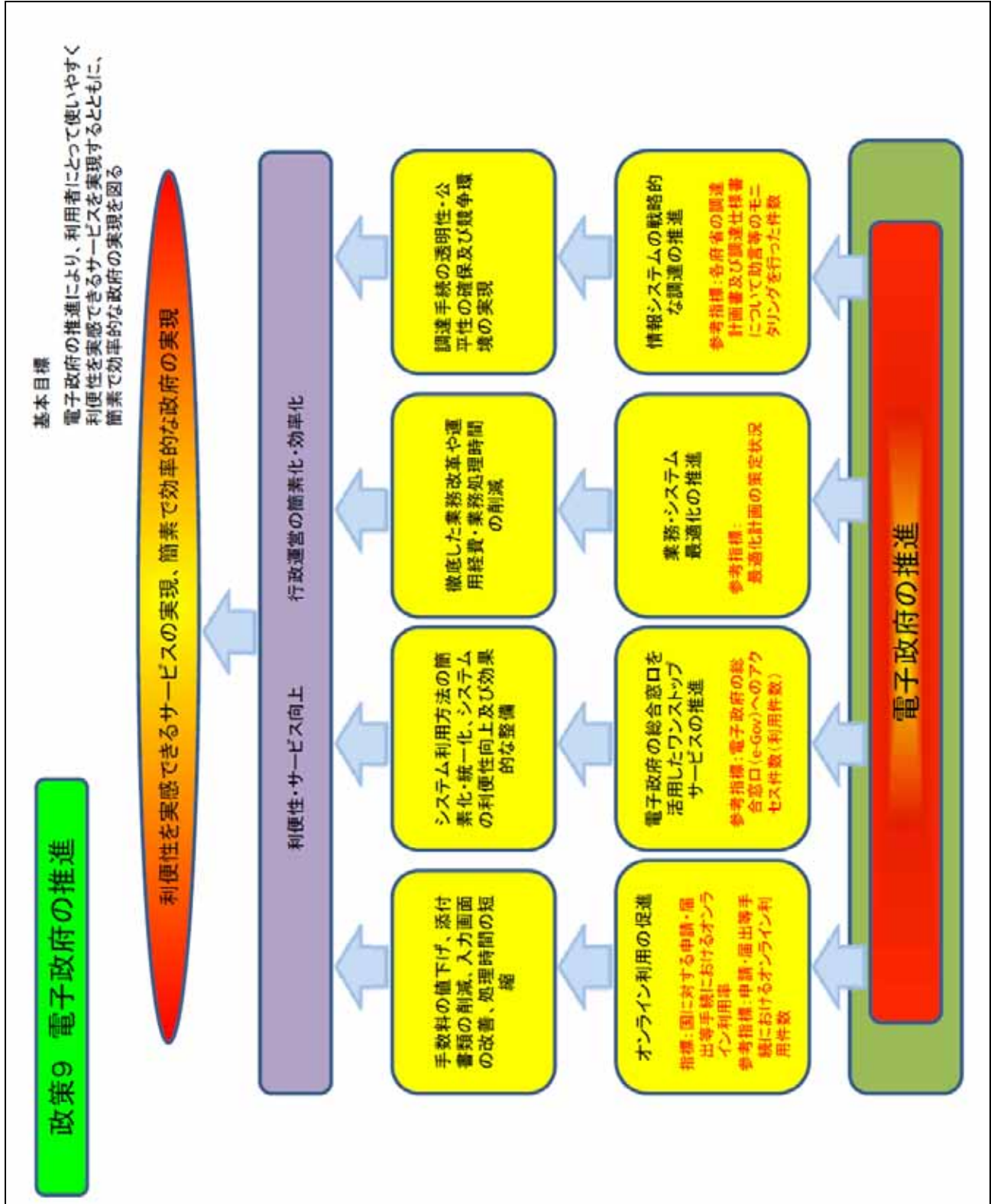
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	IT新改革戦略に基づき、・・・役所に対する電子申請の利用拡大などを進め、高い信頼性と安全性が確保され、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる社会をつくってまいります。
IT新改革戦略	平成18年1月19日 IT戦略本部決定	国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする。
第1次情報セキュリティ基本計画	平成18年2月2日 情報セキュリティ政策会議決定	地方公共団体においては、政府機関の取組みも踏まえながら情報セキュリティ対策の強化を図ることが必要である。
重点計画 - 2007	平成19年7月26日 IT戦略本部決定	利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現、業務・システム最適化の推進
電子政府推進計画	平成19年8月24日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定(改定)	利用者視点に立った手続の見直し・改善等を進め、国に対する申請・手続等手続のオンライン利用率を50%以上とする。システム運用経費の削減や業務処理時間の削減等最適化の効果の可能な限り早期の実現を図るとともに、更なる効果の向上を図る。

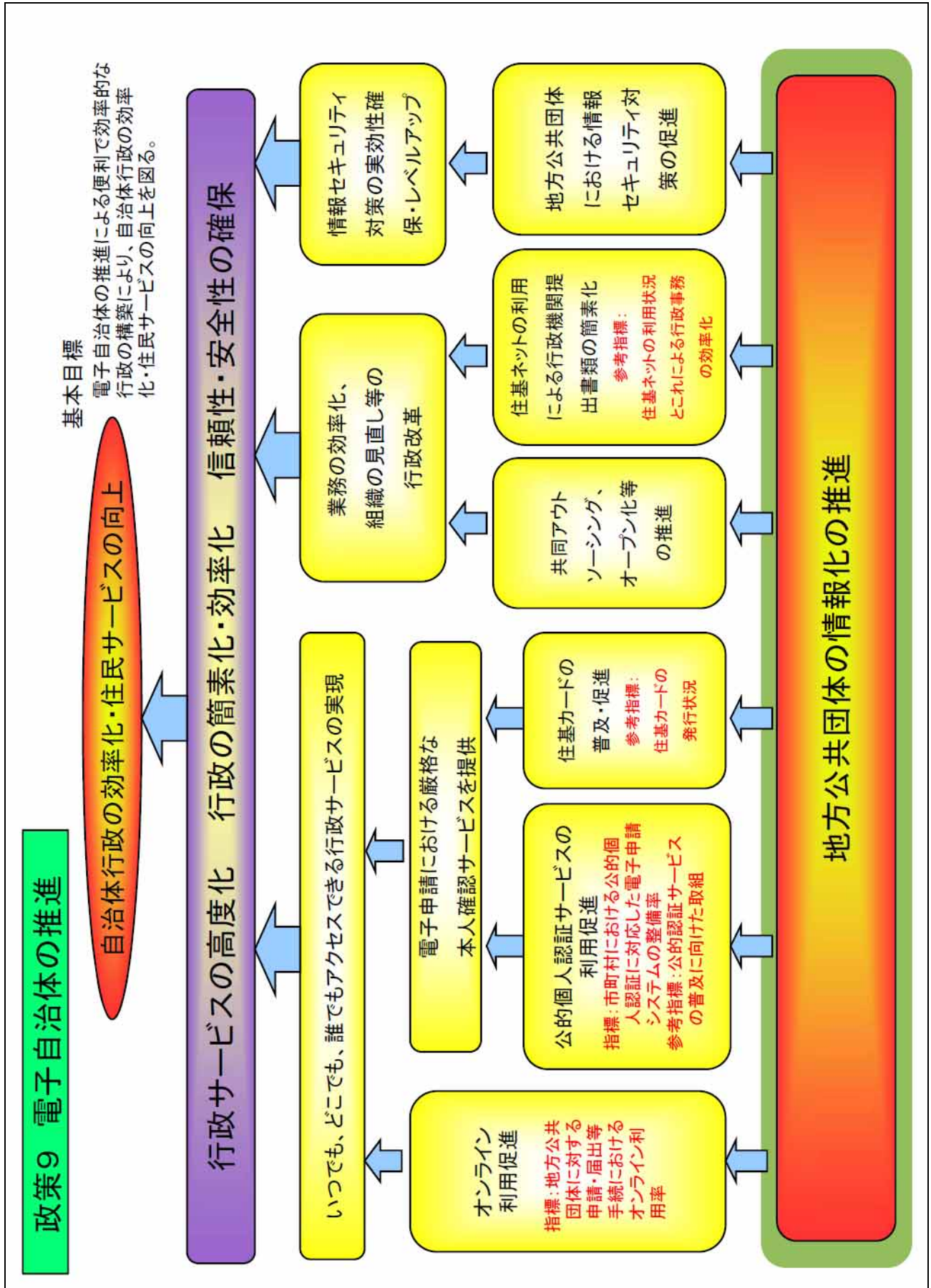
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
IT 政策ロードマップ	平成 20 年 6 月 11 日 IT 戦略本部決定	<p>国の行政手続に関し、別添「国の行政手続のオンライン利用促進に関する取組方針」に基づき、取組の対象手続を重点化し、新たな目標を設定するとともに各手続ごとに添付書類の省略、手数料の引下げ等の具体的な改善措置を定めた上で、政府全体としての行動計画を本年 8 月末までにとりまとめ、IT 戦略本部で決定する。</p> <p>地方公共団体の手続についても、オンライン利用へのインセンティブを付与し、各種証明書等のペーパーレス化を推進するための具体的方策等を地方公共団体に対して提示し、オンライン利用の一層の促進を図る。</p>

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）

電子政府の推進





(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
国に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%以上	22年度	「オンライン利用促進のための行動計画」に基づく改善措置の着実な実施等により、オンライン利用率の向上が図られているか。	11.3%	15.3%	約20% (精査中)
地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%	22年度	オンライン利用率の向上が図られているか。	11.3%	17.5%	(集計中)
市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	22年度	市町村において、公的個人認証に対応した電子申請システムの整備が進んでいるか。		31.5%	32.8%

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	「オンライン利用促進のための行動計画」に基づく改善措置の着実な実施等により、オンライン利用件数の増加が図られているか。	約9,400万件	約1億2,400万件	約1億6,900万件 (精査中)
電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)	国の行政ポータルサイトであるe-Govが、実際に利用されているか。	約2,700万件	約3,700万件	約5,200万件
最適化計画の策定状況	業務・システムの合理化等を内容とする計画が、適切に策定されているか。	最適化計画 76分野を策定済	最適化計画 83分野を策定済	最適化計画 84分野を策定済

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
調達指針に基づき、各府省の調達計画書及び調達仕様書について助言等のモニタリングを行った件数 注	調達指針の趣旨や内容に沿った調達が行われているか。			26件
公的認証サービスの普及に向けた取組	公的認証サービスの普及に向けた取組がどの程度行政事務の効率化に貢献したか。	公的個人認証の信頼性確保及び利便性向上のための取り組みとして、 ・公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会の論点整理公表（2007年5月22日） ・公的個人認証に係る広報啓発などを実施した。		
住基カードの発行状況（各年度末）	電子申請での本人確認として利用できる住基カードが、各年度末においてどの程度交付されているか。	約91万枚	約141万枚	約234万枚
住基ネットの利用状況とこれによる行政事務の効率化	住基ネットの利用状況がどれくらい向上し、行政事務の効率化に貢献したか	約3,000万件	約7,000万件	約9,900万件
		年金について年間約3,000万人分の現況届等が省略され、各種行政手続で年間約440万件の住民票の写しの添付が省略され、行政機関へ提出する書類の簡素化など行政事務の効率化が図られた。		

注) 本指針は平成19年7月1日から適用されており、最適化の対象となっている又は予定価格が80万SDR（1億3,000万円）以上と見込まれる、情報システムの調達が対象。

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果（総括）

電子政府の推進

利便性を実感できるサービスの実現、簡素で効率的な政府の実現を目指し、申請・届出等手続のオンライン利用の促進、業務・システム最適化の推進等の電子政府関連施策に取り組んできた結果、徐々に、オンライン利用率の向上や業務・システム最適化の実施について効果が発現してきたところである。しかしながら、全体としてオンライン利用率の水準は依然として低く、また、年間を通じてオンライン申請が一件も利用されていない手続が全体の約半数を占めているなど、より国民の

視点に立って使い勝手がよく、利便性を国民が実感できるアプローチが必要とされている。更なる効果を上げるため、取組の一層の強化が必要である。

電子自治体の推進

公的個人認証サービスの利用促進、電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進等について、指標の状況や総務省の取組を分析した結果、一定の有効性等があったと認められる。

今後、電子自治体の推進のために、「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、費用対効果等に配慮しながら、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備等に対する電子自治体構築のための支援の一層の強化が必要である。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

電子政府の推進

IT新改革戦略において、世界一便利で効率的な電子行政を目指すべく、オンライン申請50%達成や小さくて効率的な政府の実現が目標として示されているところである。

オンライン利用の促進については、オンライン申請の使い勝手が利用者の視点に立ったものとなっていない等の指摘を踏まえて、添付書類の省略、本人確認方法の簡素化、手数料引下げ、処理時間の短縮等の措置を講じてきた結果、国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率は上昇傾向にある。しかしながら、19年度実績で約20%（精査中）と依然として低調であり、利用者がオンライン利用による利便性・サービスの向上等の効果を実感できるよう、今後、取組の一層の強化が必要である。

また、小さな政府の実現に向けて、業務見直しやシステムの集中化などによる運用経費や業務処理時間の削減効果を明記した業務・システム最適化計画が平成19年度末現在84分野で策定されており、今後はその多くが実施段階に移行することから、PDCAサイクルを通じた取組の更なる推進が必要である。

電子自治体の推進

電子自治体を推進するにあたっては、現在、地方公共団体において電子化の整備や業務・システムの効率化、情報漏洩などへの対策の実効性が十分とはいえず、国民・企業等利用者が利便性・サービスの向上を実感できていないといった課題がある。

総務省ではこれに対応するため、平成19年3月に策定した「新電子自治体推進指針」に基づき、2010年までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現するために、行政サービスの高度化や行政の簡素化・効率化などを重点的に取り組み、また、情報セキュリティ対策の強化などによる信頼性・安全性の確保を推進することによって、地方公共団体の情報化の推進を実施していく必要がある。

(イ) 有効性

電子政府の推進

国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率は上昇傾向にあり、また、下記のとおり一定の効果が発現してはいるものの、19年度のオンライン利用率は約20%（精査中）と依然として低調であり、取組の一層の強化が必要な状況となっている。

- ・ 国に対する申請・届出等手続のうち、「オンライン利用促進のための行動計画」（平成19年3月改定）における利用促進対象手続（年間申請等件数10万件以上の165手続）について、平成19年度の実績をみるとオンライン利用率は約22%（精査中）となっており、同年度のオンライン利用率の目標22%を達成している。
- ・ 電子政府の総合窓口（e-Gov）全体へのアクセス件数は、年々上昇傾向で推移しており、平成19年度実績においては前年の1.4倍の5,000万件超となっている。
- ・ 84分野の業務・システム全体について、最適化計画においては、経費削減効果約1,200億円と試算しているが、平成18年度においては（平成19年度実績は集計中）、経費削減効果が約271億円と当初見込んでいた約258億円を超える効果を上げている。

電子自治体の推進

総務省が実施する電子自治体の推進に有効性があるかについては、行政サービスの高度化、行政の簡素化・効率化、信頼性・安全性の確保についてそれぞれ見ていく必要がある。

まず、行政サービスの高度化は、オンラインの利用促進、公的個人認証サービス利用促進の状況及び住基カードの普及・促進の状況をそれぞれ見ていくこととする。

オンラインの利用推進については、指標「地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率」を見てみると、平成17年度は11.3%、平成18年度は17.5%と向上している。平成19年度は現在集計中であるが、現在行っている施策を確実に実施することにより、更なる利用率の向上が図られるものと考えられることから一定の有効性が認められる。今後は、「IT新改革戦略」で定められた目標値を達成するため、政府方針や地方公共団体の現状を踏まえながら、総務省において利用促進を行っていく必要がある。

公的個人認証サービス利用促進については、地方公共団体において公的個人認証に対応した電子申請システムの整備が進んでいるかを見ることとする。総務省では、利用促進を図るために、信頼性の確保及び利便性の向上のための取組を平成19年度においても引き続き実施したところであるが、指標「市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率」を見ると、市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率は、平成19年度32.8%と前年より進展していることから一定の有効性が認められるが、オンラインの利用促進と同様、今後も推進していく必要がある。

住基カードの普及・促進の状況については、平成19年度に総務省において、住基カードの多目的利用の推進等を実施したところである。国内の発行枚数状況を見ると234万枚（平成19年度）であり、前年度より93万枚の伸びを示しており、普及促進の活動に一定の有効性が認められるが、十分に普及したとは言えない状況である。住基カードが普及しない理由として、一般的

な使いみちが転出転入時等に限られている、引っ越して市町村を移動すると住基カードを引き続き使用できず不便であるなどの意見があることから、このような課題を解消し、住基カードの利便性を高め、住基カードの普及を進めることが、電子自治体の推進並びに住民サービスの向上及び市区町村事務の効率化の観点から必要である。

次に、行政の簡素化・効率化については、共同アウトソーシング等がどのように推進されているか、また、住基ネットの利用状況とこれによる事務の効率化を見ることとする。

地方公共団体の共同アウトソーシング等を支援するため、総務省では、地方公共団体の共同アウトソーシング等を支援するため、平成18年度に引き続き、共同アウトソーシングの推進を支援する専門家や技術者の派遣等の支援を展開したところである。このような取組は既にいくつかの地方公共団体において導入され、事例の蓄積もなされているところであるが、今後も地方公共団体が導入することにより全体的な業務の効率化、組織の見直し等の行政改革が見込まれることから、この取組について有効性があると認められる。

住基ネットについては、総務省において住基ネットを利用することができる事務について、国の行政機関等にその利用を働きかけたこと等により、利用状況は年間9,900万件（平成19年度）となっており、前年度より著しい伸びを見せていることから、施策の有効性があつたと認められる。今後、多くの行政手続において住基ネットの活用がなされることにより、行政機関へ提出する書類の簡素化がなされることが期待される。

さらに、信頼性・安全性の確保については、地方公共団体の情報セキュリティ対策の推進状況を見ていくこととする。総務省では、地方公共団体の情報セキュリティ対策の水準向上へむけた取組を支援するために、平成18年9月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、平成19年7月に「地方公共団体情報セキュリティ監査ガイドライン」の全部改定を行った。

当該取組の有効性を検証するため、地方公共団体の情報セキュリティ対策の状況を見てみると、情報セキュリティポリシーの策定状況は都道府県で100%、市区町村で96.8%（平成19年4月時点）と高い水準となっており、情報セキュリティ監査の状況を見ても内部監査の実施率は都道府県87.2%、市町村28.6%（平成19年度）と徐々に整備されつつあり、情報セキュリティ対策の実効性確保やレベルアップがなされてきていると考えられるため、この取組について有効性があると認められる。

（ウ）効率性

電子政府の推進

政府全体の業務・システムの最適化を推進するため、統一的な実施手順の維持・管理や各府省に共通する課題の分析・解決方法について検討を行うとともに、各府省における知識・経験の共有を図る体制として、民間有識者からなる各府省情報化統括責任者（CIO）補佐官等連絡会議が平成15年末に設置されたところである。また、CIO補佐官の支援・助言等を得て、府省内の電子政府に関する予算・調達の統括や業務・システム最適化等に係る情報の一元管理・共有を担

当するPMO（プログラム・マネジメント・オフィス）が本年7月をもって全府省において整備される予定である。

以上のように、外部の専門家の知識を活用しつつ情報の集約化・共有化を図ることで、政府全体として効率的に最適化に取り組んでいるところである。

電子自治体の推進

基本的に電子自治体に関する国の取組は、国が直接行う施策というよりも、地方公共団体に対して普及啓発を行うとともに、個別の地方公共団体では対応しづらいことを中心に支援を行っていく性格のもので、単に効率性を論点とする議論には馴染みづらい性格を有するものであるが、総務省では、電子自治体に関する施策の企画立案や財政措置等を行い、地方公共団体が電子自治体関連施策を推進する際の参考として「新電子自治体推進指針（平成19年3月20日）」や「携帯電話を活用した電子申請システムの構築」及び「地方公共団体における証明書等の電子交付等」に関する報告書（オンライン利用促進ワーキンググループ報告書（平成20年3月11日））、を示して情報提供を行うなど、各地方公共団体が各々独自に取り組むよりも効率的に、政府の「世界一便利で効率的な電子行政」を実現するという目標を実現するための取組を行っている。

また、平成19年度において、電子自治体に関連する事業のうち、政府方針や地方公共団体の現状に鑑みて、「地方公共団体に対する調査・照会業務システムの開発」については、費用対効果が見込まれない事業の廃止を行ったところである。

5 今後の課題と取組の方向性

（1）政策の課題と取組の方向性（総括）

電子政府の推進

国の行政機関の手續のオンライン利用率は依然として低調であり、オンライン利用促進について、従来にないスピード感をもって抜本的に強化することが必要である。このため、「国の行政手續のオンライン利用促進に関する取組方針」に基づき、取組の対象手續を重点化し、新たな目標を設定するとともに、各手續ごとに添付書類の省略、手数料の引き下げ等の具体的な改善措置を定めた政府全体としての行動計画をとりまとめる。

IT化に対応した業務改革に関しては、最適化計画及び「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」に基づき、最適化の実施、実施の評価等の取組を着実に実施し、最適化計画に掲げる経費削減効果や業務処理時間削減効果の早期発現を図ることが必要である。また、最適化の取組は一過性の取組ではなく、政府全体としての整合性を保ちつつ、PDCAサイクルを通じた業務やシステムの不断の見直しを行うことが必要である。

電子自治体の推進

自治体行政の効率化・住民サービスの向上を図るため、行政サービスの高度化については、地方に対する申請・届出等手續におけるオンライン利用率等をみると、一定の有効性が認められるものの、十分とは言えないことから、今後、政府方針等を踏まえ、地方公共団体に対する支援を一層強化することが必要である。また、行政の簡素化・効率化及び信頼性・安全性の確保については、地

方公共団体においてその取組が着実に浸透してきているといえることから、引き続き推進していく必要がある。

今後は、政府方針や地方公共団体の現状を踏まえつつ、費用対効果に配慮しながら、電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進等に係る予算措置等を一層強化することにより、地方公共団体の支援を行っていく必要がある。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>電子政府の推進</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン利用率は着実に上昇しているものの、依然として低調。オンライン利用促進について、抜本的に強化することが必要。 ・PDCA サイクルによる最適化の取組を更に推進することによって、業務・システムの効率化を進めることが必要。 <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン利用促進推進費 	<p>見直し・改善 の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン利用の更なる促進を図るため、「IT 政策ロードマップ（平成 20 年 6 月 11 日 IT 戦略本部決定）別添の「国の行政手続のオンライン利用促進に関する取組方針」に基づき、取組の対象手続を重点化し、新たな目標を設定するとともに、各手続ごとに添付書類の省略、手数料の引き下げ等の具体的な改善措置を定めた政府全体としての行動計画を本年 8 月末までにとりまとめ、今後はこれに基づき、オンライン利用促進方策を積極的に推進していく。 ・最適化計画及び「業務・システム最適化指針」に基づき、最適化の実施、実施の評価等の取組を着実に実施し、上記を含めた全体の PDCA サイクルを通じた業務やシステムの見直し、効果の早期発現を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・業務・システムの最適化推進費 ・総合窓口システム等整備費 	<p>（予算要求）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子政府における業務・システムの最適化実施、評価等を強力かつ的確に進めていくために、専門的な知見を有する外部専門家を登用するための予算措置が必要。 ・府省共通業務・システム最適化計画の実施、適切な維持・管理に係る予算措置が必要。
	<p>（制度）</p>	<p>便利で効率的な電子政府を実現するため、内閣官房と総務省が協力し、制度的枠組みについて検討し、推進体制や基本原則を定めた電子行政推進法（仮称）の次期通常国会への提出を目指す。</p>
	<p>（実施体制）</p>	<p>（空白）</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p>電子自治体の推進</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの高度化に向け、地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率等を一層高めていく必要がある。 行政の簡素化・効率化及び信頼性・安全性の確保については、地方公共団体においてその取組が着実に浸透してきているが、継続的な推進が必要。 <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>電子自治体の推進</p>	見直し・改善の方向性	<p>今後は、政府方針や地方公共団体の現状を踏まえつつ、費用対効果に配慮しながら、電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進等に係る予算措置等を一層強化することにより、地方公共団体の支援を行っていく。</p>
<p>【主な事務事業】</p> <p>電子自治体構築の促進に関する調査研究事業、周知・啓発事業、地方公共団体への支援事業、住民基本台帳ネットワークに関する事業</p>	(予算要求)	<p>電子自治体におけるオンライン利用促進、業務・システムの効率化、地方公共団体における情報セキュリティ対策の推進、公的個人認証サービスの利活用の検討に係る予算措置が必要。</p> <p>また、今後、新たな住基カードに関する詳細な技術開発等について検討を行い、広報等による周知・啓発等を行うための予算要求を検討。</p>
	(制度)	<p>今後、他の市区町村に引っ越しても住基カードが失効しないこととする制度改正を予定。</p>
	(実施体制)	<p>広報による周知等を引き続き実施</p>

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 政策の背景及び課題等の把握に活用

電子政府の推進

政府全体の仕組みとして、ITに関する外部有識者の知見を活用するため、CIO補佐官制度が設けられた。業務・システムの最適化計画については、CIO補佐官等連絡会議で検討し、必要な指導・助言を行っているところ。総務省の最適化計画についても、例えば、「共同利用システム基盤の業務・システム最適化計画」(平成20年2月13日)の策定に当たり、平成19年11月21日に開催されたCIO補佐官等連絡会議において「最適化の実施に当たっては、参画システムの円滑な運用を行うため、インターフェースの標準化やセキュリティ確保等の運用ルールなどについて十分に調整を行うことが必要」との助言をいただき、最適化実施の検討に役立てたところ。

また、「総務省の政策評価に関する有識者会議」(平成20年6月3日)において、分かりやすいロジック・モデルである旨の発言をいただいたところ。

電子自治体の推進

IT新改革戦略(平成18年1月19日IT戦略本部決定)を目標設定に活用した。また、「公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会」の議論を、評価書のとりまとめの参考とした。

(2) 評価に使用した資料等

電子政府の推進

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070405honbun.pdf>

「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai19/19siryou13_01.pdf

「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070301_5.html

「経済財政改革の基本方針2007について」(平成19年6月19日閣議決定)

<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2007/0619/item1.pdf>

「重点計画2007」(平成18年7月26日IT戦略本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070726honbun.pdf>

「電子政府推進計画」(平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成19年8月24日一部改定)

<http://www.e-gov.go.jp/doc/20070824doc.pdf>

「オンライン利用促進計画のための行動計画」の改定について(平成19年3月30日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議報告)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai23/keikaku.html>

平成18年度における行政手続のオンライン化等の状況

<http://www.e-gov.go.jp/doc/20070803doc.pdf>

IT政策ロードマップ(平成20年6月11日IT戦略本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai46/46gijisidai.html>

電子自治体の推進

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>

「IT新改革戦略 政策パッケージ」(平成19年4月5日IT戦略本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070405honbun.html>

「重点計画-2007」(平成19年7月26日IT戦略本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pc/2006keikaku.pdf>

「個人情報保護条例制定状況調査」(平成18年4月1日現在総務省自治行政局地域情報政策室)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060629_1.html

地方自治情報管理概要(平成19年9月21日総務省)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070921_3.html

平成18年度における行政手続のオンライン化等の状況(平成19年8月3日総務省)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070803_6.pdf

平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報通信政策局技術政策課、通信規格課

評価年月 平成20年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進

（政策の基本目標）

ユビキタスネットワーク社会の実現に向け、情報通信技術の研究開発および標準化を推進する。

（政策の概要）

厳しい財政状況の中、限られた研究開発予算を有効活用し、より多くの研究成果を産み出し、これら成果を実用化へ結びつけていくことが強く求められており、UNS 戦略プログラムに基づき、重点領域の研究開発及び競争的資金制度による研究開発を推進するとともに、当該研究開発成果の普及による国際競争力の確保を図るため、情報通信技術に関する標準化を積極的に推進する。

（平成19年度予算額）

10,952百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

IMD（International Institute for Management Development：国際経営開発研究所）が平成20年5月に発表した国・地域別の国際競争力ランキングでは、我が国は22位になっており、1990年代には世界トップクラスであったことを踏まえると、近年我が国の国際競争力は大きく低下している。

一方で、情報通信産業と経済成長との関係は密接であるとの分析もあり、我が国全体の国際競争力の強化にあたっては、我が国の情報通信分野の国際競争力を強化することが非常に重要な役割を果たすと考えられる。

また、研究開発は製品・サービスといった市場を生み出す源泉であり、国際標準化は研究開発成果の出口の1つであるとともに、世界市場への入り口でもある。

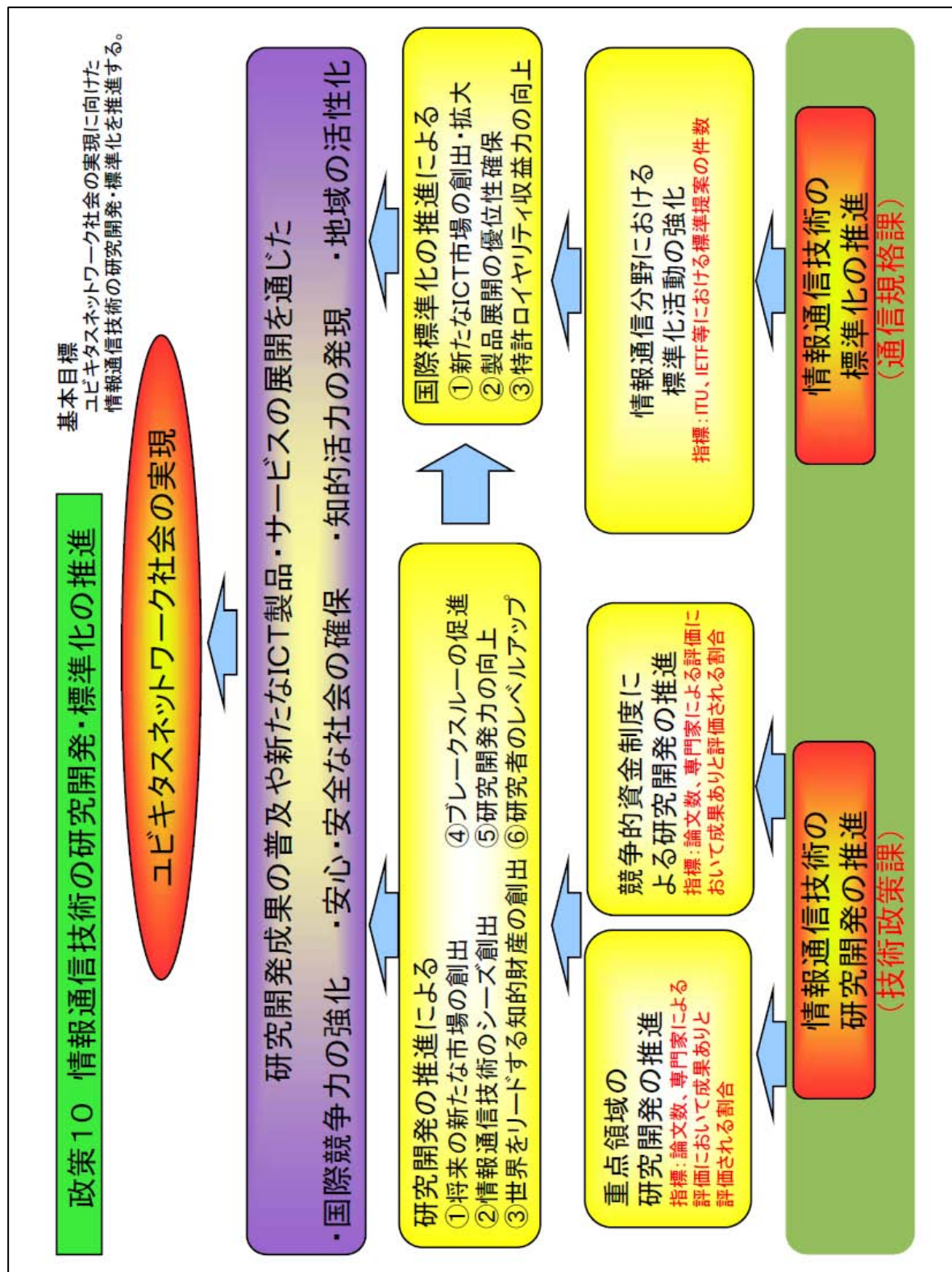
これらを踏まえると、我が国の情報通信分野の国際競争力ひいては、我が国全体の国際競争力を確保する観点から、情報通信技術の研究開発力の強化と研究開発段階から国際標準化活動を意識した取組を強化していくことが極めて重要である。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 169 回国会における福田 内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	これからの日本の成長を支える研究 開発に重点的に予算を配分する
第 166 回国会における安部 内閣総理大臣施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	革新的な技術、製品、サービスなどを 生み出すイノベーションと、アジアなど 世界の活力を我が国に取り入れるオー プンな姿勢により、成長の実感を国民が 肌で感じることができるよう、新成長戦 略を力強く推し進めます。
第 164 回国会における小泉 内閣総理大臣施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	「科学技術創造立国」の実現に向け、 国全体の予算を減らす中、科学技術の分 野は増額し、第三期基本計画を策定して 研究開発を戦略的に実施してまいりま す。

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
論文数	1 課題 あたり 1 件以上	19 年度 (単年度)	実施された研究 開発に基づく成 果が出ているか。 また、その成果が 第三者に PR され ているか。	988 件 (166 課題)	998 件 (161 課題)	1013 件 (概数) (161 課題)
専門家による 評価において 成果ありと評 価される割合	90%	19 年度 (単年度)	実施された研究 開発が第三者で ある外部専門家 の目から見て有 用なものであっ たか。	100%	99%	100%
ITU、IETF 等 における標準提 案の件数	20 件	19 年度 (単年度)	研究開発成果の 国際標準化に向 けた取組が積極 的に行われてい るか。	36 件	64 件	90 件

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果 (総括)

専門家による評価の結果、平成 19 年度に実施された全ての研究開発課題について「成果あり」との結果が得られており、目標（毎年度 80%以上）を達成している。なお、平成 19 年度においては、重点的研究資金制度および競争的研究資金制度により 161 件の研究開発事業が、総額約 110 億円の予算により実施され、論文数が 1013 件(概数)、特許申請数が国内外を合わせ 280 件(概数)に上り、あらかじめ設定した目標値を達成しているなど、着実な成果が見られる。

また、「戦略的情報通信研究開発推進制度（国際技術獲得型研究開発）」などの実施によって、ITU、IETF 等への標準提案が 90 件に上り、あらかじめ設定した目標値を達成するなど、着実な成果が見られる。

以上のとおり、本政策について指標の達成状況を見ると、平成 19 年度に目標年度を迎えた全ての指標において目標を達成していることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組効果が現われていることが認められる。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

持続的発展や国際的地位にふさわしい国を実現するため、国際競争力の維持・強化や経済の活性化等の政策的要請を勘案した科学技術の戦略的重点化が求められている。

この中でも情報通信分野は非常に重要な位置付けにあるが、これまで大きな役割を果たしてきた民間の研究開発については、比較的风险の高い基礎研究から製品開発に重点が移りつつあるなど、我が国の技術競争力は欧米に比べて全体的に低下傾向にある。このため国が基盤的な技術の研究開発を推進することにより、国際競争力の向上を図ることが一層重要となっている。また、これら研究開発成果を基に「国際標準」を獲得することにより、我が国の国際競争力を向上させる取組が必要である。

(イ) 有効性

平成 19 年度に実施された研究開発事業の成果は、『ユビキタスネットワーク（何でもどこでもネットワーク）技術の研究開発』など、「国際競争力の強化」等の目標達成に資するものであり、また、例えば戦略的情報通信研究開発推進制度ではピアレビュー（同僚評価）と総合評価の 2 段階で採択に当たっての評価を行うなど、外部の専門家等による適正かつ公平な評価を経て競争的な環境を保持しつつ、研究開発の多様性を保つようにするなどの確な制度運用が行われており、有効性がある。

また、例えば、我が国に有益な国際標準を獲得していくために海外との連携を強めて行くことなどにより、情報通信に関する標準化の推進を図ることは、国民の利便性を向上し、我が国の技術水準を維持・向上するものであり、有効性がある。

(ウ) 効率性

平成 19 年度に実施された各研究開発課題は、総務省および研究実施機関自らの工程管理に加えて、情報通信技術に精通している外部専門家等による外部評価を受け入れて一層の効率化を図りながら遂行されており、多くの課題において効率的に研究開発が進められているとの評価を得ている。なお、戦略的情報通信研究開発推進制度では、プログラムオフィサーおよびプログラムディレクターを配置し、本制度の個々のプログラムや研究分野での研究開発課題の選定、評価、フォローアップ等を一貫して行う体制を整備して、更なる効率化に努めているところである。

また、ITU で開催される会議に合わせ、多くの寄書を提出し、迅速な承認を活用して勧告化を進めている。その際、各国から単独に国際標準化の提案をする場合に比べ、他国と連携（特に APT 共同提案）した場合、その勧告化の可能性が高くなるなどの効果が見込めるため、次世代ネットワーク (NGN) など我が国にとって重要な検討課題について他国との連携を強化するなど、標準化の獲得に向けて効率的な業務を行った。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性（総括）

我が国の国際競争力を強化する観点から、情報通信分野の研究開発及び標準化に関する戦略について、情報通信審議会から本年6月に答申を頂戴したところである。今後、本戦略を踏まえ、研究開発については、研究開発課題の重点化を図るとともに、研究開発ロードマップにおいて明確化された研究開発目標をもとに、研究開発を効率的に推進するとともに、標準化については、日本からの国際標準提案の促進、標準化活動に携わる若手人材の育成などの支援策を通じ、情報通信分野における標準化活動に戦略的に取り組むこととする。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 技術変化が激しい情報通信分野における新たな研究開発課題に対し、我が国の国際競争力を維持・強化するとともに、ユビキタスネットワーク社会に資するよう、積極的かつ柔軟に取り組む必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 情報通信技術の研究開発の推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略的情報通信研究開発推進制度 ・ ユビキタスネットワーク技術の研究開発 ・ 次世代バックボーンに関する研究開発 	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>今後は、さらなる国際競争力を強化する観点から策定された UNS 研究開発戦略プログラムⅡを踏まえ、研究開発を効率的・重点的に推進することとする。</p>
	<p>(予算要求)</p>	<p>◎ 国際競争力の向上を図るため、将来の新たな市場や世界をリードする知的財産の創出を目指し、限られた資源を有効活用する観点から、今後の予算要求においてメリハリをつけることとし、重点研究開発課題を中心に重点化を図る。</p>
	<p>(制度)</p>	<p>— —</p>
	<p>(実施体制)</p>	<p>○ 現状の体制で引き続き実施する。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 限られたリソースの中で最大限の政策効果を上げるため、外部評価結果も踏まえて効率性や有効性の改善が可能な研究開発事業については引き続き研究計画を見直すなど、一層の重点化や取組の改善が必要である。</p> <p>【下位レベルの施策名】 情報通信技術の研究開発の推進</p> <p>【主な事務事業】 ・研究開発に関する政策評価に必要な経費</p>	見直し・改善の方向性	引き続き研究開発評価を外部専門家も含めて適切に実施する。
	(予算要求)	<input type="radio"/> 引き続き予算要求を行う。
	(制度)	<input type="radio"/> 研究開発評価手法について引き続き調査・検討を行う。
	(実施体制)	<input type="radio"/> 事務の効率化等を図るため、委託契約に係るマニュアルの見直しを随時行う。
<p>【課題】 ユビキタスネット社会に向けた研究開発の利活用を確保し、我が国発の技術の国際標準化を推進し、また、地域における産学官連携を促進するなど、情報通信分野の研究開発に係る総合的な企画立案機能を強化する体制整備が必要である。</p> <p>【下位レベルの施策名】 情報通信技術の研究開発の推進</p> <p>【主な事務事業】 ・戦略的情報通信研究開発推進制度 ・研究開発に関する政策評価に必要な経費</p>	見直し・改善の方向性	ICT研究開発・標準化戦略を踏まえ、より一層戦略的に取り組むこととする。
	(予算要求)	<input type="radio"/> 引き続き予算要求を行う。
	(制度)	—
	(実施体制)	—

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 今後、研究開発成果が、国際競争力の維持・強化やユビキタスネットワーク社会の実現に活かされるよう、研究開発成果の普及を一層図る必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 情報通信技術の研究開発の推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略的情報通信研究開発推進制度 ・ 研究開発に関する政策評価に必要な経費 	見直し・改善の方向性	終了済みの研究開発が増え続けていることから、継続中の研究開発で成果をあげるのみならず、終了済みの研究開発の成果展開にも注力することとする。
	(予算要求)	○ 引き続き予算要求を行う。
	(制度)	— —
	(実施体制)	◎ 総務省及び受託者において成果展開をより一層強化する。これにより、終了済みの研究開発課題について追跡評価に向けた下地を整えることにも資する。
<p>【課題】 我が国の国際競争力を強化するため、日本からの国際標準提案の促進、標準化活動に携わる若手人材の育成などの支援策を通じ、情報通信分野における標準化活動に戦略的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 情報通信技術の標準化の推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信分野における標準化活動の強化等 	見直し・改善の方向性	ICT研究開発・標準化戦略を踏まえ、より一層戦略的に取り組むこととする。
	(予算要求)	◎ 国際競争力の向上を図るため、製品展開の優位性確保や特許ロイヤリティ収益力の向上を目指し、限られた資源を有効活用する観点から、今後の予算要求において、国際標準化における重点技術分野を中心に重点化を図る。
	(制度)	— —
	(実施体制)	◎ 既存の国内標準化機関が連携した「ICT標準化・知財センター」の設置により、効果的かつ効率的な国際標準化活動を推進する。

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 情報通信技術の研究開発の推進

- 情報通信技術の研究開発の評価に関する会合
本会合及びその下に設けられた評価検討会において、本省で実施する提案公募型の委託研究の個々の研究開発事業の継続評価等を行っており、その結果を評価書記載の参考とした。
- 戦略的情報通信研究開発推進制度における評価委員会
本評価委員会において、戦略的情報通信研究開発推進制度により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を評価書記載の参考とした。

イ 情報通信技術の標準化の推進

- 情報通信分野における標準の形成状況
「情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU-T 部会審議状況報告（平成 19 年 3 月 26 日）」、「情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU-R 部会審議状況報告（平成 19 年 3 月 30 日）」、「戦略的情報通信研究開発推進制度における外部評価結果により作成した資料」等を標準の形成状況の把握に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

- ICT 改革促進プログラム（平成 19 年 4 月 20 日 総務省）
(http://www.soumu.go.jp/pdf/070420_1.pdf)
- ICT 国際競争力懇談会最終とりまとめ（平成 19 年 4 月 23 日 総務省）
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070423_1_1.pdf)
- ICT 国際競争力強化プログラム（平成 19 年 5 月 22 日 総務省）
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070522_3_1.pdf)
- 我が国の国際競争力を強化するための ICT 研究開発・標準化戦略（平成 20 年 6 月 27 日 情報通信審議会答申）
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080425_8_bs1.pdf)
- 平成 19 年度 情報通信白書
(<http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/h19/index.html>)
- 情報通信技術の研究開発の評価に関する会合における外部評価結果により作成した資料
- 情報通信分野における重点領域の研究開発の推進に関するポータルサイト
(http://www.soumu.go.jp/menu_02/ictseisaku/ictR-D/index.html)
- 情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU-T 部会及び ITU-R 部会資料
- 暗号技術検討会により作成した報告書（2001 年～2006 年）
(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/ango/index.html)
- 戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）に関するホームページ
(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/scope/)
- 戦略的情報通信研究開発推進制度における外部評価結果により作成した資料

平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局 電波利用料企画室

評価年月 平成20年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策14 電波利用料財源電波監視等の実施

（政策の基本目標）

電波の適正な利用の確保に関し、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の確実な実施を推進する。

（政策の概要）

電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。

また、電波利用料の予算額については、毎年度予算要求の過程において、財務省との調整を経て政府案として策定されており、また、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。

電波利用共益事務としては、主に次のものが掲げられる。

- 1 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
- 2 総合無線局管理ファイルの作成及び管理
- 3 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の期間との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
- 4 電波の人体等への影響に関する調査
- 5 標準電波の発射
- 6 特定周波数変更対策業務
- 7 特定周波数終了対策業務
- 8 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他必要な援助

- イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備
- ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備
- 9 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付
- 10 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に必要な援助
- 11 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

(平成19年度予算額)

65,320百万円

2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

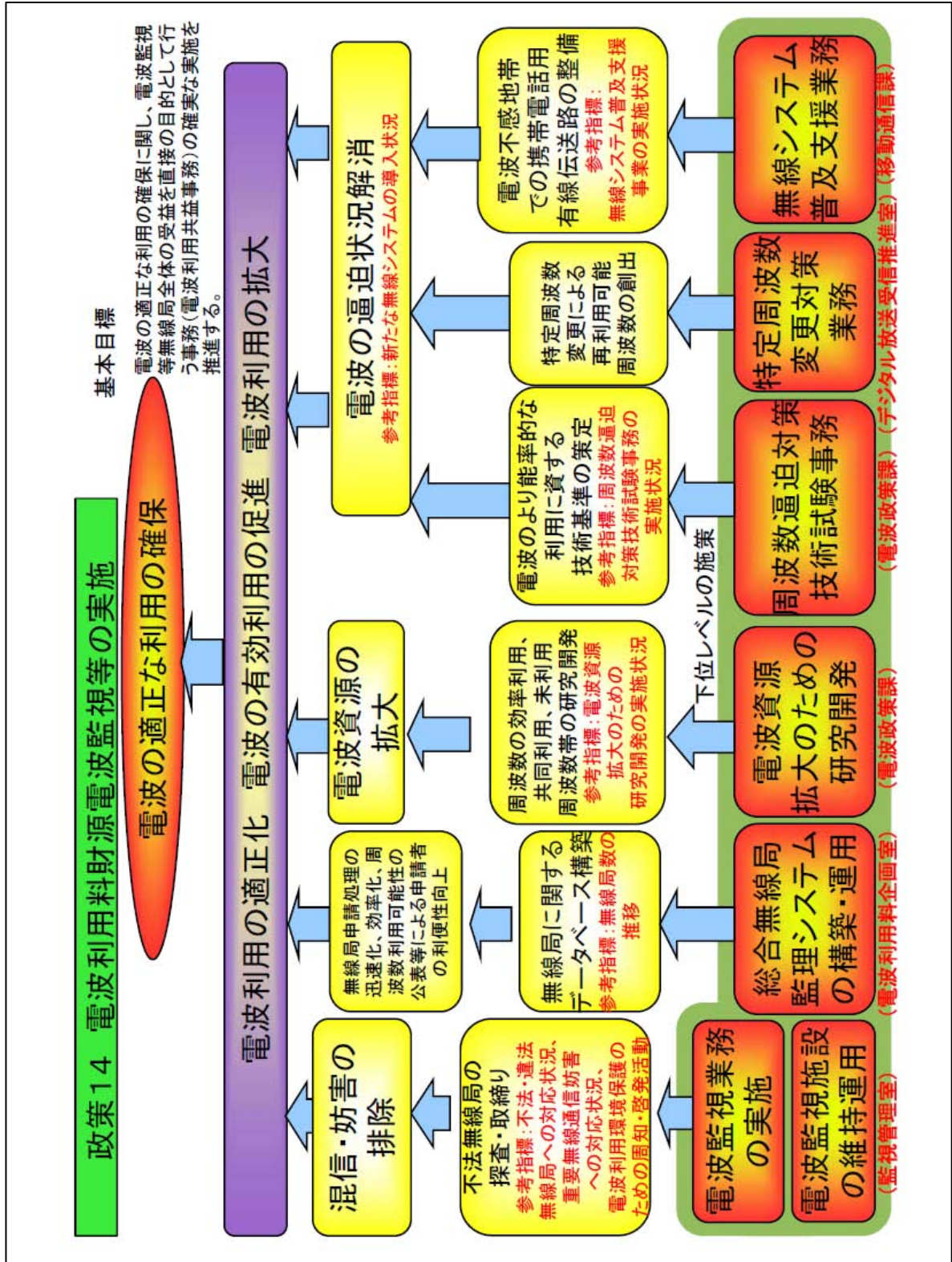
我が国のあらゆる社会経済活動の基盤として電波利用の拡大が進む中、有限かつ希少な電波利用の重要性はますます高まっており、そこで、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料についてその使途の範囲及び料額を見直すこととした。平成19年4月から7月にかけて、「電波利用料制度に関する研究会」を開催し、使途の在り方、料額の在り方について検討を行い、電波利用料制度に関する研究会報告書(案)に対するパブリックコメントの募集を経て、条件不利地域における携帯電話等エリア整備支援事業の拡充、受益と負担の関係の明確化等の提言を得ている。また、平成19年12月には、「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」を公表し、広く意見を募集している。これらオープンなプロセスを経て、電波法の一部を改正する法律案を第169国会(平成20年)に提出し、審議・可決され、5月30日に公布された。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)	平成18年3月31日	電波利用料制度について、電波利用料の性格についての見直しも含め、抜本的に制度を見直す。

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
無線局数の推移	電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても、無線局数が増加しているか。	104,296,000 局	102,803,000 局	108,036,000 局
新たな無線システムの導入状況	電波利用が拡大する中、既存の無線局の安定的な利用を確保した上で、新たな無線システムが導入されているか。	3 件	8 件	9 件
重要無線通信妨害への対応状況	電気通信事業用等の国民生活に不可欠な重要無線通信に対して、不法無線局等による混信妨害が発生した場合には、これを迅速に排除するため措置を講じているか。	措置率 86% 〔申告数 674 件 措置数 579 件〕	措置率 87% 〔申告数 684 件 措置数 598 件〕	集計中
※措置数は申告のうち当該年度中に措置した数				
不法・違法無線局への対応状況	電波利用環境の維持に向けて、免許を取得せずに開設、運用している不法無線局等に対して、必要な措置を講じているか。	告発・指導等 4,737 件	告発・指導等 4,301 件	集計中
電波利用環境保護のための周知・啓発活動	不法無線局開設などの電波利用のルールに違反する行為の未然防止を図るため、どのような取り組みを実施しているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年6月1日から10日までの間を「電波利用保護旬間」に設定し、日刊紙・業界紙・テレビ・ラジオ等の各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行った。 ・適法な（技術基準に適合した）無線機を取り扱うよう、ホームセンター・ディスカウントショップなどの販売店へ要請を行った。 		

指標等	分析の視点	17年度		18年度	19年度
無線局の免許申請、再免許申請のオンライン利用状況	電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が増加しているか。	免許	16.3%	29.2%	33.3%
		再免許	14.4%	8.3%	19.7%
電波資源拡大のための研究開発の実施状況	極めて稠密（ちゅうみつ）に利用されている周波数帯域の周波数逼迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するために実施しているか。	15件		21件	30件
周波数逼迫対策技術試験事務の実施状況	周波数の逼迫により生じる混信・輻輳（ふくそう）を解消又は軽減するため、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い、その技術の早期導入を図ることを目的とした技術試験事務を実施しているか。	12件		18件	19件
無線システム普及支援事業実施状況	携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保しているか。	77箇所		98箇所	138箇所

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果（総括）

- ・電波の適正な利用の確保のため、電波利用共益事務を確実に実施している。
 - ・無線局数については、電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても増加している。
 - ・電波利用が拡大する中、新たな無線システムも順調に導入されている。
 - ・重要無線通信への妨害が発生した場合には、これを排除するため迅速に措置を講じている。
 - ・電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を適切に講じている。
 - ・電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう、販売店へ要請を行っている。
 - ・電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加している。
 - ・新たな周波数需要に的確に対応するため電波資源拡大のための研究開発を着実に実施している。
 - ・電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行うため、周波数逼迫対策技術試験事務を着実に実施している。
 - ・電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、無線システム普及支援事業を着実に実施している。
- 以上の参考となる指標等の状況から、本政策は効果をあげているものと認められる。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

- ・本政策によって実施される電波利用共益事務は、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するものである。

(イ) 有効性

- ・電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても無線局数は増加していることから、有効性があると認められる。
- ・電波利用が拡大する中においても新たな無線システムが順調に導入されていることから、有効性があると認められる。
- ・重要無線通信妨害を排除するため迅速に措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して必要な措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発活動を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう販売店へ要請を行っており、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・平成19年度の無線局の免許申請、再免許申請については、申請者の利便性の向上を図ることで電子（オンライン）申請による無線局の免許申請、再免許申請が増加しており、有効性があると認め

られる。

- ・電波資源拡大のための研究開発は、新たな周波数需要に的確に対応するために実施されており、電波の有効利用の促進に寄与していることから、有効性があると認められる。
- ・電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行う周波数逼迫対策技術試験事務の実施により、電波の有効利用の促進が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・無線システム普及支援事業の実施状況は順調に推移しており、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波利用の拡大に寄与していることから、有効性があると認められる。

(ウ) 効率性

- ・電波利用料の予算については、毎年度予算要求の過程において、財務省の査定を経て政府予算案として策定され、国会において承認されているものであり、前年度の執行実績を踏まえ事前に効率性についての検討を実施し、事業の実施に当たっては、可能な限り一般競争入札を導入し、その費用の低減に努めているもので有り効率性が認められる。

(エ) その他

- ・本政策は、電波利用料は電波監視等の無線局全体の受益を直接の目的として行う行政事務の処理に要する実費について、その受益者である無線局免許人等全体で負担する広義の手数料の性格を有するものであり、個々の免許人の個別の受益に対応して負担を求めるものではなく、その政策効果は無線局全体に及ぶ為、公平性が高い。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性（総括）

- ・電波利用共益事務の実施に当たっては、その実施状況の報告を公表するなど更なる透明化の向上に取り組む。
- ・重要無線通信妨害及び不法・違法無線局が減少するよう、より一層の電波利用ルールの周知・徹底を図る。
- ・無線局免許等の申請者のより一層の利便性の向上のため、手続きの電子化をさらに推進する。
- ・電波資源の拡大に資する技術を用いる無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発や周波数の逼迫の緩和に資する技術を用いた無線設備についての技術基準を策定するために行う試験等を着実に実施する。
- ・携帯電話、地上デジタル放送等のサービスを地理的な条件等により利用することが困難な地域においても利用可能となるよう電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保する。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
【課題】 電波利用共益事務の実施に当たっては、その実施状況の報告を公表するなど更なる透明化の向上に取り組むといった課題、改善の余地がある。	見直し・改善の方向性	これからは、電波利用共益事務の実施に当たっては、その実施状況の報告を公表するなど更なる透明化の向上に取り組む。
【下位レベルの施策名】 ・電波の監視施設の維持運用並びに電波監視業務等の実施 ・総合無線局監理システムの構築と運用	(予算要求)	◎ 電波の適正な利用の確保のために必要な予算要求を来年度以降行っていく。
・電波資源拡大のための研究開発 ・周波数逼迫対策技術試験事務 ・特定周波数変更対策業務 ・無線システム普及支援事業	(制度)	◎ 5月30日に公布された電波法の一部を改正する法律において規定されたとおり、政府は、少なくとも3年ごとに施行状況について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。
【主な事務事業】 ・電波の監視施設の維持運用並びに電波監視業務等の実施 ・総合無線局監理システムの構築と運用	(実施体制)	◎ 電波の適正な利用の確保のために必要な予算要求及び3年毎に見直すこととしている電波利用料制度の対応のため、体制の充実を図っていく。

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

・電波利用料制度に関する研究会（平成19年4月16日～7月26日開催）において「電波利用共益事務の維持が望ましい」との御意見があり、本評価書の作成に当たって参考とした。

「電波利用料制度に関する研究会」構成員（五十音順、敬称略）

大谷 和子 （株）日本総合研究所法務部長

黒川 和美 法政大学経済学部教授

鈴木 康夫 東京農工大学工学部教授

高畑 文雄 早稲田大学理工学術院教授

多賀谷 一照 千葉大学法経学部教授

土屋 大洋 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科准教授

湧口 清隆 相模女子大学学芸学部准教授

(2) 評価に使用した資料等

・電波利用料制度に関する研究会報告書

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070726_6_bt4.pdf

・「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に対する意見募集

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071220_9.html

平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局 国際部 国際政策課

国際機関室 国際経済課 多国間経済室 国際協力課

総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課

情報通信政策局 通信規格課

評 価 年 月 平成20年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策15 ICT分野における国際戦略の推進

（政策の基本目標）

二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野の国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献を目標とする。

（政策の概要）

政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化等を図る。また、多様な手段を用いた我が国ICTに関する情報発信及び国際動向の調査を実施することにより、国際的な相互理解の増進及び我が国ICT企業の海外展開支援を図る。

（平成19年度予算額）

2,320百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

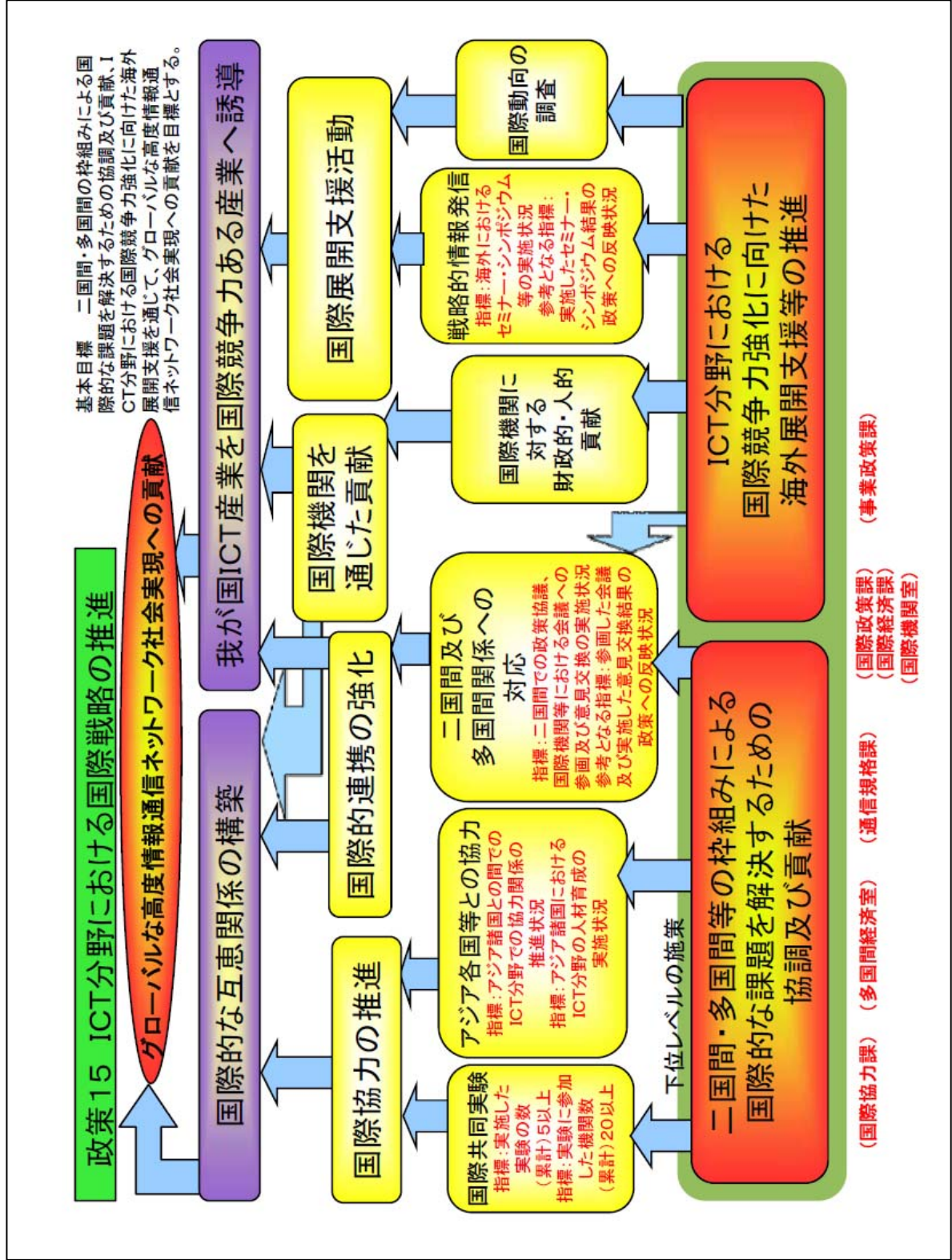
ICTは我が国の経済成長、雇用創出及び生活の質の向上等の社会経済発展を支える基盤であるとともに、また、国際的な相互依存関係の深まりを支える不可欠な基盤である。政府としても「IT新改革戦略」等を策定して、必要な取組を行っているところである。その中でもICT分野における国際貢献・協調により国際的互惠関係を構築することや、海外展開支援により我が国のICT産業を国際競争力ある産業へ誘導することは、重点項目に掲げられているなど、本政策の必要性が高まっている。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
I T新改革戦略	平成18年1月19日	II 3. 課題解決モデルにおける日本のプレゼンスの向上
重点計画－2006	平成18年7月26日	3. 2 課題解決モデルの提供による国際貢献
I T新改革戦略 政策パッケージ	平成19年4月5日	3. (1) イ(ウ) ICT産業の国際競争力強化等
重点計画－2007	平成19年7月26日	II 1. 3 ICT産業の国際競争力強化等 III 3. 1 国際競争社会における日本のプレゼンス向上 III 3. 2 課題解決モデルの提供による国際貢献

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
二国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	国際会議への参画及び意見交換の実施	19年度 (単年度)	国際会議への参画及び意見交換が、ICT分野における国際的な課題解決や相互理解の深化など国際連携の強化等に資するものであるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年12月にチュニジアにおいて開催された世界情報社会サミット(WISIS)に総務大臣等が参加 ・APEC第6回電気通信・情報担当大臣会合に大臣政務官が参加 ・ASEAN+3電気通信及びIT担当大臣会合に出席、アジア太平洋地域への協力について基調講演等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ITU全権委員会議に副大臣が出席 ・ASEM ICT関係会合に大臣政務官が出席、 ・ASEANとの電気通信及びIT担当大臣会合に出席、アジア太平洋地域への協力について基調講演 ・ギリシャにおいて開催されたインターネットガバナンスフォーラムに参加、公共政策課題等について基調講演 ・仏と共催したICTシンポジウムに副大臣が出席した他、EU、英、独、仏等との間で定期協議を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済成長著しいアジア・太平洋地域でのプレゼンス向上を目的とし、ICT分野における地域標準化活動に関するイニシアティブを獲得すべく、APT事務局長に我が国の擁立候補が当選 ・今後ITUにおいて標準化活動の本格化が見込まれる次世代移動通信システムについて、研究委員会の議長に我が国の擁立候補が当選 ・APEC、OECDのICT関係会合への出席やEU、英、豪、加等との政策協議を通じて、ICT分野の国際的課題について意見交換。さらに、気候変動等の地球規模での問題等に対するICTの貢献について各国と課題を共有 ・米・中・EUとの経済協議を通じて貿易問題の深刻化を事前に解決 ・インターネットガバナンスフォーラムに参加し、我が国の政策を世界に発信等
参画した会議及び実施した意見交換結果の政策への反映状況	(参考となる指標のため無し)	(参考となる指標のため無し)	国際会議及び意見交換の結果が政策に適切に反映されているか。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・政策協議、国際会議等において共有した各国の情報通信分野における制度等の現状や通信・放送の融合等の政策課題への取組、気候変動等の地球規模の諸問題に対するICTの貢献等について国内政策の企画・立案に反映
アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況	10カ国以上	20年度	国際的な互惠関係を目指した国際協力の推進について、具体的成果として個別の相手国との協力関係が構築できているか。	累計9カ国 (マレーシア、インドネシア、ベトナム、カンボジア、フィリピン、インドと協力関係を推進)	累計12カ国 (ラオス、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、インド、中国、タイ、シンガポールと協力関係を推進)	累計13カ国 (フィリピン、インドネシア、ベトナム、タイ、シンガポール、インド、中国、韓国と政策協議、会談等を実施することにより協力関係を推進)

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
アジア諸国におけるICT分野の人材育成の実施状況	3000人	20年度	国際的な互惠関係を目指した国際協力の推進について、具体的成果として人材育成が行われているか。	766人 ・アジア太平洋・中東地域の各国を対象に電子政府セミナー、ワークショップを開催、途上国を中心に研修員を招へい	594人 ・アジア、アフリカ、中南米諸国を重点的に、ネットワーク技術、デジタル放送等に関する研修を実施。	653人 ・アジア太平洋地域を中心にデジタル放送、次世代ネットワーク、防災等に関する研修を実施。 (累計3647人)
海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施	19年度 (単年度)	セミナー・シンポジウム等がICT分野における我が国の国際競争力強化を目的として効果的に実施されているか。	—	—	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、地上デジタル放送方式についてはチリ、アルゼンチン、フィリピン等、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野についてはベトナム、マレーシア等に総務大臣等が採用・普及の働きかけを実施
実施したセミナー・シンポジウム結果の政策への反映状況	(参考となる指標のため無し)	(参考となる指標のため無し)	セミナー・シンポジウムの結果が政策に適切に反映されているか。	—	—	・我が国ICT産業のより一層の国際展開支援として、海外セミナーに加えて、日本国内への関係者招へい、現地におけるマスタープランの策定等、施策を総合的に展開することとした。
国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験の実施状況	実施した実験の数(累計)5以上 実験に参加した機関数(累計)20以上	20年度	国際共同実験を通じて、日本とアジア諸国との間でどれだけ国際協力が進んでいるのか。	—	—	・遠隔教育システム(2実験)、超高精細医療画像の伝送技術(2実験)及びIP電話の国際相互接続の実証実験等の5実験を実施し、アジア諸国の大学、民間企業等の23機関が参加

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

本政策について指標の達成状況を見ると、平成19年度に目標年度を迎えた全ての指標において目標を達成し、その他の指標についても目標年度に向けて取組が進行していることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組効果が現われていることが認められる。

二国間・多国間関係への対応、アジア各国等との協力等により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化等について、国際的な互惠関係の構築に向けて成果が上がっており、引き続き取り組んでいく必要がある。また、我が国ICTに関する戦略的情報発信等を実施するとともに、国際機関に対して標準化活動等で主導的な役割を果たすことにより、我が国ICT企業の海外展開支援の推進等について、我が国ICT産業の国際競争力ある産業への誘導が進んでいる。今後は、我が国ICT産業のより一層の海外展開支援として施策を総合的に展開していく。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

二国間及び多国間関係への対応、アジア各国等との協力等により、二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献は、政府間等の協議など行政が実施することが不可欠な分野であるとともに、ICT分野における国際的な課題や気候変動等の社会的諸課題が存在しているため、引き続きの対応の必要がある。また、戦略的情報発信、国際機関に対する財政的・人的支援等を通じたICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進は一定の成果が上がっているところ、我が国の成長力の強化に資するため、より一層推進していく必要がある。

(イ) 有効性

二国間・多国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換については、国際的な課題等の共有、貿易問題の深刻化の事前解決等が図られるとともに、今後の国内政策の企画・立案へのフィードバックが行われており、成果が上がっている。

また、アジア諸国との間でのICT分野での協力関係の推進、人材育成及び国際共同実験の実施状況も、期待される成果が上がっている。

更に、ICT国際競争力強化につながる、海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況についても、確実に成果が上がっているところであり、有効性が認められる。

(ウ) 効率性

ICT分野における国際的な課題については、国際機関において重要なポストに我が国からの候補を輩出し、イニシアティブを取ることで効果的な貢献を行うとともに、政策協議、国際会議への参画等の二国間及び多国間関係への対応、国際共同実験の実施等、総合的な施策推進により、国際的な互惠関係の構築を効率的に図っている。

また、国際競争力強化に向けた海外展開支援活動等の推進について、地上デジタル放送、モバイル、次世代IPネットワークなどの分野を定めて重点的に取組を行うとともに、官民合同でミッション団を派遣し、セミナー・シンポジウムを実施するなど国と民間との連携を図ることにより、民間が個別に蓄積しているノウハウを活用しつつ、効率的な施策推進を図っている。

(エ) その他

国際展開支援に係る官民合同のミッション団を派遣し、セミナー・シンポジウムを実施する際には、民間側に一定の負担を求めるなど、役割分担を明確に行っている。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性（総括）

二国間・多国間での協議等については課題解決及び情報共有が図られている。引き続き国際的な課題、特に気候変動へのICT分野の貢献等の課題に対応していく。アジア各国等への協力については協力関係の構築及び人材育成の成果が上がっており、今後も着実に推進していく。我が国ICT産業の一層の海外展開支援のため、戦略的情報発信を拡充することとする。高度ICT共同実験については一定の成果が得られたため実施体制の見直しを行う。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献については、政策協議、国際会議等への参画によって、諸外国とのICT分野の制度及び課題に関する各国の現状や課題、社会的諸課題に対するICTの貢献について共有が図られているものの、ICT分野の課題や社会的諸課題は依然として存在しているため、引き続き取組を推進していく必要がある。</p>	見直し・改善 の方向性	<p>指標等の進捗状況等を検討した結果、引き続き政策協議の実施、国際会議等への参画、国際会議の開催等を行っていく。</p> <p>また、国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験については、アジア各国との協力関係構築に一定の成果が得られたため、更に国際競争力強化を図る観点から、その実施方法等を見直すこととする。</p>
<p>【下位レベルの施策名】 二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献</p>	(予算要求)	◎ 今後、我が国と諸外国及び国際機関とのICT分野に関する課題解決に向けた協調及び貢献が推進できるように、政策協議の実施、国際会議等への参画等に必要な予算を拡充する。
<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECD/ICCP閣僚会合への対応 ・国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験 ・情報通信分野における海外との人材交流の促進 	(制度)	—
<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECD/ICCP閣僚会合への対応 ・国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験 ・情報通信分野における海外との人材交流の促進 	(実施体制)	<p>◎ 国際機関、欧州及びアジア地域等との協調及び連携を強化していく必要があるところ、現在の事務体制では実施が困難であるところ、体制の拡充を図っていく。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】</p> <p>I C T分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進については、I C T重点3分野（地上デジタル放送方式、次世代I Pネットワーク及びワイヤレス分野）における重点的な取組を行うなど、成果が上がっているところ、今後は更なる成果を上げるため、複数の施策による総合的な展開の必要がある。</p>	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>指標等の進捗状況等を検討した結果、海外に対する情報発信を強化するとともに、関係者の日本国内への招へい、マスタープランの策定等施策を展開していく方向性で見直しを行う。</p>
<p>【下位レベルの施策名】</p> <p>I C T分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外に対する情報発信活動の展開・グローバル・デジタル社会構築に向けたI T U活動への支援 ・I T Uテレコムへの参加・支援 	<p>(予算要求)</p>	<p>◎</p> <p>今後、我が国I C T産業の国際競争力強化に向けて、プロジェクトの実施等の支援を行う必要がある、これに係る予算要求を来年度以降行っていく。</p>
	<p>(制度)</p>	<p>—</p>
	<p>(実施体制)</p>	<p>◎</p> <p>海外に対する情報発信活動のより一層の推進が必要なところ、現在の実施体制では業務の遂行が困難であるため、体制の拡充を図っていく。</p>

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験にかかる評価会

国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験については、上記評価会において中間評価（平成19年11月）及び年度末評価（平成20年3月）を実施し、施策の実施手段等に関する意見を伺ったところ、「国際競争力を意識した成果展開が重要」等の意見があり、その結果を評価書とりまとめの参考とした。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成20年6月3日）

本会議において、荒川亨委員から、「ICT分野の国際戦略の推進を行っていくためには、一体どういうところにポイントを置かなければいけないか、もう少し具体的にブレークダウンしたほうが政策評価としてはしやすいのではないか」との意見を頂いたことから、意見を今年度の評価書作成に反映した。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ ICT改革促進プログラム（平成19年4月20日）

http://www.soumu.go.jp/pdf/070420_1.pdf

- ・ ICT国際競争力強化プログラム（平成19年5月22日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070522_3.html

平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 郵政行政局企画課

郵便課、国際企画室、貯金保険課、

信書便事業課、検査監理官

評価年月 平成20年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策16 郵政行政の推進

（政策の基本目標）

郵政民営化における確実かつ円滑な実施を図るとともに、郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じ、サービスの一層の多様化等の実現を目指す。また、郵政分野における国際競争力強化の観点から、多国間・二国間協議等を通じた新たな国際規則・国内制度の整備等、戦略的な政策対応を推進する。

（政策の概要）

郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の認可等を行うとともに、日本郵政公社（承継会社等）の行政指導、業績評価等を行い、郵政事業の適正かつ確実な実施を確保した。

信書便事業への新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を実施した。また郵政民営化や諸外国の郵便制度改革など郵便及び信書便分野における新たな展開を踏まえ、郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的に見直すための検討を行った。

国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、UPU（万国郵便連合）等の議論に我が国政策を反映させるよう努めた。そのために人的貢献や財政的貢献も行った。

（平成19年度予算額）

382百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

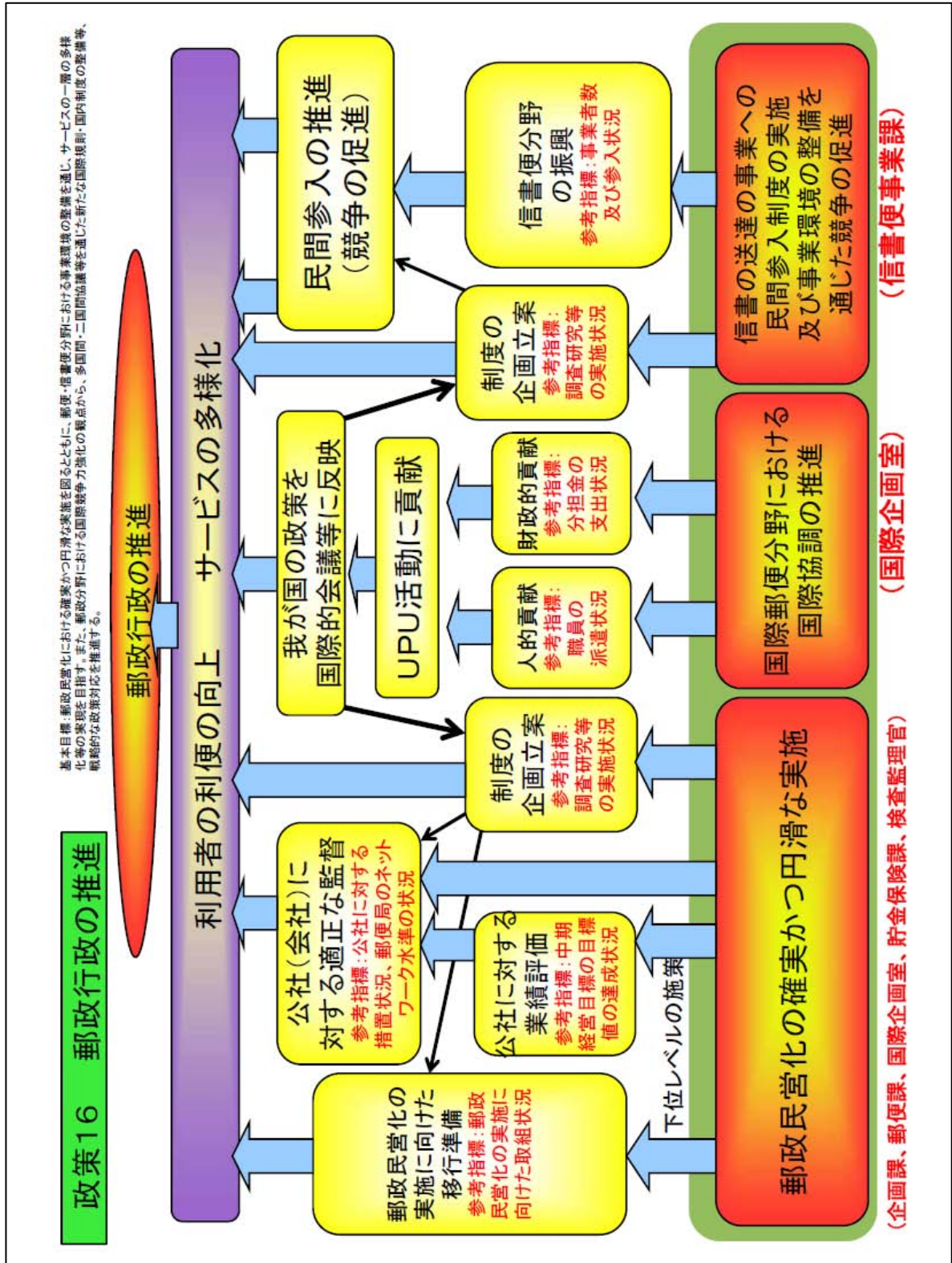
平成19年10月に郵政民営化が実施された。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第168回国会における福田内閣総理大臣の所信についての演説	平成19年10月1日	本日、郵政民営化がスタートしました。利用者の方に不便をおかけしないよう、着実に推進します。
第168回国会（臨時会）総務委員会における総務大臣所信表明	平成19年10月18日	信書便事業については、郵便のユニバーサルサービスに支障がないことを前提としつつ、諸外国の動向も踏まえ、競争の促進に努めてまいります。
第169回国会（常会）総務委員会における総務大臣所信表明	（衆議院） 平成20年2月19日 （参議院） 平成20年3月25日	<p>郵政事業については、昨年10月1日に郵政民営化がスタートしましたが、今後とも、各承継会社において、過疎地を含む郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持、コンプライアンスの徹底、経営の健全性の確保が確実になされ、国民の皆様喜んでいただける民営化となるよう努めてまいります。</p> <p>また、本年7月開催予定の第24回万国郵便大会議においては、世界郵便戦略の策定や条約改正が予定されておりますが、これに積極的に貢献してまいります。</p>

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度			
日本郵政公社 (承継会社等) の監督の状況	郵政事業の適正かつ 確実な実施を確保す るため、日本郵政公社 (承継会社等) に対し て適切に監督されて いるか。	<p>郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の業績評価、報告徴求（ほうこくちょうきゅう）等、必要な措置を講じた。</p> <p>日本郵政公社に対しては、19年度において5件の報告徴求を実施し、平成19年6月1日に簡易生命保険業務における保険の無面接募集の是正等に係る行政指導を、平成19年9月27日に郵便貯金業務における顧客情報紛失事案及び電子計算機使用詐欺事案に関し、コンプライアンスの徹底に係る行政指導を行った。</p> <p>郵便事業会社及び郵便局会社に対しては、内容証明及び特別送達の郵便物に係る不適正な認証事務について、平成19年10月24日善後策を講ずるよう命令し、報告徴求を実施した。郵便事業会社に対して、後納郵便料金に係る誤請求について、平成19年11月16日報告徴求を実施した。</p> <p>また独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対しては、その管理業務に係る態勢の整備について、平成19年10月1日報告徴求を実施した。</p> <p>また、ゆうちょ銀行2件及びかんぽ生命2件の報告徴求を実施した。</p>					
郵政事業に係 る制度の企画 立案の状況	制度の企画立案に資 するための調査研究 等が実施されている か。	<p>郵政事業に係る制度の企画立案に資するため、諸外国の郵便・郵便貯金・生命保険等に関する調査研究等を実施して、郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。</p> <p>※指標名（調査研究）</p> <table border="1" data-bbox="699 1608 1422 1691"> <tr> <td data-bbox="699 1608 970 1691">8件</td> <td data-bbox="970 1608 1209 1691">6件</td> <td data-bbox="1209 1608 1422 1691">9件</td> </tr> </table>			8件	6件	9件
8件	6件	9件					

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
中期経営目標の目標値達成状況	郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するための中期経営目標について、当該目的が達成されているか。	<p>日本郵政公社の第1期中期経営目標（平成15年度から平成18年度までの4年間）の達成状況の評価及び平成18年度の業績評価、並びに第2期中期経営目標（平成19年4月から9月までの半年；平成19年度）の業績評価を行った。</p> <p>第1期中期経営目標の業績評価については、「大幅に上回っている」（2項目）、「十分達成」（3項目）、「概ね達成」（9項目）、「下回っている」（4項目）、「大幅に下回っている」（1項目）との評価を行い、平成19年7月26日、郵政行政審議会に諮問の上、同年7月30日、適当との答申を受け、日本郵政公社に結果を通知した。</p> <p>第2期中期経営目標の業績評価については、「十分達成」（8項目）、「概ね達成」（10項目）、「下回っている」（6項目）、「大幅に下回っている」（1項目）との評価を行い、平成20年2月1日、郵政行政審議会に諮問の上、同年2月4日、適当との答申を受け、日本郵政株式会社の結果を通知した。なお、結果通知に際し、総務省からコンプライアンスについてのより一層の取組強化、引き続き経営改善に努めるよう、日本郵政株式会社を指導した。</p>		
郵政民営化に向けた取組の状況	郵政民営化に関する取組を確実かつ円滑に実施しているか。	<p>郵政民営化に向け、関係の政省令を制定したほか、平成18年1月25日に作成を指示した日本郵政公社の業務、資産・債務、職員等を承継会社等に具体的にどのように引き継がせるかを定める「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」について、郵政民営化委員会の所見等を踏まえた追加の指示を行い、平成19年10月1日に郵政民営化した。</p> <p>また、平成20年2月18日、郵政民営化承継財産評価委員会において、日本郵政公社から日本郵政株式会社等に承継される資産及び負債の価額が決定された。</p>		
郵便局のネットワーク水準の状況	利用者の利便が維持するためのネットワーク水準が維持されているか。	<p>郵便局株式会社の事業計画において、「郵便局の設置に関する計画」の届出を受けており、郵便局株式会社法施行規則第2条に定める基準により郵便局が設置されている。</p> <p>また、簡易郵便局の一時閉鎖対策として、同社において移動郵便局や出張サービス等の取組が行われている。</p>		
UPU活動への人的貢献（職員の派遣）	我が国の政策を反映させるための対UPU活動が円滑化しているか。	1名	1名	1名
UPU活動への財政的貢献（分担金）	我が国の政策を反映させるための対UPU活動が円滑化しているか。	175百万円 (1,968千スイフラン)	173百万円 (1,968千スイフラン)	191百万円 (2,031千スイフラン)

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
信書便事業者数	信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られているか。	1 5 9	2 1 3	2 5 3
		1号役務（90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務）		
		1 3 2	1 7 6	2 0 6
		2号役務（3時間以内の送達の役務）		
		6 3	7 7	9 6
		3号役務（1,000円超の料金の役務）		
信書便事業者の参入状況	信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られているか。	4 8	5 7	4 2
		1号役務（90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務）		
		4 4	4 5	3 1
		2号役務（3時間以内の送達の役務）		
		1 4	1 7	1 9
		3号役務（1,000円超の料金の役務）		
郵便における一層の競争の促進のための制度の企画立案の状況	ユニバーサルサービスが確保され、競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度が適切に検討されているか。	平成19年2月から始まった「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、同年6月に郵便・信書便制度の見直しに関する論点整理を行った後、11月に中間報告をとりまとめた。		

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果（総括）

日本郵政公社の中期経営目標の達成状況の評価、報告徴求等の監督、郵政民営化に向けた取組など必要な措置を講じて、郵政事業の適正かつ確実な実施を促し、所期の成果を達成した。

国際郵便サービスにおける利用者利便の向上、サービスの多様性の確保のため、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させるべく、各種会合に積極的に参画した。また、関係国際機関、関係国間との良好な関係のもと、国際郵便に関する政策協調を推進する目的で、人的・財政的にも貢献した。

平成19年度において、信書便事業者は合計253者となるなど、信書便事業への参入は着実に進んでいる。また、「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、11月に「中間報告」が取りまとめられるなど、ユニバーサルサービスが確保され、競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度の検討が進められている。これらのことから、基本目標である、郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じたサービスの一層の多様化等の実現に向けた取り組みが行われている。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

ア 郵政民営化の確実かつ円滑な実施

(必要性・有効性・効率性)

日本郵政公社（承継会社等）の監督状況については、日本郵政公社の第1期及び第2期中期経営目標の達成状況（業績評価）、日本郵政公社及び承継会社に対する報告徴求及び行政指導等の監督など、必要な措置を講じて、郵政事業の適正かつ確実な実施を促し、所期の成果を達成している。

郵政事業に係る制度の企画立案の状況については、郵政事業に係る制度の企画立案に資するため、諸外国の郵便・郵便貯金・生命保険等に関する調査研究、民営化後の国際送金のあり方に関する調査研究等9件の調査研究を平成19年度においては実施し、所期の成果を達成している。

郵政民営化に向けた取組の状況については、関係の政省令を制定したほか、平成18年1月25日に作成を指示した日本郵政公社の業務、資産・債務、職員等を承継会社等に具体的にどのように引き継がせるかを定める「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」について、郵政民営化委員会の所見等を踏まえた追加の指示を行い、平成19年10月1日には郵政民営化し、また、平成20年2月18日、郵政民営化承継財産評価委員会において、日本郵政公社から日本郵政株式会社等に承継される資産及び負債の価額が決定されるなど、その所期の成果を達成した。

イ 国際郵便分野における国際協調の推進

(必要性)

国際郵便サービスに関し、利用者利便の向上のため、その円滑な実施を図るためには、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させる必要がある。そのためには、各種会合に積極的に参画し、関係国際機関、関係国間との良好な関係のもと、国際郵便に関する関係国際機関や関係国との政策協調を推進することや、人的・財政的貢献を図るこ

とが必要である。

(有効性)

平成 19 年度においては、我が国の国際郵便の政策を国際郵便サービスに反映させ、もって我が国利用者の利便の向上等を図るため、UPU（万国郵便連合）やAPPU（アジア太平洋郵便連合）等の国際会議等に合計 10 回出席した。これにより、関係機関の組織改革に係る議論、年次予算の審議、条約や施行規則等の改正案に関する議論など、UPUの各種課題に関する議論に積極的に参画し、国際協調を基礎とする国際郵便に関する枠組の整備や品質の向上に貢献した。

また、従来からUPU国際事務局に派遣している職員（1名）について、平成 19 年度においても引き続き任務を遂行させることによりUPU活動に人的に貢献したほか、UPUへ198百万円の分担金（米・英・独・仏と同様、最大等級である 50 単位。）を拠出することによりUPU活動に財政的に貢献し、政策目標の実現に向けた円滑な活動環境の確保が有効に図られた。

(効率性)

我が国の国際郵便の政策を国際郵便サービスに反映させるためには、国際会議等において国際郵便に関する議題について積極的に議論することが重要であり、そのような活動を円滑化するための手段としてUPU等に対して財政的及び人的に貢献していることから、それぞれの活動が効率よく組み合わさっているものであるといえる。

ウ 信書の送達の事業への民間参入制度の実施等

(必要性)

信書便事業に関する周知・広報活動及び制度の見直しは、信書便分野の競争を促進しサービスの多様化等が図られることにより利用者の選択の機会を拡大するために行っているものであり、かつ、これまでの施策は行政が責任をもって実施すべきものであると考えられることから、当該政策を推進する必要性は認められる。

(有効性)

信書便制度に関する周知・広報活動等により、平成 19 年度は 42 者の新規参入があったところであり、信書便事業者数が着実に増加しているという点で有効性があると認められる。

郵便・信書便制度全般についての見直しに関しては、「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において中間報告を取りまとめるなど、郵便のユニバーサルサービスを維持しつつ競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度の在り方について適切に検討されていることから、有効性があると認められる。

(効率性)

周知・広報活動の一環として行った事業者及び利用者向けの信書便事業説明会については、広報活動の発現に支障がないと考えられる範囲で同日に同一の場所で開催した。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性（総括）

日本郵政グループ各社等において、コンプライアンスの問題が大きな課題となっており、報告徴求等の監督を通じて、引き続き郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。

UPU大会議の結果を踏まえ、引き続き、国際郵便分野における国際協調の推進による利用者利便の向上等に資するよう取り組む必要がある。

引き続き、信書便制度の一層の周知を図るとともに、適正な業務運営の確保のための措置を講ずるなど、本政策の実効性を高める必要がある。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 コンプライアンスの徹底が求められており、より一層の強化を図る必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 ・郵政民営化の確実かつ円滑な実施</p> <p>【主な事務事業】 ・郵便業務に対する監理 ・郵政行政における消費者相談の充実・強化</p>	見直し・改善の方向性	これまで業績評価、行政指導等を実施してきたが、より一層の報告徴求等の監督を通じて、引き続き郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。
	(予算要求)	◎ 郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な予算措置を行う。また、郵便局利用実態調査等の合理化により、経費の効率的使用を図る。
	(制度)	○ 郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な制度改正を行う。
	(実施体制)	◎ 郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な見直しを行う。
<p>【課題】 今後も引き続き、国際郵便分野における国際協調の推進による利用者利便の向上に資するよう取り組む必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 国際郵便分野における国際協調の推進</p> <p>【主な事務事業】 ・第24回万国郵便大会議及び条約等改正に係る対応 ・国際郵便におけるICTの利活用の促進 ・郵便分野における環境対策の促進</p>	見直し・改善の方向性	UPU及びAPPU活動への人的・財政的貢献や所要の国内措置等により、UPU大会議の結果を踏まえた品質向上等の世界的な郵便分野の課題に積極的に対応する。
	(予算要求)	◎ UPU大会議後の国際郵便政策のあり方やICTの利活用の促進方策等につき研究を行う。
	(制度)	○ 必要に応じて適時適切な改正を行う。
	(実施体制)	○ 必要に応じて適時適切な見直しを行う。

今後の課題	取組の方向性	
【課題】 引き続きユニバーサルサービスを確保しつつ信書便事業への参入を促進することにより利用者の選択の機会の拡大を図る必要がある。	見直し・改善の方向性	信書便制度の一層の周知や信書便事業の更なる活性化を図るとともに、必要な制度改善等に向けた検討を行う。
【下位レベルの施策名】 信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上及び事業環境の整備を通じた競争の促進によるサービスの多様化	(予算要求)	◎ ユニバーサルサービスを確保しつつ競争環境を整備するための検討や、信書便事業が更に活性化するように先進事例を検討し、信書便事業者等への周知を行いたいと考えており、これらに必要な予算要求を検討する。
【主な事務事業】 ・郵便・信書便における事業環境の整備 ・信書の送達役務に関する総合的な調査研究 ・信書便事業の監督に必要な経費	(制度)	◎ 「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」が取りまとめる報告書等を踏まえ、必要に応じて、関係法令の改正を目指した準備を進める。
	(実施体制)	○ 必要に応じて適時適切に必要な見直しを行う。

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

○ 郵政行政審議会等

第1期中期経営目標の業績評価については、郵政行政審議会に諮問（平成19年7月26日）したところ、委員から日本郵政公社におけるコンプライアンスの徹底等の意見が出され、案件については適当との答申（同年7月30日）を受けた。これを受けて、総務省は、その意見について日本郵政公社に対して通知した。

第2期中期経営目標の業績評価については、郵政行政審議会に諮問（平成20年2月1日）したところ、「日本郵政公社を承継した各会社がコンプライアンスについての取組を一層強化するよう、日本郵政株式会社を指導監督することを要望する」との意見が附され適当との答申（同年2月4日）を受けた。これを受けて、総務省は、日本郵政株式会社に対する結果通知に際し、コンプライアンスについてのより一層の取組強化、引き続き経営改善に努めるよう指導した。

また、郵政民営化承継財産評価委員会において、平成18年9月19日の第1回会合から評議委員による審議が計3回行われ、日本郵政公社から日本郵政株式会社等に承継される資産及び負債の価額が決定（平成20年2月18日）された。

- 総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日）

本会議において、北大路信郷座長代理及び小澤浩子委員から、「ロジックモデルの最終目標が基本目標と一致していない。『国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発達』では概念が広すぎる」との意見を頂いたことから、ロジックモデルの最終目標を「郵政行政の推進」に修正した。

（２）評価に使用した資料等

ア 郵政民営化の確実かつ円滑な実施

- ① 第 1 期中期経営目標及び平成 18 年度に係る日本郵政公社の業績評価に関する郵政行政審議会からの答申【報道資料（平成 19 年 7 月 30 日）】

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070730_2.html

- ② 第 2 期中期経営目標及び平成 19 年度に係る日本郵政公社の業績評価に関する郵政行政審議会からの答申【報道資料（平成 20 年 2 月 4 日）】

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080204_2.html

- ③ 郵政民営化承継財産評価委員会 議事録等（第 1 回平成 18 年 9 月 19 日、第 2 回平成 19 年 1 月 26 日、第 3 回平成 20 年 2 月 18 日）

http://www.soumu.go.jp/yusei/mineika/05_iinkai.html

- ④ 郵政民営化承継財産評価委員会の審議結果【報道資料（平成 20 年 2 月 18 日）】

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080218_5.html

イ 国際郵便分野における国際協調の推進

- ① A P P U 執行理事会 2007 年年次会合模様（平成 19 年 11 月 27 日～同年 11 月 30 日開催）
- ② U P U 管理理事会 2007 年年次会合模様（平成 19 年 10 月 22 日～11 月 9 日開催）
- ③ U P U 管理理事会／郵便業務理事会 2008 年年次会合模様（平成 20 年 1 月 16 日～2 月 8 日開催）

ウ 信書の送達の事業への民間参入制度の実施等

- 第 168 回国会（臨時会）総務委員会における総務大臣所信表明（衆議院・平成 19 年 10 月 18 日（木））

http://www.soumu.go.jp/menu_01/kaiken/back_04/2007/h1018.html

- 信書便事業者一覧（平成 20 年 3 月 3 日）

http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/tokutei_g.pdf

- 郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会

http://www.soumu.go.jp/yusei/seido_minaoshi/index.html

平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 消防庁 総務課、消防・救急課、
救急企画室、予防課、消防技術政策室、危険物保安室、特殊災害室、
防災課、国民保護室、国民保護運用室、応急対策室、防災情報室、参事官
評 価 年 月 平成20年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策20 消防防災体制の充実強化

（政策の基本目標）

消防組織の体制強化や大規模災害への備え、火災予防対策、地域防災力の強化等、総合的な消防防災対策を積極的に展開することにより、大地震等の大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を維持・向上させる。

（政策の概要）

近年、地震、集中豪雨等の自然災害や火災、事故等により、各地で大きな被害が発生しており、その態様も多様化、大規模化の傾向を示している。また、テロや武力攻撃等による災害の発生も危惧されているところである。

こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。

（平成19年度予算額）

13,564百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

ア 火災予防対策の強化

火災予防対策については、昭和23年の消防法制定以来、消防用設備等の規制や、防火管理制度、消防同意・立入検査、危険物施設の規制などに係る各種消防法令の整備を進めながら、国、地方公共団体、地域住民、企業等が一体となった総合的な火災予防体制の確立を進めてきたところであり、広く国民生活全体に関わりが深いため、社会経済情勢の変化や複雑多様化する災害、事故の態様に対応した体制の整備が求められている。

近年の火災の傾向は依然として放火による火災の件数が最も多くなっている。加えて、住宅火災による死者数についても依然として高水準で推移していることから、地域住民と行政とが連携した火災予防対策が求められている。

また、小規模雑居ビル等の防火対象物における消防法令違反の是正や、地震等の大規模災害が発

生じた際の大規模・高層の防火対象物における自衛消防力の確保など、防火対象物の維持管理体制の充実強化が求められている。

更には、大規模災害を引き起こす可能性の高い危険物施設の安全管理の徹底も叫ばれているところである。

イ 地域防災力の強化

近年、集中豪雨や台風等の自然災害や火災、事故等により、各地に大きな被害が発生しており、その態様も複雑多様化・大規模化している。また、首都直下地震をはじめとする大規模地震の発生切迫性も指摘され、さらに、東海地震と東南海・南海地震の同時発生の可能性も懸念されている。

このような中、大規模災害や事故等に揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を維持向上させていくために、国、地方を通ずる防災危機管理体制を構築し、広域的な見地から消防体制の充実高度化を図るとともに、行政と住民が一体となった地域の消防防災力の強化が求められている。

また、併せて、大規模地震発生時に円滑な災害応急対策の実施を確保する観点等から、防災拠点となる公共施設等の耐震化も求められている。

しかし、災害の大規模化、住民ニーズの多様化等、消防を取り巻く環境が急速に変化する中で、全国の消防本部には、出動体制、住民サービス、組織管理上の面で限界が指摘されるなど、体制として十分とはいえない小規模消防本部が多いのが現状であり、また、地域防災の中核的存在である消防団も、常備消防の進展、人口の過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化などに伴い、消防団員数は年々減少を続けており、地域防災力の低下が懸念される等、数々の課題が指摘されている。

ウ 救急業務の充実・高度化

救急業務については、全国的な体制を整備・確立するため、昭和 38 年の消防法改正により消防業務として位置付けられた。救急業務実施市町村数は、平成 19 年 4 月 1 日現在、1,769 市町村となっており、ほとんどの市町村（98.0%）で行われるに至っている。

一方、平成 18 年中の救急出場件数は約 524 万件で、前年より微減したものの、今後も、少子高齢化の更なる進展や住民意識の変化等に伴い増加し続けることが予想されている。しかしながら、厳しい財政事情等により、このような救急需要の増大に対応して救急隊の増強を図ることが困難な状況にあり、また、救急患者を扱う医療機関も減少傾向で推移していることなどから、救急車の現場到着所要時間や医療機関までの収容所要時間は遅延傾向にある。このため、昨今、長時間受入医療機関を選定できず、円滑に救急搬送がなされない事案が多数発生しており、円滑な救急搬送・受入医療体制の整備が急務となっている。

また、救命率の向上のためには、救急現場において迅速な処置を行う必要がある。そのため、メディカルコントロール体制（医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置の質を保障する体制）の充実・強化、救急救命士の養成の促進及び処置範囲の拡大の検討、高規格の救急自動車の整備など救急業務の高度化が求められている。さらに、救急隊到着前のバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当も救命率の向上に資することから、住民に対する応急手当の普及啓発活動の推進が求められている。

エ 国民保護体制の整備

今日の国際社会においては、平成 13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロに象徴されるように、国際テロ組織の存在や、弾道ミサイル、大量破壊兵器の拡散などが重大な脅威となっており、我が国においても、平成 10 年の北朝鮮による弾道ミサイル発射、平成 11 年の能登半島沖武装不審船、平成 13 年の九州南西海域不審船出現等の事案が相次いで発生したこと等を受け、安全保障に対する意識が急速に高まった。

このような諸情勢を背景として、平成 15 年には、有事の際の基本的考え方や有事の対処のための手続き等を定めた武力攻撃事態対処法が制定され、その翌年には、有事の際の国・地方公共団体等の役割や国民の保護のための仕組みを定める「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、「国民保護法」という。）が可決・成立し、同年 9 月 17 日から施行された。

この国民保護法の施行により、消防庁は、地方公共団体との連絡調整に関する重大な役割を担うこととされ、また、地方公共団体においても、武力攻撃事態等が発生した際には、警報や避難の指示の住民への伝達、安否情報の収集・提供等国民保護措置の多くを実施する責務を有することとなったことから、各地方公共団体と密接に連携し、国民保護体制の整備を一層推進している。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	<p>今、医療現場は様々な問題に直面していますが、国民の皆様が安心できるように、患者本位の医療体制を構築します。勤務医の過重な労働環境や、産婦人科・小児科の医師不足の問題に対応し、診療報酬の改定や大学の医学部の定員増を実施するとともに、医療事故の原因究明制度の検討を進め、事故の再発防止と併せ、医師が安心して医療に取り組めるようにします。ITを活用して救急情報を関係機関と共有するなど、救急医療の体制を整備します。（中略）</p> <p>自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。</p>
第 166 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	<p>国民生活の基盤となる安心・安全の確保（中略）は、政府の大きな責務であります。</p> <p>大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦</p>

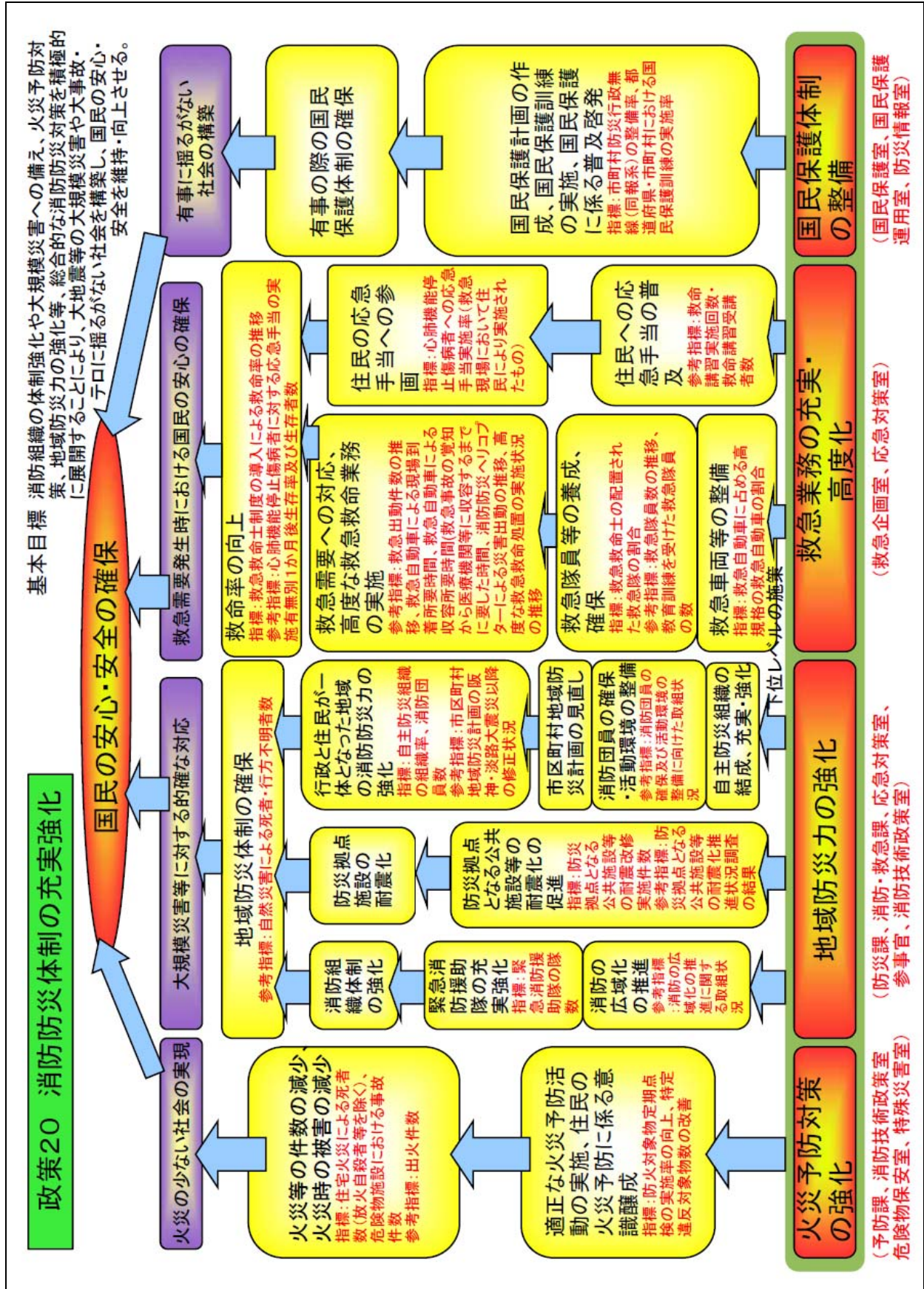
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。</p>
<p>第 164 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成 18 年 1 月 20 日</p>	<p>テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や緊急事態に対して、国や地方、国民が迅速かつ的確に行動できるよう、国民保護法に基づき、有事における態勢を整備します。</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2007 （閣議決定）</p>	<p>平成 19 年 6 月 19 日</p>	<p>国民の安全と安心の確保は安定した経済成長の基盤である。政府は、治安再生、防災・減災対策、エネルギー政策等を戦略的に推進し、世界の模範となる安全・安心な国づくりを実現する。</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。</p> <p>【具体的手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G 8 北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。（一部略） ・ 有事に備えた国民保護施策を推進する。（一部略） ・ 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。 ・ 災害情報共有システム等の治安・防災等に資する科学技術の研究開発・利活用を図る。（一部略）
<p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 （閣議決定）</p>	<p>平成 18 年 7 月 7 日</p>	<p>我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有しており、近年では台風や集中豪雨の頻発、大雪等により各地で被害が発生しているほか、住宅火災による死者数も増加傾向にある。他方、都市化の進行や高齢化の進展に伴い災害対応力が低下している。（中略）</p> <p>国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。（中略）</p> <p>このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>ア等と協力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際には、国際的な協調・連携を図る。</p> <p>（中略）</p> <p>（災害対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化を進める。また、従来より取組を進めてきた大規模地震対策の着実な進捗を図るとともに、特に、首都直下地震について、「首都直下地震対策大綱」及び「首都直下地震の地震防災戦略」等に基づき、中枢機能の継続性の確保及び定量的な減災目標の着実な達成に向けた取組等を推進する。（一部略） ・大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する。 ・防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団の充実強化を図る。（一部略） ・救出救助、救急医療等に関し、ヘリコプターの活用を含め全国的見地からの体制整備を図る。
<p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005 （閣議決定）</p>	<p>平成 17 年 6 月 21 日</p>	<p>国民の安全と安心を確保することは、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。</p> <p>（国民の安全・安心の確保）</p> <p>大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びNPO等との協働による安全・安心な地域づくりなどを推進する。首都直下地震など大規模地震対策を始めとし、消防等の防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。また、防災情報の迅速な伝達体制の整備、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化、防災の高度化、国際防災協力の推進などを戦略的・重点的に推進する。（一部略）</p>
<p>平成 20 年度予算編成の基本方針 （閣議決定）</p>	<p>平成 19 年 12 月 4 日</p>	<p>（生活における安全・安心の確保）</p> <p>北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。（中略）</p> <p>地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模な地震や水害・</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>土砂災害等に備え、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際、防災拠点の耐震化等の機能強化や宇宙関連技術等を活用した災害情報の迅速な提供等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。</p>
<p>平成 19 年度予算編成の基本方針 （閣議決定）</p>	<p>平成 18 年 12 月 1 日</p>	<p>国民の安全と安心の確保は、政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤であるとの認識の下、以下の施策に取り組む。</p> <p>災害への備えを実践する国民運動を展開しながら、公共施設の耐震化、首都直下地震対策等大規模地震対策、大規模水害・土砂災害対策等の防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。さらに、迅速・的確な防災情報の提供や災害応急体制の整備、消防等の災害対策を強化する。（一部略）</p>
<p>規制改革推進のための 3 カ年計画 （閣議決定）</p>	<p>平成 19 年 6 月 22 日</p>	<p>10 医療関係</p> <p>ク その他（医療計画、救急医療、小児医療、医療事故対策等）</p> <p>③救急医療の再構築（厚生労働省、総務省、国土交通省、警察庁）（一部略）</p> <p>d 救急搬送に関する各組織が効果的に連携して業務を行えるよう、諸外国の状況も参考に、その連携の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>④救急搬送業務の民間委託、民間委譲推進（総務省）</p> <p>福祉等で扱う分野の搬送、病院を中心としたいくつかの搬送、長距離の患者搬送、救急警護・警備、催時待機、企業活動に伴う一定の搬送等については、民間を活用することが有効かつ有益である場合が多いと考えられるが、救急搬送業務を行う民間への緊急通行権の付与等、様々な課題が想定されるため、救急搬送業務の民間開放を容易にするための環境整備を図る必要がある。</p> <p>したがって、救急搬送業務における民間の活用について、課題の洗い出しやその解決のための関係機関による検討・協議の場を設け、その結論を踏まえ、上記に示したような救急搬送業務について民間委託、民間委譲を推進する。</p>

3 政策効果の把握の手法

(1) 熊本県の本田補の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)	25%減 (現状の約1,200人から5年間で)	23年度	火災予防施策により住宅火災による人命被害が軽減されているか。	1,220人 (17年)	1,187人 (18年)	1,152人 (19年概数値)
防火対象物定期点検の実施率の向上	70%	23年度	防火対象物定期点検の実施率が向上しているか。	50.3%	49.0% (18年度当初)	49.0% (19年度当初)
特定違反對象物数の改善	特定違反對象物数の減少(対前年度比)	19年度	特定違反對象物数が改善されているか。	—	182 (18年度当初)	168 (19年度当初)
危険物施設における事故件数	事故件数の低減(対前年比)	19年度	危険物施設における火災・漏えい事故防止対策により事故件数が減少しているか。	—	598件 (18年)	603件 (19年)
緊急消防援助隊の隊数	概ね4,000隊	20年度	災害に迅速かつ効果的に対応するため、全国的見地から整備されている緊急消防援助隊の増強は進んでいるか。	3,397隊 (18年4月1日現在)	3,751隊 (19年4月1日現在)	3,960隊 (20年4月1日現在)
消防団員数	消防団員数の増加(対前年度比)	19年度	地域防災の中核的存在であり、かつ、地域防災力の向上に必要な消防団員は増えているか。	消防団員数 908,043人 (うち女性13,864人) (17年4月1日現在)	消防団員数 900,007人 (うち女性14,665人) (18年4月1日現在)	消防団員数 892,893人 (うち女性15,502人) (19年4月1日現在)
自主防災組織の組織率	75%	20年度	地域において共助の中核をなす組織である自主防災組織の結成は進んでいるか。	64.5% (17年4月1日現在)	66.9% (18年4月1日現在)	69.9% (19年4月1日現在)
防災拠点となる公共施設等の耐震改修実施件数	緊急性の高い6,483棟	21年度	災害応急対策の拠点となる公共・公用施設の安全性の確保が目標に沿って着実に進められているか。	—	2,521棟 (18年度末見込み)	—

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
救急救命士制度の導入による救命率の推移	救急搬送における救命率の向上	23年度	高度な救急救命処置の実施が可能な救急救命士の配備促進により、救命率は上昇しているか。	7.6% (17年中)	8.8% (18年中)	—
救急救命士の配置された救急隊の割合	全救急隊の90%の隊に救急救命士を1人以上配置	23年度	救命率向上への貢献が期待される救急救命士の救急隊への配置が着実に進められているか。	78.2% (17年4月)	82.4% (18年4月)	86.3% (19年4月)
救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合	全救急隊の85%の隊に高規格救急自動車を配備	23年度	拡大された応急処置等を行うために必要な高規格救急自動車の配備が着実に進められているか。	68.4% (17年4月)	71.9% (18年4月)	74.7% (19年4月)
心肺機能停止傷病者への応急手当実施率（救急現場において住民により実施されたもの）	実施率の向上	23年度	住民に対する応急手当の普及啓発活動等により、心肺機能停止傷病者への応急手当実施率が着実に上昇しているか。	34.0% (17年中)	35.3% (18年中)	—
都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数	実施件数の向上(対前年度比)	19年度	国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進できているか。	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が2件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が7件のあわせて9件	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が11件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が24件のあわせて35件	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が15件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が57件のあわせて72件
市町村防災行政無線（同報系）の整備率	整備率の向上	23年度	災害時の情報伝達手段として有効な市町村防災行政無線（同報系）の整備率は上昇しているか。	74.6% (18年3月31日)	75.2% (19年3月31日)	—

※平成19年度目標設定表においては、「心肺停止傷病者への応急手当実施率（現場において住民により実施されたもの）」としていたが、正確な表現にするため、「心肺機能停止傷病者への応急手当実施率（救急現場において住民により実施されたもの）」に変更した。

※H19年度目標設定表においては、「市町村防災行政無線（同報系）の整備率」の指標について、下位レベルの施策「②地域防災力の強化」の指標としていたが、市町村防災行政無線（同報系）は国民保護に係る情報伝達系の一部としても運用されていることから、下位レベルの施策「④国民保護体制の整備」の指標に変更した。

※平成19年度目標設定表における指標は、「都道府県・市町村における国民保護訓練の実施率」としていたが、実施率で表すより実施件数で表現する方が進捗状況を図りやすいことから、「都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数」に変更した。

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
出火件数	出火件数はどのように推移しているか。	57,460件 (17年)	53,276件 (18年)	54,579件 (19年概数値)
自然災害による死者・行方不明者数	自然災害による被害者数はどのように推移しているか。	死者：258名 行方不明者：2名 (17年中)	死者：164名 行方不明者：13名 (18年中)	—
消防の広域化の推進に関する取組状況	消防の広域化を推進するための検討が各地方公共団体において進められているか。	消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）により改正された消防組織法第33条に基づき、各都道府県で広域化推進計画の策定が進められた。		
消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた取組状況	消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた様々な取組が、成果を上げているか。	広報活動や、機能別分団・団員制度の導入に加え、平成18年度には、消防団に協力的な事業所を賞揚する「消防団協力事業所表示制度」を創設・導入し、消防団員の活動環境の整備を図るとともに、平成19年度には、「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を構築し、地方公共団体と連携し、団員確保に努めている。		
市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しが行われているか。	77.7% (17年4月1日現在)	75.7% (18年4月1日現在)	82.2% (19年4月1日現在)
防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果	災害応急対策の拠点となる公共・公用施設の耐震率が向上しているか。	56.4% (17年度末見込み)	59.6% (18年度末見込み)	—
救急出場件数の推移	救急出動件数はどのように推移しているか。	5,280,428件 (17年中)	5,240,478件 (18年中)	—

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
救急隊員数の推移	救急業務に対応する人員数はどのように推移しているか。	57,966人 (17年4月)	58,510人 (18年4月)	59,216人 (19年4月)
救急自動車による現場到着所要時間	救急隊の現場到着所要時間はどのように推移しているか。	6.5分 (17年中)	6.6分 (18年中)	—
救急自動車による収容所要時間 (救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間)	収容所要時間はどのように推移しているか。	31.1分 (17年中)	32.0分 (18年中)	—
消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移	消防防災ヘリコプターによる災害出動状況(うち救急による出動を含む)は増加しているか。	5,355件 (救急2,492件を含む) (17年中)	5,606件 (救急2,762件を含む) (18年中)	—
高度な救急救命処置の実施状況の推移	①気道確保(気管挿管、ラリングアルマスク等)、②静脈路確保、③薬剤投与それぞれの実施状況を示す。 (※③は、平成18年4月以降の数値)	①42,671 ②11,964 (17年中)	①47,160人 ②17,053人 ③1,546人 (18年中)	—

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別1か月後生存率及び生存者数	①家族等により応急手当が実施された傷病者の1ヶ月後生存率及び生存者数、②家族等による応急手当が実施されていない傷病者の1ヶ月後生存率及び生存者数の比較により、応急手当の実施の救命率への効果を示す。	①4.7% (1,611人) ②4.2% (2,875人) (17年中)	①5.2% (1,8147人) ②4.5% (2,902人) (18年中)	-
教育訓練を受けた救急隊員の数	救急隊員の資格状況について、①旧救急I課程、②旧救急II課程、③救急科（旧救急標準課程修了者を含む）、④救急救命士の内訳の推移を示す。	①6.3% ②37.8% ③29.3% ④26.6% (17年4月)	①5.4% ②35.2% ③30.5% ④28.9% (18年4月)	①4.6% ②32.7% ③32.4% ④30.3% (19年4月)
救命講習実施回数・救命講習受講者数	①救命講習実施回数（普通・上級計）、②救命講習受講人員（普通・上級計）はそれぞれ増加しているか。	① 57,716回 ②1,215,985人 (17年中)	①76,662回 ②1,467,134人 (18年中)	-

※総務省の政策評価に関する有識者会議（平成20年6月3日開催）において、小澤委員から火災件数について発言があったことを受け、参考となる指標に「出火件数」を追加した。

※平成19年度目標設定表における指標は「救急隊数の推移」としていたが、より適切な指標とするため、「救急隊員数の推移」に修正した。

※総務省の政策評価に関する有識者会議（平成20年6月3日開催）において、土井委員から救急自動車による病院までの搬送時間について指摘があったことを受け、参考となる指標に「救急自動車による収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）」を追加した。

※平成19年度目標設定表における「都道府県・消防本部ヘリコプターによる出動状況」の指標と「消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移」は類似する指標であり、「消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移」の指標の方がより救急業務の効果を計る指標として有効であるため「都道府県・消防本部ヘリコプターによる出動状況」の指標を削除することとした。

※総務省の政策評価に関する有識者会議（平成20年6月3日開催）において、小澤委員より「心肺停止傷病者に対する応急手当の実施有無別救命率」の指標に救命者数を加えるよう指摘があったことを受け、検討した結果、指標を「心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別1か月後生存率及び生存者数」に変更した。

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果（総括）

本政策について、指標の達成状況をみると、平成 19 年度に目標年度を迎えた指標のうち過半数の指標において目標を達成し、その他の指標についても目標年度に向けて着実に取組が進行していることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組の効果が現れていることが認められる。

「緊急消防援助隊の隊数」や「救急救命士の配置された救急隊の割合」、「救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合」など、国と都道府県、消防本部の連携による取組に係る指標については目標達成に向けた進捗率が高く、政策を推進することで消防防災組織体制が着実に強化されていることがわかる。

国民（事業者も含む）と行政の連携による取組については、「特定違反对象物数の改善」など目標を達成している指標もあるが、「消防団員数」や「危険物施設における事故件数」など目標の達成に至らなかった指標もある。

大地震等の大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会の構築には、国民と行政の連携が重要である。そのため、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための取組を一層強化していく必要がある。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(A) 火災予防対策の強化

(a) 住宅火災対策

(必要性)

住宅火災による死者数は、平成 15 年以降連続して 1,000 人を超えるなど、高水準が続いており、住宅防火対策の一層の推進が必要である。

(有効性)

住宅火災による死者の半数以上は 65 歳以上の高齢者であること、また、約 6 割は逃げ遅れによるものであることなどの状況を踏まえ、平成 16 年 6 月に、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法改正を行った（新築住宅については、平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅については、平成 23 年までの各市町村条例で定める日から適用。）。また、住宅用火災警報器等の設置及び適切な維持管理等に係る普及啓発のため、各種関係機関や報道機関に情報提供を行い、地域に密着した組織（消防団、婦人（女性）防火クラブ等）と連携して官民一体となった活動をしている。

こうした住宅火災対策の結果、住宅火災による死者数は平成 17 年の 1,220 人から、平成 18 年の 1,187 人、平成 19 年の 1,152 人（概数値）と着実に減少しており、施策の有効性が認められる。また、各消防本部から報告された、住宅用火災警報器の奏功事例は平成 18 年度で 90 件あり、住宅用火災警報器等の設置の有効性が確認された。

(効率性)

住宅用火災警報器等設置義務化の普及啓発については、政府広報等の広報手段だけでなく、住宅防火対策推進シンポジウムの開催や各関係機関及び報道機関への情報提供、更には地域に密着

した組織（消防団、婦人（女性）防火クラブ）と連携した広報活動により、国民への周知を効率的に実施した。

（b）大規模地震に対応した自衛消防力の確保

（必要性）

近年、首都直下地震等の大規模地震の発生の切迫性が指摘されており、社会全体の災害対応力の強化を図る観点から、事業所においても大規模地震等に対応した自衛消防力を確保することが喫緊の課題となっている。特に、大規模・高層の建築物においては利用者の安全確保のため、利用者の避難誘導等を円滑に行う体制整備が必要である。

（有効性）

平成 18 年 7 月から開催している「予防行政のあり方に関する検討会」の中間報告や消防審議会の答申を受け、不特定多数の者が利用する大規模・高層の防火対象物に対し、大規模地震に対応した消防計画の作成及び自衛消防組織の設置を義務付ける消防法の改正を行い、平成 19 年 6 月 22 日に公布されたところであり（公布日から 2 年以内に施行。）、各種会議等の機会を捉え、全国の消防防災関係者への周知を図った。これらの取組は、今後の大規模地震に対する被害軽減のために必要な施策として有効性が認められる。

（c）防火対象物の火災予防対策

（必要性）

多数の人を収容する防火対象物については、火災が発生した際、甚大な人的被害を及ぼす可能性があるため、平成 15 年 10 月の消防法改正により、防火対象物のうち収容人員が 300 人以上の特定用途のもの等に、1 年に 1 回、防火対象物点検資格者による防火対象物定期点検報告を義務付けたところである。

また、小規模雑居ビルや特定違反対象物（床面積 1,500 m²以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が 11 以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）についても、火災発生時における人命の危険性が大きいことから、その早急な違反是正が必要である。

（有効性）

小規模雑居ビルの火災予防対策については、平成 13 年 10 月末には約 92%であった違反率が、平成 18 年 12 月末には 32%に大きく減少したことから、平成 13 年 9 月の新宿区歌舞伎町ビル火災を契機とした全国一斉の立入検査や、その後の継続的なフォローアップ等の取り組みの有効性が認められる。しかし、新たな違反事案を含めたものは、平成 18 年 12 月現在 50.6%となっており、更に違反是正を徹底する必要がある。

また、特定違反対象物の火災予防対策については、平成 18 年度当初の 182 件から平成 19 年度当初の 168 件に減少したことから、違反是正の指導に有効性が認められる。

(効率性)

小規模雑居ビル等の違反是正については、過去の違反処理事例や判例などを搭載した違反処理データベースを更新するとともに、全国消防長会等の関係機関と連携し、各種研修会や地域ごとの連絡会を実施するなど、違反処理担当者の技術向上及び各地域での違反処理体制の強化を効率的に実施した。

また、違反是正の推進にあたっては、建築行政機関、警察機関、保健福祉部局等との連携強化を図ることにより、効率的な違反処理に努めた。

(d) 放火火災防止対策

(必要性)

放火による火災（放火の疑いによるものを含む。）は、平成9年から11年連続して出火原因の1位である（平成19年中の全火災件数の20.4%（概数値）。）ことから、火災件数の減少には放火火災防止対策の推進が必要である。

(有効性)

平成16年に取りまとめた「放火火災防止対策戦略プラン」に基づくチェックリストを活用した住民による自己評価の取組等を、全国の消防機関において、春と秋の全国火災予防運動等を通じて推進している。

こうした放火火災防止対策を実施した結果、平成19年の放火火災件数（放火疑いを含む。）は11,117件（概数値）で前年度と比較して減少していることから、施策の有効性が認められる。

(効率性)

春と秋の全国火災予防運動等を通じ、「放火火災防止対策戦略プラン」に基づくチェックリストを活用した住民自らの自己評価による取組を推進することにより、消防機関と住民が一体となって効率的に「放火されない環境づくり」の確立を図った。

(e) 危険物事故防止対策等の充実強化

(必要性)

ひとたび事故が発生すると、甚大な被害をもたらす危険物施設における火災・漏えい事故の件数は引き続き増加傾向にあることから、危険物事故防止対策を推進していく必要がある。

また、平成15年十勝沖地震に伴う石油タンクの全面火災、JCOの原子力事故の発生や平成19年新潟県中越沖地震に伴う東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所変圧器火災の発生などにより、特殊災害対策の充実が必要となっている。

更には、循環型社会の推進のため、化石燃料に変わる燃料としてバイオマス燃料の開発が進んでいることから、それらの新技術・環境技術に関する安全対策に取り組むことが必要となっている。

(有効性)

「危険物事故防止アクションプラン」を定め、官民一体となった危険物事故防止のための情報や認識の共有を図り、危険物施設における事故件数の減少に努めてきたところである。しかしながら、

平成 19 年の危険物施設における火災・漏えい件数は、危険物施設の老朽化等により、603 件と前年比で 5 件増加した。こうした中、平成 20 年 5 月 28 日に消防法を改正し、市町村長等が危険物流出等の事故原因調査を実施できるようにするなど、危険物事故の減少につながる有効な施策を打ち出したところである。

また、特殊災害については、特殊災害の被害を軽減させるための対策として、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所の自衛防災組織に対する大容量泡放射システムの配備の義務付けなどの政省令改正や、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」の見直しを行うなどの施策を実施した。

更に、バイオマス燃料の安全対策としては、エタノール高濃度混合ガソリンなどの新たな燃料に対する安全性の評価、安全対策の検討を実施している。

(f) 消防防災に係る科学技術の研究・開発

(必要性)

複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、新技術等を消防防災分野に積極的に導入するための研究開発が極めて重要であり、より災害現場に密着した実践的な技術開発・応用研究等を行い消防防災科学技術の高度化を図り、消防防災活動や火災予防等の業務に利活用することが必要である。

(有効性)

平成 19 年 2 月に「消防防災科学技術高度化戦略プラン」を改訂するなど、特殊・特異化する災害等に対し迅速かつ高度で効果的な消防防災活動を可能にする科学技術の推進を戦略的に実施している。

また、消防防災科学技術に係る研究の提案公募型の助成制度である消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）を引き続き推進しており、産学官の連携を強化していることなどから、消防防災科学技術の向上により、効果的な消防防災活動等の実施による被害の予防、軽減等を図るための施策として有効性が認められる。

(効率性)

消防防災に係る科学技術の研究・開発について、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）を引き続き推進し、火災等の災害時の消防防災活動等を行う消防本部等のニーズ等が反映された緊急性や迅速性が求められる研究開発課題に重点を置き、消防本部が参画した産学官連携による効率的な研究を実施している。

(B) 地域防災力の強化

(a) 消防の広域化の推進

(必要性)

災害の多様化・大規模化や住民ニーズの変化など、消防を取り巻く環境が急速に変化する中で、特に小規模な消防本部においては、出動体制、消防車両・専門要員の確保等に限界があることや、

組織管理や財政運営面で厳しい状況にあることが指摘されている。そのため、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることが必要である。

(有効性)

消防の広域化を推進するため、平成18年6月に改正された消防組織法に基づき、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定した。また、消防広域化アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催などにより、国民への消防の広域化の普及啓発や消防の広域化を検討・推進する市町村等への助言等を行ってきたところである。

これにより、各都道府県において広域化推進計画の策定が進められ、消防の広域化に向けた取り組みが着実に進行していることから、施策の有効性が認められる。

(b) 緊急消防援助隊の充実強化

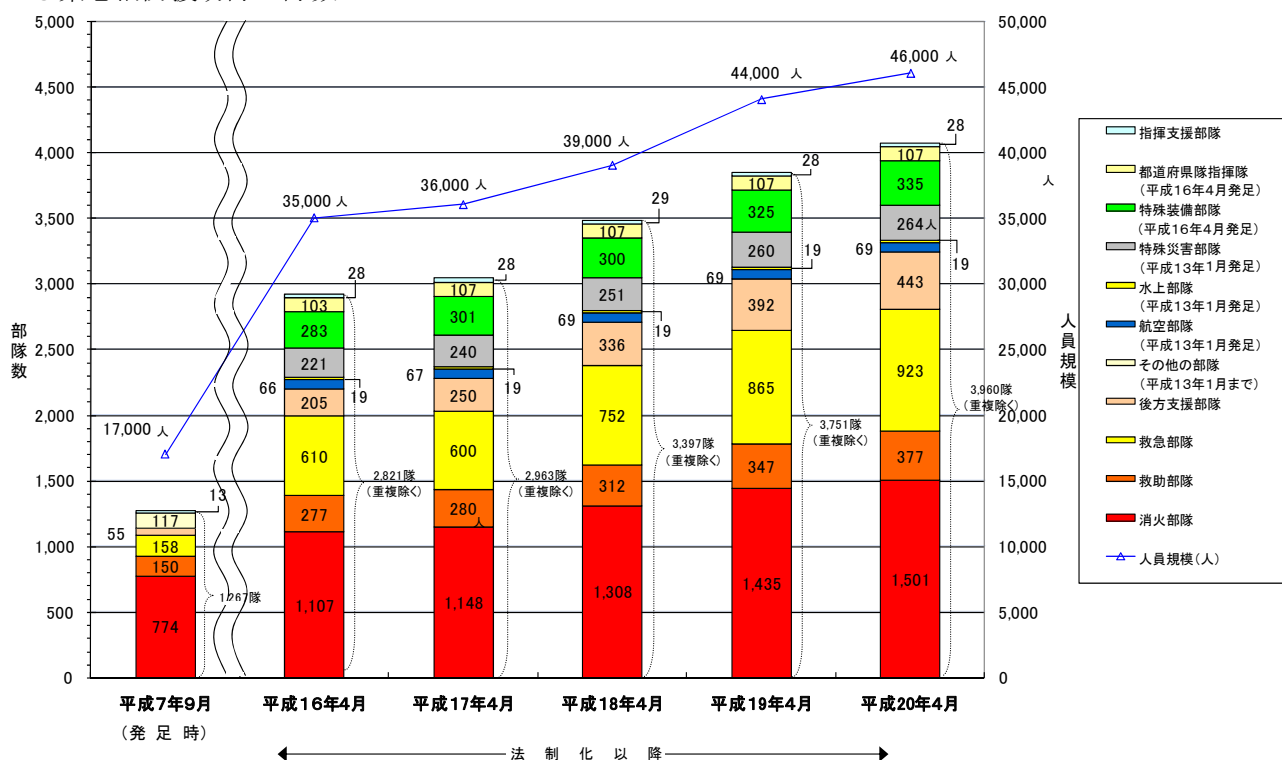
(必要性)

東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生が切迫していることや、活断層等により局地的に甚大な被害をもたらす地震の危険性が指摘されるなど、近年、大規模地震等の災害への対応力の強化が緊急の課題となっているため、大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の増強が必要である。

(有効性)

東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定等を踏まえ、緊急消防援助隊に関する基本計画を変更し、当初平成20年度末を目処に3,000隊としていた登録部隊数を4,000隊規模へ増強することとした。この目標に向け増強整備を促進した結果、平成20年4月1日現在で3,960隊（進捗率99.0%）と平成19年4月1日現在の3,751隊から209隊増加したことから、施策の有効性が認められる。

○緊急消防援助隊の隊数



また、全国を6ブロックに分けた地域で緊急消防援助隊の合同訓練を実施しているほか、緊急消防援助隊の機動力の強化等を図るため、消防組織法の改正を行い（平成20年5月公布）、災害発生時の対応力の強化に有効な施策を実施しているところである。

（c）救助体制の強化

（必要性）

消防機関では火災・交通事故・水難事故・自然災害や機械による事故等から人力や機械力等を用いて人命の救助を実施しているところであるが、複雑多様化、大規模化する救助事案に対応するためには非常に高度な救助技術の習得、救助資機材の確保が必要となっている。

一方で、平成20年5月に発生した中国四川省における大地震に伴い、国際消防救助隊（I R T - J F）を派遣するなど、国際貢献の枠組みで救助活動を実施する事例もあることから、この観点からも救助体制の強化が必要となっている。

（有効性）

平成17年4月に発生したJR西日本福知山線列車事故を契機として、平成18年4月に「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」を改正し、新たに、高度救助隊及び特別高度救助隊の整備を行うこととした。特別高度救助隊には特殊災害対応自動車並びに地域の実情に応じてウォーターカーター及び大型ブロアーを配備するなど、高度な救助資機材を導入している。また、これらの隊員は高度な救助技術に関する知識・技術を兼ね備えた隊員で構成されることから、この高度救助隊員等の教育を消防大学校のカリキュラムに取り入れたところである。

こうした取組により、救助体制の充実・強化が図られていることから、施策の有効性が認められる。

（d）消防団員の確保・活動環境の整備

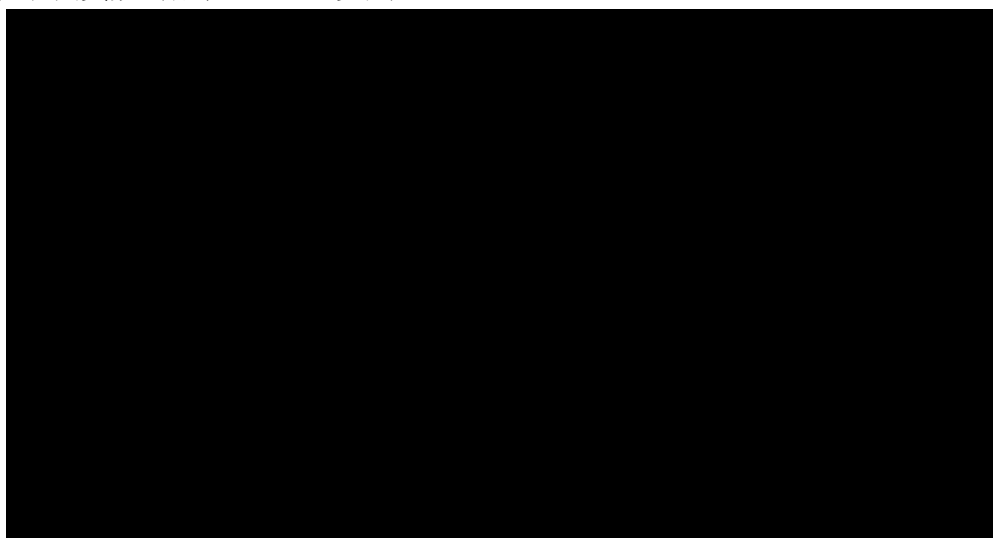
（必要性）

消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動をはじめ多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしていることから、災害の複雑多様化、大規模化に的確に対応するために消防団のより一層の充実強化と活性化を図る必要がある。

（有効性）

消防団員を確保するため、機能別団員・分団制度、休団制度の活用等の推進、消防団協力事業所表示制度、消防団員確保アドバイザー等の施策を講じているところである。しかし、平成19年4月1日現在の団員数は892,893人と平成18年4月1日現在の団員数900,007人から7,114人の減少となっている。これは、新任団員（6万人程度）を上回る団員が退職したことによるものである。退職団員数をカバーするには至っていないが、上記のような新任団員確保・活動環境の取組が一定の成果を上げて、前年度に比べ団員数の減少幅は小さくなっていることから施策の有効性が認められる。

○消防職団員数（各年4月1日現在）



(e) 自主防災組織の充実強化

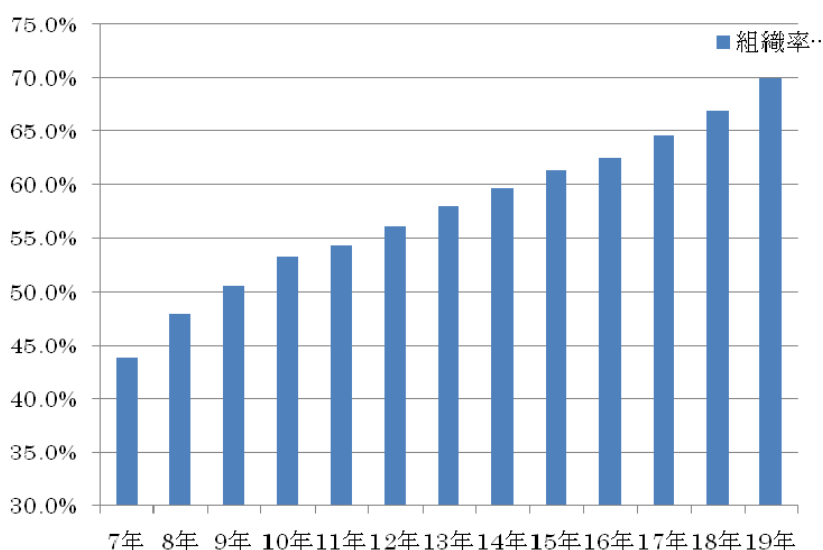
(必要性)

地域住民の連帯意識に基づく組織である自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、災害危険箇所等の巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時には、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者等の救出・救護、情報収集・伝達、給食・給水等を行うなど地域における消防防災について非常に重要な役割を担っていることから、自主防災組織の結成促進及び育成強化が必要である。

(有効性)

地域安心安全ステーション整備モデル事業の実施団体の選定やシンポジウム・出前講座の開催、テレビ番組、ホームページ等による防災活動の普及啓発等を実施した結果、自主防災組織の組織率は平成19年4月1日現在69.9%と平成18年4月1日現在の66.9%から3%増加したことから、施策の有効性が認められる。

○自主防災組織の組織率（各年4月1日現在）



組織率：全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合

(f) 地域防災計画の見直し

(必要性)

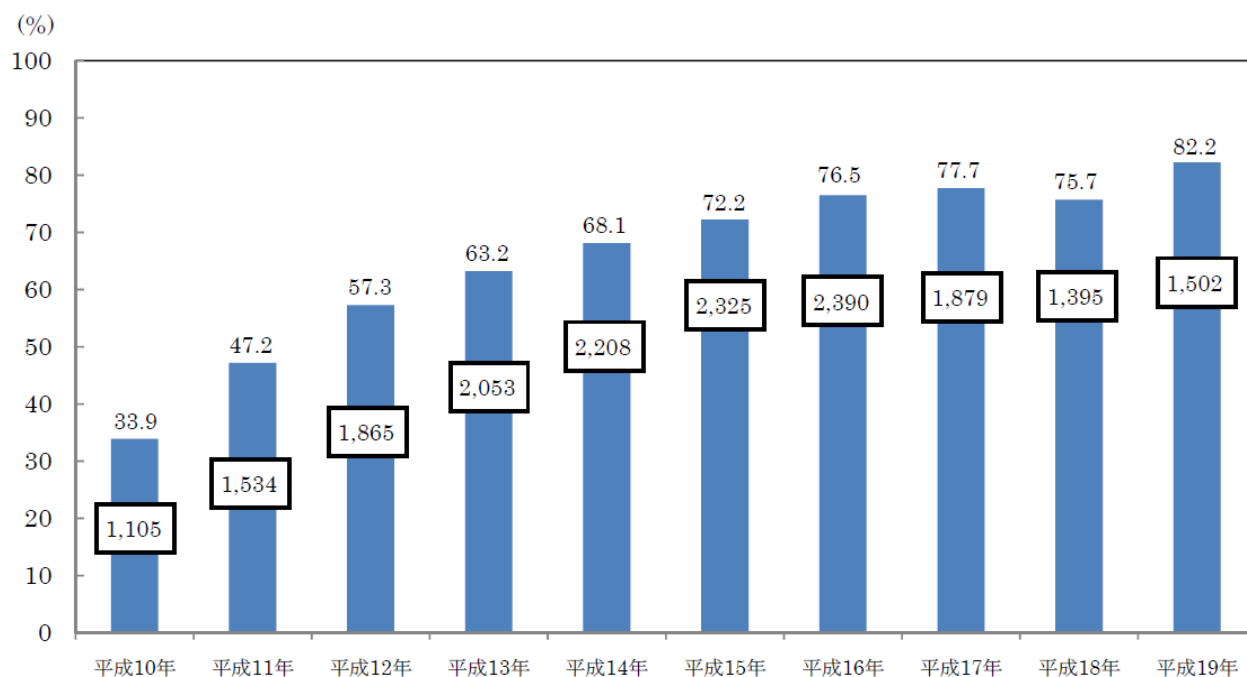
地域における防災の総合的な計画である地域防災計画については、既に全都道府県とほぼ全ての市町村で作成されているが、災害対策基本法においては、地域防災計画について毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないこととされており、地域の実情を踏まえた計画の見直しが必要である。

(有効性)

消防庁では、地域防災計画の点検・見直しを地方公共団体に要請するとともに、各地方公共団体の地域防災計画の内容が一層具体的かつ実践的なものとなるよう、平成17年7月に「地域防災計画データベース」の運用を開始したところである。これらの取組により各地方公共団体の地域防災計画の見直し（阪神・淡路大震災以降）が促進され、修正率は平成19年4月1日現在で82.2%と、平成18年4月1日現在の修正率75.7%に比べ、6.5%上昇したことから、施策の有効性が認められる。

○市町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況

(各年4月1日現在、比率は全市町村数に占める割合)



※ グラフ内の枠内の数字は、修正した市町村数を表す。

(効率性)

地域防災計画の見直しについては、消防庁による「地域防災計画データベース」の運用により、他の地方公共団体の計画との比較・検証が容易になり、各地方公共団体による効率的な計画の見直しが可能となっている。

(g) 防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進

(必要性)

公用・公共用施設の多くは不特定多数の利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められることから、災害応急対策を円滑に実施するために、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設などの公共施設等の耐震化が必要である。

(有効性)

防災拠点となる公共施設等の耐震化については、公共施設等耐震化事業（起債事業）による財政支援や地方公共団体の担当者のために「防災拠点の耐震化促進資料（耐震化促進ナビ）」を作成し、情報提供を行うことにより地方公共団体における公共施設等の耐震化について支援しているところである。

こうした取組の効果もあり、耐震化の緊急性が高い公共施設等については、平成 18～21 年度で耐震改修を予定していた棟数のうち、既に約 4 割が耐震改修を終えている。

また、防災拠点となる公共施設等の全体の耐震率という観点でも、平成 17 年度の調査では、平成 21 年度末の耐震率を 59.8%と見込んでいるが、平成 18 年度の調査における同年度末の耐震率見込みは 59.6%であり、見込みを上回るペースで確実に進んでいることから、耐震化促進のための取組に有効性が認められる。

(C) 救急業務の充実・高度化

(a) 救急需要対策

(必要性)

現在、少子高齢化の進展や住民意識の変化並びに核家族化等に伴って救急需要が拡大しており、救急出場件数が 10 年間で 55%増加している。一方で、救急隊数は 10%の増加にとどまっていることなどから、救急自動車の平均現場到着所要時間は 10 年間で 6.0 分から 6.6 分と遅延傾向にある。救命率の向上を実現するため、救急需要対策について検討し、真に救急自動車を必要とする傷病者へ円滑に対応することができる救急業務実施体制を確保することが必要である。

(有効性)

平成 19 年 4 月 1 日現在の救急隊数は 4,846 隊と、前年比で 67 隊増となっており、引き続き救急隊の確保に取り組み、救急体制の充実を図っているところであるが、これに加え、救急需要の増加への対応として、民間の患者等搬送事業者の活用促進や市民への情報提供サービスの充実、さらには、119 番通報受信時等における緊急度・重症度の選別（トリアージ）の実用化に関する検討などを行い、特例措置として救急隊編成の弾力化を構造改革特区において本格導入することとするなど、新たな視点から有効性の高い施策を実施しているところである。

また、消防防災ヘリコプターによる離島、山間部等における迅速な急患搬送や、大規模災害等における広域的な救急搬送は、後遺症の軽減を含めて高い救命効果が期待できることから、ヘリコプターの機動力を活かした救急活動を推進しているところである。これにより、消防防災ヘリコプターによる救急搬送件数は、平成 18 年中が 2,762 件と平成 17 年中の 2,492 件から 270 件増加してい

るところであり、ヘリコプターによる救急業務実施体制の整備は非常に有効性の高い取組であると認められる。

(効率性)

緊急性のない者を搬送対象とする、消防機関が認定した患者等搬送事業者については、平成20年1月1日現在、514社の登録があり、前回調査時の424社より着実に伸びており（平成18年10月1日）、救急需要対策において民間事業者の効率的な活用が図られている。

(b) 高度な救急救命処置の実施

(必要性)

高度な救急救命処置の実施により救命率の向上が期待できることから、引き続き救急救命士の養成を促進するとともに、救急救命士の処置範囲の拡大に係る検討を行うほか、救急搬送時における救急救命士や救急隊員による質の高い救急救命処置等の実施を確保するため高規格救急自動車の整備促進を図る。また、消防機関と医療機関との連携を強化し、救急救命処置等の適切な実施に必要な医師による常時指示体制、医学的観点からの事後検証体制、救急救命士の資格取得後の再教育・研修体制を確保するため、メディカルコントロール体制の充実・強化を推進することが必要である。

(有効性)

救急隊に配備されている救急救命士（運用救急救命士）の数は平成19年4月1日現在において17,218人（対前年比750人増）であり、救急隊員に占める割合も30.3%（対前年比1.4%増）と増加している。また、救急救命士が配置された救急隊の割合は86.3%（対前年比3.9%増）となっており、平成23年度に目標としている90%に向けて着実に進行している。さらに、救急救命士の処置範囲も拡大しており、平成15年4月から医師の具体的指示なしでの除細動が、平成16年7月からは気管挿管が、平成18年4月からは薬剤投与がそれぞれ行うことができることとなった。これらの結果、救急救命士によって処置された傷病者の救命率は平成18年には8.8%（対前年比1.2%増）となっており、救命率の向上につながっている。

高規格の救急自動車の配備台数は、平成19年4月1日現在4,391台で、全体の74.7%（対前年度比2.8%増）を占めており、高度な救急救命士の運用体制の充実に係る財政措置（緊急消防援助隊設備整備補助金、地方交付税措置等）等の取組の成果は上がってきている。

救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、一層重要性が増しているメディカルコントロール体制については、各都道府県単位及び各地域単位のメディカルコントロール協議会の設置が全て完了し、医療機関と消防機関の連携体制の充実・強化及び医学的観点からの救急業務の質的向上が図られており、救命率の向上に寄与するものとしてその有効性が認められる。

(効率性)

高水準で推移する救急需要に対応するため、平成19年度は、構造改革特区として、コール・トリアージ（119番通報受信時における指令室トリアージ）を活用し、救急隊編成の弾力的な運用を認めることとしており、救急搬送の効率化を図っている。

(c) 住民による応急手当の実施

(必要性)

平成 18 年中の救急自動車による平均現場到着所要時間は 6.6 分であるのに対し、心肺機能停止傷病者は、応急手当等を実施しない場合の救命率は著しく低くなることから、救急自動車到着前のバイスタンダーによる応急手当の実施は、救命率の向上に大きく寄与するものと考えられる。

平成 18 年における救命講習受講者数は、約 147 万人で、平成 14 年以降 100 万人を超えているところであるが、救命率を向上させるため、今後も受講者数の増加を図っていく必要がある。

(有効性)

平成 18 年中には約 147 万人が救命講習を受講し、平成 18 年の心肺機能停止傷病者への応急手当の実施率も、前年比 1.3%増の 35.3%となるなど、消防機関による応急手当の普及啓発活動が一定の成果を上げており、救命率の向上に寄与している。心肺機能停止傷病者に対する家族等による応急手当の実施有無別救命率を見ると、応急手当が実施されている場合は、実施されていない場合よりも 0.7%高くなっており（平成 18 年中）、取組の有効性が認められる。

(D) 国民保護体制の整備

(a) 国民保護訓練の実施

(必要性)

国民保護訓練（国と地方公共団体が共同して行う訓練（共同訓練）及び地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練））は、国民保護法において努力義務として定められているところである。平時において、いざというときに迅速に国民保護措置が実施できるよう、国民保護訓練の実施が必要である。

(有効性)

国民保護計画等を実効性のあるものとするためには、平素から様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、国民保護措置に関する対処能力の向上や関係機関との連携の強化を図ることが有効である。

平成 19 年度は、訓練を実施する都道府県が昨年度より増加しており、都道府県を中心に 72 件が実施された（平成 18 年度は 35 件）。このうち、共同訓練が 15 件、単独訓練が 57 件実施された。また、商業施設や生活関連施設を対象としたテロを想定したもの、石油基地や原発を対象としたものなど、地域それぞれの事情に応じたシナリオを想定した実践的な訓練も行われているところである。

(b) 情報伝達・提供手段の整備

(必要性)

国民保護法においては、有事の際に、住民への情報伝達が義務づけられており、いかに迅速に伝達できるかが被害の最小化のために極めて重要な要素である。そのため、消防庁から衛星通信ネットワークを用い同報系の市町村防災行政無線を通じて、情報等を人手を介さず、瞬時かつ自動的に住民に伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備を進めることが必要である。また、

国民保護に定められている安否情報の照会・回答事務に係るシステム（安否情報システム）についても、全国統一に運用を開始したところであり、地方公共団体における運用体制の整備を図ることが必要である。

（有効性）

防災対策事業債の充当対象として財政的支援措置を講じたこと等により、市町村防災行政無線の整備率は、平成 19 年 3 月 31 日現在、75.2%（速報値：対前年度比 0.6 ポイント増）となり着実に増加していることから、防災行政無線の整備推進のための施策について有効性が認められる。

また、弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない場合において、消防庁から通信衛星を経由して都道府県、市町村に警報の内容を直接伝えるとともに、市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレンを自動吹鳴させることなどを可能とする全国瞬時警報システム（J-A L E R T）は、平成 20 年 6 月 25 日現在、41 都道府県 62 市区町村で情報の受信、同報系防災行政無線等の自動起動を開始している。

安否情報システムについては、平成 19 年度に運用試験を実施したところであり、平成 20 年 4 月 25 日から運用を開始したところである。

これらのシステムを整備することは、有事の際、迅速かつ確実に情報を伝えることが可能となるため、住民の生命を守り、避難住民支援のために極めて有効な施策である。

（効率性）

市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、安否情報システムなどの情報伝達・提供手段を整備することで、効率良く迅速かつ確実な情報を国民に伝達・提供することが可能となっている。

5 今後の課題と取組の方向性

（1）政策の課題と取組の方向性（総括）

消防庁では大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会を実現するために、社会情勢に応じ、消防防災・危機管理に係る制度の立案、組織体制の整備、普及啓発活動等を実施してきたところである。

近年の政策的な主な課題としては、まず、消防法等の制度改革を行った事案に対する制度の定着が挙げられる。大規模・高層の防火対象物の管理者に、消防計画の作成及び自衛消防組織の設置を義務付けた平成 19 年度の消防法の改正や、住宅に住宅用火災警報器等の設置を義務付けた平成 16 年度の消防法の改正などで制定した制度等を、いかに定着させていくかが課題である。

また、大規模災害やテロ・武力攻撃等に対する、組織体制の強化が課題としてあげられる。緊急消防援助隊の拡充や消防の広域化の推進、消防団員数の増加、救急需要への対応など、国・地方を通じた組織体制の拡充が課題となっている。

さらに、国民への消防防災・危機管理に対する認識と理解を向上させるための普及・啓発活動も重要な課題となっている。

これらの課題に対し、消防庁では引き続き、効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>ア 住宅火災対策</p> <p>【課題】</p> <p>住宅火災による死者数の減少を図るため、住宅用火災警報器等の既存住宅への早期設置や、防火安全性の確保のため、着火抑制の機能を持つ防災品の普及の促進が課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>火災予防対策の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅用火災警報器等の普及促進に係る事業 	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>住宅防火対策については、高齢化の進展に伴い死者数の増加が懸念される状況を踏まえた上で、住宅用火災警報器等の設置、防災製品導入等の総合的な住宅防火対策を普及促進する方向で推進していく。</p>
	<p>(予算要求)</p>	<p>○ 事業の継続を検討。</p>
	<p>(制度)</p>	<p>○ 従来どおり。</p>
<p>(実施体制)</p>	<p>○ 関係機関等との連携に基づく住宅防火対策の推進。</p>	
<p>イ 大規模地震に対応した自衛消防力の確保</p> <p>【課題】</p> <p>改正消防法の施行後、大規模地震に対応した消防計画の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられる大規模・高層の防火対象物の関係者に対し、制度を確実に定着させるための指導・監督が課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>火災予防対策の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火対象物の大規模化・複雑化等に伴う防火安全体制の向上についての検討に係る事業 民間事業所における自衛消防力の確保に係る事業 	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>改正消防法の施行後についても、制度の定着を図るため継続的な指導を推進していく。</p>
	<p>(予算要求)</p>	<p>○ 事業の継続を検討。</p>
	<p>(制度)</p>	<p>◎ 政省令改正が必要。</p>
<p>(実施体制)</p>	<p>○ 消防計画のガイドラインの策定や優良事例の紹介、消防機関への技術支援等により民間事業所における自衛消防力の確保を促進。</p>	

今後の課題	取組の方向性	
<p>ウ 防火対象物の火災予防対策</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火対象物の定期点検を推進することにより適切な防火管理を図るとともに小規模雑居ビルでは法令改正に伴う新たな違反要因等により違反率が高くなっていることから立入検査等を強化することが課題。 カラオケボックス店等の小規模施設における安全対策のあり方を検討するとともに認知症高齢者グループホーム等における消防用設備等の設置基準等を見直しつつ広報・普及啓発に取り組むことが課題。 <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>火災予防対策の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災危険性の高い小規模施設に対応した防火対策の検討に係る事業 消防法令に係る違反是正推進事業 	<p>見直し・改善の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物の定期点検については、点検率の向上を推進していく。 小規模雑居ビルをはじめとした法令違反対象物の是正について指導を推進していく。 カラオケボックス等の小規模施設における火災発生の状況を踏まえ、安全性を確保するために設備設置基準等を見直す。 認知症高齢者グループホーム等における設備設置基準等の見直しを踏まえ、推進方策を検討していく。
		<p>(予算要求)</p>
	<p>(制度)</p>	<p>◎ 政省令改正が必要。</p>
	<p>(実施体制)</p>	<p>○ 違反処理データベースの充実、消防機関における立入検査及び違反是正に関する体制の充実及び事例検討等。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p>エ 放火火災防止対策</p> <p>【課題】 放火火災の低減を図るため、「放火火災防止対策戦略プラン」の継続的な改善を図りつつ、同プランを活用した地域全体で取り組む「放火されない環境づくり」を確立することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 火災予防対策の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・住宅及び市街地における放火火災防止対策推進事業</p>	見直し・改善の方向性	放火火災防止対策については、依然として放火が火災原因の第1位である状況を踏まえ、地域全体で取り組む放火火災防止対策を強化する方向で推進していく。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(制度)	○ 従来どおり。
(実施体制)	○ 「放火火災防止対策戦略プラン」に係る全国の取組状況を取りまとめ、同プランの内容を改善に活用。	
<p>オ 危険物事故防止対策の充実強化</p> <p>【課題】 a 危険物施設の安全対策の総点検として、屋外タンク等の安全対策の総点検の実施、「危険物事故防止アクションプラン」に基づく官民一体となった総合的な事故防止対策、危険物流出等の事故原因調査の効果的な活用、危険物施設の腐食防止・抑制対策等、危険物事故防止対策の充実強化を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 火災予防対策の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・内部浮き蓋付き屋外貯蔵タンクの耐震性及び安全性確保のための調査・検討事業 ・「危険物事故防止アクションプラン」に基づく、事故防止対策事業 ・危険物施設の腐食劣化等に関する調査・検討事業</p>	見直し・改善の方向性	危険物事故対策の充実強化については、依然として危険物施設における事故件数が増加傾向にあることから、総合的な対策強化の方向で推進していく。
	(予算要求)	◎ 予算枠の拡大を検討。
	(実施体制)	<p>◎ 改正について検討。</p> <p>◎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外タンク貯蔵所における内部浮き蓋に係る調査・検討により、耐震性、安全性の確保のための技術基準を制定。 ・「危険物事故防止アクションプラン」に基づく、官民一体となった事故防止対策の強化。 ・危険物施設の腐食防止・抑制対策、劣化した危険物施設を継続使用するための安全対策の検討。 ・地下貯蔵タンク・地下配管の健全性評価を行う手法の検討。 ・危険物流出事故の原因調査結果の効果的な活用方法の検討。

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 b バイオマス燃料等の新技術・環境技術に関する安全対策に取り組むとともに、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価を推進することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 火災予防対策の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・E10、BDF等のバイオマス燃料の安全性評価に係る事業 ・新規危険性物質の早期把握及び危険性評価に係る事業</p>	見直し・改善の方向性	新技術・環境技術に関する安全対策については、バイオマス燃料への関心や需要が高まっていることから、着実に推進していく。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(実施体制)	◎ 改正について検討。 ◎ ・バイオマス燃料に係る実証実験、新規危険性物質の調査・検討を行う等、新技術・新素材の活用等に対応した安全対策のあり方について検討。 ・新規危険性物質について危険性評価を実施。
<p>【課題】 c 石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の充実強化を図るため、大容量泡放射システムの本格的な導入に向けた県域を越える広域的な防災体制を確立するとともに、原子力施設における防火防災対策の充実強化を図るため、関係機関との連携の強化を進めていくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 火災予防対策の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・大容量泡放射システムの相互活用等の促進に向けた防災体制のあり方に関する検討に係る事業 ・消防機関と原子力事業者等との円滑な連携についての検討に係る事業 ・「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」等の見直しに係る事業</p>	見直し・改善の方向性	大容量泡放射システムの配備状況を踏まえ、引き続き、広域的な防災体制の強化を推進していく。 関係機関との連携により、引き続き、原子力施設における自衛消防体制等防火防災対策の充実強化を推進していく。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(実施体制)	○ 従来どおり。 ○ ・大容量泡放射システムの相互活用等のあり方について検討。 ・原子力施設における消防訓練のあり方について検討。

今後の課題	取組の方向性	
<p>カ 消防防災に係る科学技術の研究・開発</p> <p>【課題】</p> <p>今後、複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、新技術等を利活用した消防防災に関する研究開発のより一層の推進が課題。</p> <p>また、競争的研究資金制度については、効果を最大限に発揮させるために、消防機関等の現場ニーズに即した研究開発に重点を置くなど制度の充実を図るとともに、今後も採択課題の早期決定等必要に応じ制度の改革を行うことが課題。また、研究が終了したものについては、事後・追跡評価等を行い、施策等に反映していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>火災予防対策の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <p>・消防防災体制の整備に係る技術研究開発事業</p>	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>消防防災に関する研究開発については、日々刻々と進化する科学技術等の動向を踏まえた上で、多種多様な消防防災の課題について研究し、課題解決を図る方向で推進していく。</p> <p>競争的研究資金制度については、年度ごとの契約という事務手続を踏まえた上で、研究の連続性、円滑な研究支援体制を確立する方向で推進していく。</p>
	<p>(予算要求)</p>	<p>◎ 予算枠の拡大を検討。</p>
	<p>(制度改正)</p>	<p>○ 従来どおり。</p>
	<p>(実施体制)</p>	<p>◎ 消防防災に関する研究開発をより一層推進。競争的研究資金に係る研究成果について事後・追跡評価等を行い、施策等に反映することを検討。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p>キ 消防の広域化の推進</p> <p>【課題】 災害の多様化・大規模化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、市町村の消防の広域化を推進することにより、消防体制の充実強化を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・消防広域化推進アドバイザーの派遣 ・消防広域化セミナーの開催 ・手引き書の作成・配布</p>	見直し・改善の方向性	消防体制の充実強化が求められる中で、消防の広域化については、市町村が消防の広域化を検討する際にきめ細かく助言する方向で推進していく。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(制度)	○ 従前どおり。
	(実施体制)	◎ ・消防広域化推進アドバイザーの派遣。 ・消防広域化セミナーの実施。
<p>ク 緊急消防援助隊の充実強化</p> <p>【課題】 緊急消防援助隊については、引き続き基本計画に基づく施設の整備と登録部隊数 4,000 隊への増強を図り、大規模災害発生時における消防の応援体制を強化することが課題。</p> <p>また、過去の緊急消防援助隊の出動時の教訓を踏まえ、災害発生直後の情報収集体制の強化を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・緊急消防援助隊設備整備費補助</p>	見直し・改善の方向性	平成 20 年度末までに、登録目標である 4,000 隊規模を達成する見込みである。また、平成 20 年度に基本計画を見直し、登録部隊の計画的な増強及び施設・設備等の充実強化を推進する。
	(予算要求)	◎ 予算枠の拡大を検討。
	(制度)	◎ 改正について検討。
	(実施体制)	◎ ・緊急消防援助隊施設の整備促進。 ・ヘリコプターテレビ電送システムの全国的な整備の推進。 ・毎年度実施している地域ブロック合同訓練の充実を図り、迅速な出動及び指揮・連携能力の強化を図る。

今後の課題	取組の方向性	
<p>ケ 消防団員の確保・活動環境の整備</p> <p>【課題】 地域の防災力の低下を招かないよう消防団員数の減少傾向に歯止めをかけ、地域防災の中核的存在である消防団の強化のため団員数が増加に転じるような方策を引き続き検討することが課題</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・消防団活動の周知のための各種媒体を活用した広報 ・消防団協力事業所表示制度の普及 ・消防団員確保アドバイザー派遣制度の活用促進</p>	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>消防団の充実に関しては、引き続き団員数の増加を図るため、資機材等の整備、団員の処遇等の改善、事業所との連携、マスメディア等を活用した広報の実施を図るなど、消防団員の確保・活動環境の整備を行っていく。</p>
	<p>(予算要求)</p>	<p>○ 事業の継続を検討。</p>
	<p>(実施体制)</p>	<p>◎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団協力事業所表示制度の全国的な普及浸透。 ・消防団員確保アドバイザー派遣制度の活用促進。 ・マスメディア等を活用した広報の実施。
<p>コ 自主防災組織の充実強化</p> <p>【課題】 自主防災組織については、組織率が低い地域の結成促進を図るとともに、行政と住民が一体となった情報収集伝達・警戒避難体制の整備や大規模な災害を想定しての防災訓練の実施等を促進していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・地域安心安全ステーション整備モデル事業</p>	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>自主防災組織連絡協議会設置や地域安心安全ステーション整備モデル事業による地域の連携等の促進、テレビ番組・消防庁 HP による防災知識の普及啓発等を引き続き実施し、自主防災組織の充実強化を図っていく。</p>
	<p>(予算要求)</p>	<p>○ 事業の継続を検討。</p>
	<p>(実施体制)</p>	<p>○</p> <p>地域安心安全ステーション整備モデル事業を、引き続き、全国 103 ヲ所で実施。</p>

今後の課題	取組の方向性		
<p>サ 地域防災計画の見直し</p> <p>【課題】 地方公共団体に対し、地域防災計画の実効性を高めるため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な見直しを求めていくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・地域防災計画データベースの維持管理</p>	見直し・改善の方向性	地域防災計画の見直しについては、地域の実情に即した具体的かつ実践的な見直しが求められていることを踏まえ、地域防災計画データベースの運用及び都道府県地域防災計画の内容の比較・検証を通じて、より適切な計画への見直しを行える環境整備を推進していく。	
		(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
		(制度)	○ 従来どおり。
		(実施体制)	○ 災害対策基本法に基づく地域防災計画の作成・修正に係る意見を処理しつつ、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体への支援を実施。
<p>シ 防災拠点となる公共施設等の耐震化</p> <p>【課題】 耐震化の緊急性の高い公共施設等に加え、防災拠点となる公共施設等全体の耐震化を着実に推進していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化</p> <p>【主な事務事業】 ・公共施設等耐震化事業（起債事業） ・防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、公共施設等耐震化事業（起債事業）等を活用し、耐震化緊急実施計画を推進していく。	
		(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
		(制度)	○ 従来どおり。
		(実施体制)	◎ 引き続き、公共施設等耐震化事業（起債事業）及び防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査を実施し、地方公共団体による公共施設等の耐震化を促進。

今後の課題	取組の方向性	
<p>ス 救急需要対策</p> <p>【課題】</p> <p>a 救急需要対策への取組</p> <p>引き続き救急隊の確保を図るとともに、救急需要対策に取り組むことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>救急業務の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急車の適正利用の推進 ・民間患者等搬送事業者の活用促進 ・救急業務高度化推進検討会（トリアージ作業部会）の開催 	見直し・改善の方向性	構造改革特区における救急隊編成弾力化事業に係るコール・トリアージの本格導入をうけ、その有効性及び全国展開の可能性について検証するなど、新たな対策についても取組を進める。
	(予算要求)	◎ 予算枠の拡大を検討。
	(制度)	○ 従来どおり。
	(実施体制)	◎ 従来の救急需要対策に加え、構造改革特区におけるコール・トリアージの運用状況をフォローするなど、救急需要対策を総合的に推進。
<p>【課題】</p> <p>b 消防防災ヘリコプターの救急出動</p> <p>住民の安心・安全の確保の観点からも、その機動力を活かした救急業務への積極的な活用を推進していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>救急業務の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会の開催 	見直し・改善の方向性	365日24時間運航体制への移行を目指しつつ、MC体制の拡充、救急救命士の配置等の対策について取組を進める。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(制度)	○ 従来どおり。
	(実施体制)	○ 「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会」等における検討結果を踏まえ、消防防災ヘリコプターの配備について、住民の安心・安全の確保の観点から、その機動力を活かした救急業務への積極的な活用を推進。

今後の課題	取組の方向性	
<p>セ 高度な救急救命処置の実施</p> <p>【課題】</p> <p>a 救急救命士に対する再教育の充実 気管挿管、薬剤投与等の実施可能な救急救命士の更なる養成のため、講習及び実習の推進を図るとともに、救急救命士の再教育体制を充実することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 救急業務の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急業務高度化推進検討会（メディカルコントロール作業部会）の開催 ・救急救命士に係る講習及び病院実習の修了状況等調査を実施 	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>平成19年度救急業務高度化推進検討会報告書を踏まえ、救急救命士の再教育体制の充実を図る。</p>
<p>（予算要求）</p>		<p>◎ 予算枠の拡大を検討</p>
<p>（制度）</p>		<p>○ 従来どおり。</p>
<p>（実施体制）</p>	<p>○ 救急救命士に対する気管挿管、薬剤投与等の再教育について、平成19年度救急業務高度化推進検討会報告書に示された再教育プログラムの実施体制の整備を促進するとともに、今後の体制のあり方について検討。</p>	
<p>【課題】</p> <p>b 救急救命士・救急隊員の養成促進 救急救命士が配備された救急隊の割合は平成19年4月1日現在86.3%となっているが、配備状況については地域によって偏りがあることから、地域バランスも考慮し、更なる救急救命士の養成を図ることが必要。また、救急隊の増加等の要因もあることから、救急隊員に対する救急科等の教育のさらなる推進が課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 救急業務の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政措置等による養成促進 ・全国救急隊員シンポジウム等の推進 	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>救急救命士運用隊数の割合の低い地域については重点的に養成を図るとともに、救急隊員の更なる教育を推進。</p>
<p>（予算要求）</p>		<p>○ 事業の継続を検討。</p>
<p>（制度）</p>		<p>○ 従来どおり。</p>
<p>（実施体制）</p>	<p>○ 高規格救急自動車整備促進事業等により、救急救命士の養成期間中における救急隊員の確保に必要な経費について、財政措置を講じることとしており、更なる救急救命士の養成を推進する。</p>	

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 c 高規格の救急自動車の整備 救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合は平成 19 年 4 月 1 日現在 74.7%となっており、救急救命士の養成と併せて、引き続き整備が課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 救急業務の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・高規格救急自動車整備促進事業の実施 ・緊急消防援助隊設備整備費補助金として事業を実施</p>	見直し・改善の方向性	高規格救急自動車整備促進事業の開始により、救急自動車の更新・整備を促進する。
	(予算要求)	○ 緊急消防援助隊設備整備費補助金として事業の継続を検討。
	(制度)	○ 高規格救急自動車整備促進事業の実施(平成 20 年度から平成 22 年度)。
	(実施体制)	○ 高規格救急自動車整備促進事業を開始し、高規格救急自動車の配備率向上を目指す。
<p>【課題】 d メディカルコントロール体制の充実 メディカルコントロール協議会は、すでに各都道府県単位及び各地域単位では、全て設置が完了したが、活動の実態については、地域差が大きいと見られ、今後は、設置目的に沿った活動が行われるよう支援するなど、メディカルコントロール協議会の質を全国的に底上げすることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 救急業務の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・全国メディカルコントロール協議会連絡会の開催 ・救急業務高度化推進検討会(メディカルコントロール作業部会)の開催 ・「救急の日」及び「救急医療週間」における普及啓発活動の実施</p>	見直し・改善の方向性	救急業務高度化のため、メディカルコントロール体制の一層の強化を推進する。
	(予算要求)	◎ 予算枠の拡大を検討。
	(制度)	◎ 制度の新設について検討が必要。
	(実施体制)	◎ メディカルコントロール体制については、全国的な質の底上げを図るため、全国メディカルコントロール協議会連絡会を開催し、実態調査と現状把握を行うとともに、先進事例等各地域の実情についての情報交換等を引き続き実施するほか、メディカルコントロール協議会の法的位置づけの明確化を含めたメディカルコントロール体制の一層の強化を推進。

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 e 救命効果の検証・分析の高度化 救急救命処置や応急手当の救命効果の検証・分析をより詳細かつ正確に行い、政策に反映させることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 救急業務の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・救急統計活用検討会（仮）の開催 ・ウツタイン統計の活用による救命処置効果等の検証 ・救急オンラインシステムの充実</p>	見直し・改善の方向性	ウツタイン統計及び救急オンラインシステムのより効果的な活用を図る。
	（予算要求）	○ 事業の継続を検討。
	（制度）	○ 従来どおり。
	（実施体制）	◎ 平成17年より導入したウツタイン様式（心肺停止症例を原因・目撃の有無・住民による心肺蘇生の実施の有無等により分類し、それぞれの分類における傷病者の予後を記録する様式）による統計データを活用し、救急救命処置や応急手当の救命効果を詳細に分析するとともに、救急オンラインシステムの充実を図る。
<p>ソ 住民による応急手当の実施</p> <p>【課題】 現場における住民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、講習会等の一層の推進が課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 救急業務の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・消防機関における救命講習の実施促進 ・「救急の日」及び「救急医療週間」における普及啓発活動の実施</p>	見直し・改善の方向性	住民による応急手当の実施体制の充実強化を図る。
	（予算要求）	○ 事業の継続を検討。
	（制度）	○ 従来どおり。
	（実施体制）	○ 住民による応急手当の実施については、早期に広く普及啓発活動を行っていく必要があるため、AEDの内容を含めた講習会等の実施をさらに推進していくとともに、講習会等の状況のフォローアップを行い、効果的な施策のあり方を検討。

今後の課題	取組の方向性	
<p>タ 情報伝達手段の整備</p> <p>【課題】 有事の際、市町村は、J－A L E R Tを活用して、住民に対し警報を伝達することとなるため、引き続きその整備・普及を推進することが課題。</p> <p>安否情報システムの普及・定着を図ると共に、自然災害・事故等での活用を進めるため、情報入力体制の整備を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 国民保護体制の整備</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J－A L E R Tの整備 ・ 安否情報システムの運用 	見直し・改善の方向性	防災行政無線及びJ－A L E R Tについて、地財措置等により全国的な整備・普及を図るとともに、国民保護訓練等を通じて安否情報システムの普及・定着を図る。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(制度)	○ 従来どおり。
(実施体制)	○ 防災行政無線及びJ－A L E R Tについては、地方の財政状況や技術動向を踏まえ、整備・普及を推進していく。 安否情報事務については、地方公共団体の意向を踏まえ、体制の整備及び安否情報システムの普及を支援していく。	
<p>チ 国民保護訓練の実施</p> <p>【課題】 国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 国民保護体制の整備</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護共同訓練 ・ 国民保護共同訓練セミナー ・ ブロック会議 	見直し・改善の方向性	共同訓練については、引き続きシナリオ作成に関する助言や、訓練の検証、財政支援を行うこと等により、積極的に支援していく。 単独訓練については、地方公共団体が単独で訓練を実施することが出来るようマニュアルを作成し各自治体に配布してきた。今後は、シナリオのサンプルを作成することなどにより積極的に訓練を推進していく。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(制度)	○ 従来どおり。
(実施体制)	○ 地方公共団体が単独で実施する訓練についても、全国会議等の機会を通じて要請。	

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

(ア) 目標設定に活用

- ・総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、小澤委員より火災件数について発言があったことを受け、参考となる指標に「出火件数」を追加した。
- ・総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、小澤委員より「心肺停止傷病者に対する応急手当の実施有無別救命率」の指標に救命者数を加えるよう指摘があったことを受け、検討した結果、指標を「心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別 1 か月後生存率及び生存者数」に変更した。
- ・総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、土井委員から救急自動車による病院までの搬送時間について指摘があったことを受け、参考となる指標に「救急自動車による収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）」を追加した。

(イ) 評価書の内容に反映

- ・総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、柿本委員より国際救助についても評価書に載せるよう指摘があったことを受け、検討した結果、評価書の内容に国際救助の内容を反映した。

(2) 評価に使用した資料等

「消防白書（平成 19 年版）」

<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h19/index.html>